岩手県環境基本計画

策定 令和3年3月

〔改訂 令和8年3月〕

岩 手 県

目　次

はじめに 1

1 計画策定の趣旨 1

2 計画の位置づけ及び役割 2

3 計画の期間 3

第1章 総論 4

1 現状と課題 4

（1） 環境・経済・社会の複合的課題 4

（2） 気候変動 6

（3） 資源循環 10

（4） 生物多様性と自然環境 12

（5） 環境リスク 14

（6） 環境教育 16

2 今後の環境施策の展開の基本的な方向 18

（1） 環境・経済・社会の一体的な向上 18

（2） 環境を通じた「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成 19

（3） 「温室効果ガス排出量の 2050 年実質ゼロ」を目指した取組の推進 21

3 本県の環境施策が目指す将来像と施策体系 22

（1） 本県の環境施策が目指す将来像 22

（2） 施策体系 23

第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 26

1 地域資源の活用による環境と経済の好循環 27

（1） 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築 29

（2） 地域資源を活用した自然共生型産業の振興 31

（3） 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり 33

（4） 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興 33

2 自然と共生した持続可能な県土づくり 37

（1） 快適で魅力あるまちづくりの推進 39

（2） 自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用 40

（3） 気候変動リスクを踏まえた防災・減災 41

3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現 44

（1） 環境にやさしく健康で質の高い生活の推進 46

（2） 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実 47

第3章 環境分野別施策 50

1 気候変動対策 52

（1） 省エネルギー対策の推進 54

（2） 再生可能エネルギーの導入促進…… 56
（3） 適切な森林整備等による吸収源対策の推進…… 57
（4） 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応…… 58
2 循環型地域社会の形成 59
（1） 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用(3R)+Renewable の推進…… 60
（2） 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築…… 62
（3） 廃棄物の適正処理の推進…… 62
3 生物多様性の保全・自然との共生 64
（1） 生物多様性の保全・増進…… 66
（2） 自然とのふれあいの促進…… 69
（3） 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上…… 70
4 環境リスクの管理 72
（1） 大気環境の保全…… 73
（2） 水環境の保全…… 74
（3） 土壌環境及び地盤環境の保全…… 74
（4） 騒音・振動・悪臭対策の推進…… 74
（5） 化学物質の環境リスク対策の推進…… 75
（6） 監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応…… 75
（7） 放射性物質による影響の把握等…… 76
（8） 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進…… 76
（9） 北上川清流化対策の推進…… 76
5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進 77
（1） 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進…… 79
（2） 環境に配慮した行動・協働の推進…… 80
第4章 計画の推進・進行管理 82
1 計画の推進 82
2 計画の進捗状況の点検 85
3 計画の進捗状況の点検結果の活用 86
4 社会経済情勢の変化等を踏まえた目標及び施策の弾力的な対応 86
参考1 施策推進指標一覧…… 87
参考2 「環境教育等行動計画」関連施策一覧…… 90
参考3 「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策とSDGsとの関係」… 93
参考4 「環境分野別施策と SDGs との関係」…… 95
参考5 「用語解説」…… 97

はじめに

1 計画策定の趣旨

県では、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」第 11 条の規定により、本県の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 11（1999）年9月に最初の岩手県環境基本計画を策定した。その後、平成 22（2010）年 12 月に第2次計画を策定し、各種施策を推進してきたが、今般、計画の最終年度を迎えることから、この間の社会情勢の変化や環境を取り巻く現状と課題など時代の潮流を見据えながら、新たな「岩手県環境基本計画」を策定するものである。

第2次計画の策定直後の平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災津波は、広範な地域に甚大な影響をもたらした。震災からの復旧・復興に向けて、県では、被災者「一人ひとりの幸福追求権を保障する」ことを、基本方針を貫く原則の一つとして位置づけ、復興に向けて今日まで県民一丸となって取り組んできた。

環境分野においても、持続的な発展が可能な社会を構築するため、私たちの暮らし方、社会のあり方を、地球環境への負荷が少ないものへ大きく変革することを目指し、「みんなの力で次代へ引き継ぐいわての「ゆたかさ」」を基本目標として掲げ、県民や NPO、事業者、市町村など県内のあらゆる主体と協働し、施策を展開してきた。

この間、世界では、地球規模の環境の危機を背景として、平成 27（2015）年に、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や、温室効果ガスの排出削減に向けた新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されるなど、持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、考え方の大きな転換（パラダイムシフト）が進んでいる。

また、国では、これらの動きに対応する形で、平成 30（2018）年に、「第五次環境基本計画」を策定し、環境・経済・社会の課題が相互に密接に連関していることを踏まえ、それらの統合的向上により、地域資源を最大限活用した自立・分散型社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の実現を提唱した。また、令和元（2019）年には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定し、主要7か国で初めて、最終到達点としての「脱炭素社会」の実現を掲げ、気候変動という喫緊の課題に対応するため、我が国の脱炭素化に向けた大胆な施策に取り組むことを打ち出した。

さらに、国では、令和6（2024）年5月に「第六次環境基本計画」を策定し、計画が目指すべき最上位の目的として、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」（以下「ウェルビーイング／高い生活の質」という。）を位置づけた。

本県では、県の施策推進の方向性を示す最上位の計画として、平成 31（2019）年3月に「いわて県民計画（2019～2028）」を策定し、「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を基本目標に掲げ、あらゆる主体が本県の将来像などを共有し、自ら取組を進めていくためのビジョンを示した。

なお、国が「第六次環境基本計画」において最上位の目的に掲げた「ウェルビーイング／高い生活の質」の考え方は、「いわて県民計画（2019～2028）」の基本目標で掲げる、所得などの経済的要素に加え、岩手が持つ多様な豊かさやつながりの価値などにも着目した「幸福」の考え方と目指す方向を同じくするものである。

本計画は、こうした国内外の情勢に的確に対応しながら、本県の多様で優れた環境を持続可能なものとして次世代に引き継いでいくため、長期的な視点に立って、本県が環境分野で目指す将来像を具体的に示すとともに、そこに至る道筋として、2030 年度までに取り組むべき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定めるものである。

2 計画の位置づけ及び役割

本計画は、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」第 11 条に定める本県の環境の保全及び創造に関する基本的な計画である。同条例の前文では、「私たちの住む地球では、悠久の時を経て、多様性に富んだ生態系を持つ環境がつくりあげられてきた。人間は、その環境の恵みを受けつつ、知恵を蓄え、技術を身に付け、文化を築いてきた。（中略）私たちは、正に人間が環境の中で生かされているものであり、その環境が人間のみならず、すべての生命の母体であることを深く認識し、環境の保全と創造に向かって、地域からの一歩を力強く踏み出さなければならない。」と記されている。環境は、人間の知恵、技術、文化の基盤である。このことを国の環境基本計画にならい木に例えるならば、「知恵」や「技術」、「文化」が「花」であり、「環境」は「幹」もしくは「根」である。幹や根がなければ花は咲かず、花が咲いてこそ次の世代につながる実がなるものであり、両者は一体のものである。やがて咲く美しい花のあり様を考えながら、「幹」や「根」を丹念に育てることこそ環境施策の文字通り根幹をなすものであり、本計画は、そのための総合的かつ長期的な目標と施策の方向を示す役割を果たす。

また、本計画は、「いわて県民計画（2019～2028）」の推進に関する環境分野の基本的な方向を定める計画としても位置づけられる。「いわて県民計画（2019～2028）」は、県民や本県に関わる人々の幸福を守り育てるため、10の政策分野を設定するとともに、それぞれに幸福関連指標を設定して取組を展開している。本計画は、持続可能な地域社会の構築に向けて、自然資本を活用しながら、「環境」、「経済」、「社会」の一体的向上を目指しており、環境と経済の好循環、自然と共生した持続可能な県土づくり、環境にやさしく健康で心豊かな暮らしを実現することにより、環境面から県民の幸福度の向上に寄与していく。

これらを踏まえ、県の他の計画のうち、環境の保全及び創造に関する事項を定めるものについては、本計画の基本的な方向性に沿って策定・推進する。このことにより、本計画と県の他の計画との間で相互の連携を図り、本県の環境の保全及び創造に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。

なお、本計画のうち、「生物多様性と自然との共生」に関する部分は「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略として、「持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」に関する部分は「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等行動

計画として、それぞれ位置づける。当該戦略及び計画の実現に向けた施策や事業の実施に当たっては、関係法令の改正や国の計画の見直し等にも的確に対応していく。

3 計画の期間

令和3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とする。

第1章 総論

1 現状と課題

(1) 環境・経済・社会の複合的課題

人口減少と地域課題

本県は、人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化の進展、情報通信技術の進歩など社会経済情勢が大きく変化している中で、環境、経済、社会が相互に関わる複合的な課題に直面している。本県の人口は平成 9(1997)年以降減少を続け、令和6(2024)年は114万人となり、ピーク時(昭和60(1985)年)の143万人と比べ20%減少している。人口の地域的な偏在や、大都市圏への若年層を中心とする人口の流出、生産年齢人口の減少、高齢化が進行している。こうした人口減少や高齢化は、地域経済の縮小、雇用・労働力の減少、地域コミュニティの機能低下、社会保障費の増加や人口の低密度化による行政コストの増大など、地域の社会システムに深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

環境分野においても、例えば、農林業の担い手の減少は荒廃農地の発生や管理の行き届かない森林の増加につながり、狩猟者の高齢化の進行は鳥獣捕獲業務に支障を生じさせる。こうした地域では、自然に対する人間の働きかけが弱まり、里地里山等の自然環境が変化する。その結果、自然とふれあう機会の減少や防災機能の低下、野生鳥獣の生息域の拡大による農林業被害の発生など、自然と調和した人々の暮らしが失われる懸念がある。

エネルギーと防災

平成 23(2011)年3月 11 日に発生した東日本大震災津波は、沿岸の被災地を中心として、県内に大規模かつ長期間にわたる停電とガソリン等の燃料不足をもたらした。私たちは、その経験から、エネルギーの重要性や災害に備えたライフスタイル・ビジネススタイルの見直しの必要性を改めて認識した。今後は、地域の豊富な再生可能エネルギー資源を積極的に活用し、災害時においても地域が一定のエネルギーを賄えるよう、自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めていくことが必要である。また、高度経済成長期前後に整備した社会資本の多くが老朽化しているほか、近年、気候変動が一因となって、台風や豪雨など自然災害が激甚化・頻発化しており、ハード整備とソフト対策を効果的に組み合わせた防災・減災対策を推進することにより、県土の一層の強靱化を図る必要がある。

先端技術を活用した環境課題の解決

一方、海外では、世界人口の増加や新興国の経済成長により、資源・エネルギーの需要が急増しており、これらの将来的な不足が懸念される。資源・エネルギーの輸入価格が高騰すれば、化石燃料のほとんどを海外からの輸入に頼る我が国の経済は、大きな影響を受ける可能性がある。1970 年代の石油危機以降、官民の努力により大幅に改善した我が国のエネルギー効率は既に世界的にも最高水準にあると言われており、個々の設備・機器のエネルギー消費性能は相当程度向上している。こうした中で、将来的な資源不足に伴うリスクを回避し、本県経済を持続可能なものにしていくためには、デジタル化による高精度な需要予測を踏まえた生産量・生産時期の最適化などを通じた更なる省資源・省エネルギー化や、再生

可能エネルギーの活用によるエネルギーの地産地消を実現し、**資源生産性**[1]や**炭素生産性**[2]を飛躍的に高め、企業の競争力を向上させていく必要がある。

また、デジタル化については、新型コロナウイルス感染拡大も契機となって、ビッグデータを活用したビジネスの興隆、電子商取引やリモートワークの普及など経済・社会的に急速な変化を起こしつつある。デジタル化は、電力消費量の増大をもたらすと考えられるものの、エネルギーや製造工程の管理の効率化、シェアリング・エコノミーの普及によるモノの稼働率の向上等の環境負荷の低減に資する可能性がある。さらに今後、生成 AI の普及など、デジタル化は経済社会システムを大きく変革していくと考えられる。

新型コロナウイルス感染症の影響

令和元（2019）年末に中国で発生した新型コロナウイルス感染症は、数か月のうちに世界的大流行（パンデミック）を引き起こし、世界のほぼ全ての地域の社会経済活動に甚大な影響を及ぼした。海外経済は急速に落ち込み、国内においても輸出や鉱工業生産の減少、外出の手控えや営業自粛等による個人消費の悪化が懸念される。感染予防対策としての「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避の取組により、日常生活や職場環境が大きく変化している。環境面においても、感染性廃棄物への対応、プラスチックごみの増加、マスクの着用と熱中症予防の両立などの課題があり、感染予防を踏まえた廃棄物対策や気候変動適応策の推進が必要である。

また、中長期的には、テレワークの増加や移動機会の減少などの新しい生活様式の定着は、温室効果ガス排出量を減少させる可能性がある一方、感染症をめぐる社会・経済問題の深刻化に伴う環境問題への関心の低下が、近年の世界的な気候変動対策の進展を後戻りさせるおそれがある。

ポストコロナと環境施策

世界では、新型コロナウイルス感染症の拡大で落ち込んだ経済を立て直していくため、持続可能な経済復興（グリーンリカバリー）の重要性が指摘されている。国際エネルギー機関（IEA）は、世界各地で実施された都市封鎖などの影響により、令和2（2020）年の二酸化炭素排出量は前年より約8%減少するが、今後の経済回復に伴い、排出量の水準は急激に元に戻る可能性があると指摘しており[3]、持続可能な経済復興に向けて、住宅・建築物の省エネ化や電気自動車の普及、再生可能エネルギーの導入拡大など、環境と経済・社会を両立させるエネルギー対策への積極的な投資が求められている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の生活や働き方に変化が現れており、内閣府の調査[4]によると、年代別では 20 歳代、地域別では東京 23 区の居住者の地方移住への関心

---

1 **資源生産性**：GDP/天然資源等投入量であり、より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に示す指標

2 **炭素生産性**：GDP/炭素投入量であり、省エネや低炭素電源の利用など、より少ない炭素投入量でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に示す指標

3 IEA（国際エネルギー機関），「Global energy demand to plunge this year as a result of the biggest shock since the Second World War」,2020

4 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和２年６月発表）：地方移住への関心の変化に関する設問で、「関心が高くなった」「関心がやや高くなった」と回答した割合は、年代別で

が高まっている。テレワークの普及や ICT の活用など新しい働き方が広がりつつある今、人口密度が低く豊かな自然環境に恵まれた本県において、県民一人ひとりが、環境負荷の少ない快適な生活環境を享受しつつ、仕事と生活を両立できる環境づくりを推進することにより、移住・定住の促進を図り、地方への新たな人の流れを創出・拡大していくことが重要である。

新型コロナウイルス感染症をめぐる問題は、まさに環境・経済・社会の諸課題が複合的に絡み合っている。ポストコロナの世界を見据えた経済・社会的課題への対応もまた、県民の健康や生活環境を守る環境施策を推進する上で重要な課題である。

新型コロナウイルス５類移行後の動向

令和5（2023）年5月には、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）における5類感染症に位置づけられ、行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組を基本とする対応に転換された。

県では、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指して、令和7（2025）年3月に、岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しを行った。

（2） 気候変動

気候変動の影響の大きさ

こうした持続可能な社会経済活動の基盤となる地球環境は、今、大きな危機に直面している。平成 27（2015）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、国際社会全体が、人間の社会経済活動に伴い引き起こされる諸問題を人類共通の喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んでいくことを決意した、人間、地球及び繁栄のための行動計画である。そこでは**持続可能な開発目標（SDGs）**として 17 のゴール及び 169 のターゲット[1]が提示されているが、この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、海洋資源、陸域生態系など、地球環境そのものの課題及び地球環境に密接に関わる課題に係るゴールが含まれている。

特に近年、地球温暖化をはじめとした気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生している。気候変動は、生活や産業、生物の多様性など様々な分野に深刻な影響を与え、その範囲は、身近な地域から地球規模までのあらゆる空間、現在世代から将来世代までのあらゆる時間に及ぶ。また、影響の不可逆性が大きく、対策を講じてからも効果が表れるまでに時間を要する。気候変動は、その影響の大きさや深刻さから見て、最も重要な環境問題であり、国内のみならず、世界全体で気候変動対策を進めることは喫緊の課題である。

は 20 歳代が 22.1%と最も高く、地域別では東京 23 区の居住者が 35.4%と最も高いという結果となった。

1 SDGs（Sustainable Development Goals）**のゴールとターゲット**：SDGs（持続可能な開発目標）の「ゴール」とは、重要項目ごとの到達先を示した地球規模レベルでの目標であり、「ターゲット」とは、ゴールを踏まえつつ、各国の置かれた状況を念頭に、各国政府が定めるもので達成時期や数値を含むなど、より具体的な到達点ないし経過点とされる。

パリ協定と IPCC 第５次評価報告書

平成 26（2014）年に公表された気候変動に関する政府間パネル（**IPCC**[1]）の第5次評価報告書は、気候システムの温暖化は疑う余地がないこと、二酸化炭素累積排出量と世界平均気温の変化量にほぼ比例の関係があることを明らかにした。気候変動対策に関する国際合意として、平成 27（2015）年 12 月に採択されたパリ協定は、世界共通の長期目標として、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前に比べ2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを定めた。1.5℃の地球温暖化の影響を明らかにするため、平成 30（2018）年に公表された「**1.5℃特別報告書**[2]」によれば、健康・生計・食料安全保障・水供給・人間の安全保障及び経済成長に対する気候変動のリスクは、1.5℃の地球温暖化において増加し、2℃においては更に増加すると予測された。また、地球温暖化を 1.5℃に抑えるためには、二酸化炭素排出量を 2050 年前後に正味ゼロにする必要があり、そのためには、エネルギー、土地、都市及びインフラ並びに産業システムにおける急速かつ広範囲に及ぶ移行が必要とされた。

IPCC 第６次評価報告書

令和3（2021）年から令和5（2023）年にかけて公表された IPCC 第6次評価報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、世界平均気温は、少なくとも今世紀半ばまで上昇を続け、今後数十年の間に CO_2 及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21 世紀中に、地球温暖化は 1.5℃及び2℃を超える」とされた。

国の現状と課題

国は、平成 28（2016）年に策定した地球温暖化対策計画において、パリ協定を踏まえた長期的目標として 2050 年までに温室効果ガス排出量を 80%削減すること、中期目標として 2030 年度に 26%削減することを定めた。また、令和元（2019）年に策定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、最終到達点として「**脱炭素社会**[3]」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指すこととした。国内の直近6年間（平成 26（2014）年度～令和元（2019）年度）の温室効果ガス排出量は連続して減少しており、東日本大震災津波後の節電や省エネの進展、再生可能エネルギーの普及や原発の再稼働などがその主な要因となっている。一方、温室効果の高いフロン類の排出量が増加しており、冷凍空調機器の廃棄時のフロン回収率の向上に向けた対策の強化が求められた。

その後、国は、令和3（2021）年に、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）を改正し、パリ協定に定める目標及び 2050 年カーボンニュートラル宣言を基本理念とし

---

1 **IPCC**（Intergovernmental Panel on Climate Change）:国連気候変動に関する政府間パネル。昭和 63（1988）年に世界気象機関と国連環境計画により設立された地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価等を行う国連の組織

2 **1.5℃特別報告書：**気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈において工業化以前から 1.5℃の気温上昇に係る影響や関連する地球全体での温室効果ガス排出経路に関する特別報告書」（平成 30 年 10 月）

3 **脱炭素社会**：今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成すること。

て位置づけた。また、法改正に伴い、同年 10 月には、地球温暖化対策計画が改定され、令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を、平成 25（2013）年度比で 46%削減することとされた。

さらに、令和7（2025）年2月には、地球温暖化対策計画を改定し、世界全体での 1.5℃目標と整合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035 年度、2040 年度に、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することとされた。

また、本計画の改定と併せて、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DX[1]の進展や電化による電力需要の増加の影響、経済安全保障上の要請によるサプライチェーンの再構築のあり方、カーボンニュートラルに必要とされる革新技術の導入スピードやコスト低減の見通しなど、GX[2]に向けた投資の予見可能性を高めるための長期的な方向性を示した「GX2040 ビジョン」を策定した。

なお、近年、森林吸収源以外の温室効果ガス吸収源対策として、ブルーカーボン[3]を含む様々な吸収源対策が注目されており、国において、算定方法の研究が進められている。

本県の現状と課題

本県は、平成23（2011）年度から令和2（2020）年度を計画期間とする「岩手県地球温暖化対策実行計画」において、温室効果ガス排出抑制等の対策、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策の3本の柱を掲げ、柱ごとの施策の推進方向に基づき取組を進めてきた。

令和3（2021）年3月には、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定し、その後、社会情勢の変化や国の動向を踏まえ、令和5（2023）年3月に同計画を改訂し、令和 12（2030）年度に、温室効果ガスを平成 25（2013）年度比で 57%削減する目標を掲げ、取組を進めてきた。

このうち、再生可能エネルギーについては、全国トップクラスの高いポテンシャルを生かして、太陽光や風力を中心に順調に導入が進んでおり、令和 6（2024）年度の再生可能エネルギー導入量は 1,997MW[4]、再生可能エネルギーの電力自給率は 43.3%となっている。

なお、気象状況によって再生可能エネルギーの出力が変動するため、発電量が需要量を上回る場合には、出力制御が実施されている。

また、森林吸収源対策については、豊富な森林資源を背景に、造林や間伐などの森林整備や、木質バイオマスの利用拡大が図られており、令和6（2024）年度の造林については、造林面積が 987ha、そのうち再造林は 872ha と近年増加傾向にあるとともに、同年度の間伐については、間

---

1 デジタル・トランスフォーメーション（DX）：IT（インフォメーションテクノロジー）の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

2 グリーントランスフォーメーション（GX）：産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すること。

3 ブルーカーボン：沿岸・海洋生態系が光合成により CO_2を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと。ブルーカーボンの主要な吸収源としては、藻場（海草・海藻）や塩性湿地・干潟、マングローブ林があげられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれている。

4 MW:「メガワット」と読み、電力を表す単位。発電設備の定格出力（設備容量）を示し、１MW＝1,000ｋW（1,000,000W）で、1,000MW は 1,000,000kW（100 万 kW）となる。瞬時の電力を表すものであり、実際に発電した電力量とは異なる。

伐面積が 3,256ha、間伐材の利用量が 86,189 ㎥となる中、間伐材利用率は 48.5%と着実に上昇しており、今後も、二酸化炭素の吸収・固定など森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、引き続き、再造林や間伐等の森林整備を進める必要がある。

本県の令和4（2022）年度の温室効果ガス排出量は、基準年度（2013 年度）比で 33.8%削減しており、減少傾向にある。これは、家庭部門では省エネ機器の導入や住宅の断熱化、産業・業務部門では省エネ設備の導入等によるエネルギー効率の改善、運輸部門では電動車の普及による燃費の向上などを進めてきたことが主な要因となっている。

2050 年温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けて、県民や事業者、行政の連携により更なる取組が必要である。

気候変動をめぐる潮流

世界の温室効果ガス排出量が記録的な水準に達し、気候変動が一因とされる異常気象や気象災害が世界各地で頻発しており、地球温暖化対策の重要性が一層高まっている。そうした気候変動に対する強い危機感を背景に、令和元（2019）年９月の国連気候行動サミットにおいて、世界の 65 か国が温室効果ガス排出量を 2050 年までに実質ゼロにすることを表明した。また、パリ協定では、企業や自治体など政府とは異なる組織の行動の重要性が指摘されており、近年、こうしたノン・ステート・アクター（非政府組織）による先進的な気候変動対策が注目を集めている。企業では、自らの事業活動における消費電力を再生可能エネルギー100%の電力で賄うことを目指すRE100 宣言の取組や、パリ協定と整合した中長期の削減目標を設定し対策を進める **SBT**（Science Based Target：科学的根拠に基づいた排出削減目標[1]）の取組が広がっている。金融では、環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を重視する投資である ESG 投資など、企業の環境面への取組を投資の判断材料の一つとして捉える動きが拡大している。自治体においても、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を 2050 年までに実質ゼロにすることを目指す動きや、気候変動を人類にとっての非常事態とし、具体的な対策を実施することを宣言する取組が広がっている。こうした気候変動をめぐる新たな潮流の中で、国は、令和2（2020）年 10 月に、温室効果ガス排出量を 2050 年までに全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言するとともに、積極的な温暖化対策を行うことが、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長につながっていくという「経済と環境の好循環」を目指し、新たな産業政策としてのグリーン成長戦略を打ち出した。温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも国内的にも、成長の機会と捉える時代に突入しつつある。

最終到達点としての脱炭素

気象災害、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化などの気候変動による影響は、既に世界、日本、そして岩手にも表れており、温室効果ガス排出量の削減は喫緊の課題である。気候変動問題は、地球規模の課題であり、国内のみならず、世

1 **SBT**（Science Based Target）：パリ協定の２℃目標の達成に向けて、科学的知見と整合した削減目標を設定することを推進する国際的なイニシアティブであり、企業による削減目標が、地球の気温上昇を産業革命前と比べて２℃未満に維持するために必要な脱炭素化のレベルと一致している場合に、それらの目標は「科学と整合した」ものとみなされる。

界の全ての国が協力していかなければ解決できない問題である。そのため、パリ協定は、2℃目標の達成と 1.5℃目標の追求に向けて、全ての締約国が野心的な努力に取り組み、温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的な戦略を策定することを求めている。

世界が「低炭素」から「脱炭素」へ大きく舵を切ろうとしている今、全国有数の再生可能エネルギーのポテンシャルを有する岩手において、長期的かつグローバルな視点で、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すことは、パリ協定の締約国として世界の脱炭素を牽引しようとしている国の方針[1]を後押しし、パリ協定の目標達成に地域から貢献するとともに、脱炭素化に向けた事業機会の拡大や、技術、人材及び投資の集積などにより、温室効果ガスの低排出型の地域経済社会[2]を構築する観点からも重要である。

（3） 資源循環

世界的な資源需要の拡大

世界では、新興国を中心とした急激な人口増加や経済発展、都市化の進行等により、大量生産・大量消費型の経済社会システムが広がっている。資源需要の長期的な拡大が、資源価格の高騰や資源確保をめぐる国家間紛争の発生を招くことで、我が国においても中長期的に資源制約が強まることが懸念されている。また、資源需要の拡大は、資源の廃棄に伴う環境負荷の増加につながる。世界銀行によれば、世界の廃棄物発生量は、平成 28（2016）年の年間 20 億トンから 2050 年には 34 億トンと 1.7 倍になり、特に、人口増加と経済成長が著しい東南アジア諸国等の新興国で増加すると見込まれており[3]、廃棄物問題が一層深刻化するおそれがある。

国の動向

国は、平成 30（2018）年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定以降、多様な主体が連携し国民運動として、「食品ロスの削減を推進するため食品ロスの削減の推進に関する法律」を令和元（2019）年 10 月に施行した。また、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全体であらゆる主体の資源循環の取組を促進するプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を令和4（2022）年4月に施行した。

その後、令和6（2024）年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、資源循環を価値の源泉と捉え、環境制約、経済安全保障、産業競争力強化、地方創生、質の高い暮らしの実現という様々な社会課題を同時に解決するための国家戦略として、「循環経済（サーキュラーエコノ

---

1 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年６月、環境省）において、政策の基本的な考え方として、「世界への貢献」を掲げ、「世界の脱炭素化を牽引するためにも、まずは我が国が率先して範を示し、国内での取組を意欲的に進めていく」と明記されている。

2 パリ協定では、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化するという目的達成のため、「温室効果ガスについて低排出型の発展を促進する能力を向上させること」を掲げるとともに、全ての締約国に、そのための長期的な戦略を立案することを求めている。

3 WORLD BANK GROUP,「What a Waste 2.0 A Global Snapshot of Solid Waste Management to 2050」,2018

ミー）」への移行を位置づけた。

本県の現状と課題

本県は、**青森県との県境で発生した産業廃棄物不法投棄事件**[1]等を教訓に、資源循環・廃棄物処理行政に係る総合的な条例として、平成 14（2002）年度に「循環型地域社会の形成に関する条例」を制定し、廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進、産業廃棄物処理業者の育成など、循環型地域社会の形成に取り組んできた。資源がどれだけ採取・消費・廃棄され、再び資源として循環しているかを把握する物質フロー指標をみると、令和5（2023）年度の資源生産性は 29 万8千円/トンとなっており、平成 30（2018）年度の 18 万5千円/トンと比べ 11 万3千円（61%）増加しているが、令和4（2022）年度の全国平均 45 万8千円/トンの約6割の水準であり、本県の資源利用においては、岩石・砂利や石灰石など天然資源等の投入量が多い影響が現れている。また、資源の循環利用率[2]は、分母となる総物質投入量が大幅に減少したことなどにより、平成 30（2018）年度の 18.5%から 4.5 ポイント上昇の23.0%となっているほか、最終処分量は、1万トン減少の 11 万トンとなっている。

廃棄物排出量の将来推計によれば、今後、人口減少により、一般廃棄物の排出総量は減少することが見込まれるが、県民一人1日当たりのごみ排出量が全国平均を上回っていることから、廃棄物の排出抑制に向けた更なる取組が必要である。また、産業廃棄物の排出量は、県内経済の回復により、震災前よりも多い状況で推移することが見込まれることから、県民、事業者、行政等が一体となって3R（リデュース［発生抑制］、リユース［再利用］、リサイクル［再生利用］）+Renewable（リニューアブル［再生可能な資源に置き換える］）に取り組み、廃棄物の発生抑制や資源の循環利用を一層進めることが重要である。また、不法投棄などの不適正処理については、早期発見、早期解決が図られているが、事案は継続して発生しており、県境不法投棄事件のような過ちが繰り返されることのないよう監視体制の強化や排出者及び産業廃棄物処理業者への指導監督の推進が必要である。

海洋プラスチックごみ

廃棄物の増加の影響もまた、身近な地域から地球規模まであらゆる空間に及んでいる。陸域で発生したプラスチックごみが河川を経て海域に流出することで生じる海洋プラスチックごみや、微細なプラスチック類である**マイクロプラスチック**[3]は、生態系を含めた海洋環境の悪化を引き起こし、景観や漁業、観光へ悪影響を与えている。SDGs に海洋ごみに関わるゴールが設定されるなど海岸漂着物対策は、持続可能な社会の実現のための重要かつ喫緊の課題となっている。そのため、G20 各国は、令和元（2019）年の大阪サミットにおい

---

1 青森県との県境で発生した産業廃棄物不法投棄事件：平成 12 年5月、青森県から産業廃棄物処分業の許可を得ていた八戸市の業者が当該許可地及びその周辺土地に大規模な不法投棄を行っていたことが明らかとなり、関係者が逮捕された事案。

2 循環利用率：循環利用量/（天然資源等投入量〔国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量〕＋資源利用量〔再使用・再生利用された資源量〕）であり、社会に投入される資源の全体量のうち、再使用・再生利用された資源が占める割合を表す指標。

3 マイクロプラスチック：微細なプラスチック類のこと。一般に5mm 以下のものをいう。含有・吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

て、2050 年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に合意した。国は、今後、多国間及び二国間の枠組みのもとで情報共有や国際協力を行い、広域的な取組を進めることとしている。県においても、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、令和元（2019）年 12 月に「岩手県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定した。震災前の姿を取り戻しつつある本県の良好な海岸景観や海洋資源を保全し、持続可能な社会を形成するため、多様な主体が連携・協力して、海岸漂着物等の円滑な処理や発生抑制に取り組んでいくことが必要である。

地球規模の廃棄物問題

廃棄物問題は、もはや地域レベルの問題ではなく、グローバルな課題である。世界銀行によると、現在、世界で排出されている年間 20 億トンの一般廃棄物のうち、少なくとも 33%が適切に処理されていない[1]。中国や東南アジア諸国等の新興国では、これまで周辺国から廃棄物や使用済製品などを受け入れてきたが、既に廃棄物の処理が負担となっており、廃棄物等の輸入規制や環境関連の法整備を進めている。このため、海外需要に依存してきた国内のリサイクルシステムが機能しなくなるおそれがあり、リサイクル技術の開発や国内でのリサイクル需要の拡大が必要となっている。

SDGs の理念が普及するに従い、社会の環境配慮への要請が高まっている。**ESG 投資**[2]を通じた環境関連投資の拡大は、環境配慮の取組をコストとしてではなく、新たな付加価値を生み出すものとして位置づけるよう、企業行動の変革を促している。大量生産・大量消費型の経済活動から、資源投入量や消費量を抑えつつ、あらゆる段階で資源を効率的・循環的に利用し、付加価値の最大化を図る循環型の経済活動[3]へ移行することにより、環境と経済の好循環を目指す必要がある。

（4） 生物多様性と自然環境

生物多様性の損失が与える影響

地球上の多様な生物は、森林、河川・湖沼、サンゴ礁等の生態系の中でそれぞれの役割を担って相互に影響しあい、バランスを維持し、長い年月をかけて地球環境の形成に寄与してきた。生物や生態系は、人間に様々な自然の恵みをもたらし、人間はその生態系サービス[4]を享受してきた。近年、地球規模での開発や乱獲、自然に対する人間の

---

1 WORLD BANK GROUP,「What a Waste 2.0 A Global Snapshot of Solid Waste Management to 2050」,2018

2 **ESG 投資**：従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）の要素を考慮した投資で、気候変動等を念頭に置いた企業経営の長期的なリスクマネジメントや新たな収益創出の機会を評価する基準として、SDGs と合わせて注目されている。

3 経済産業省「循環経済ビジョン 2020」（令和２年５月）

4 **生態系サービス**：多様な生物が関わりあう生態系からの恵みのことで大きく① 供給サービス（食料、燃料、木材、繊維、薬品、水等、農林水産業等を通じてもたらされている人間の生活に重要な資源を供給するサービス）、② 調整サービス（森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス）、③ 文化的サービス（精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会等を与えるサービス）、④ 基盤サービス（上記①～③を支えるサービスであり、植物の光合成による炭素隔離、土壌形成、栄養循環、水循環等がこれに当たる）の４つに分類される。

働きかけの縮小、外来種や化学物質による生態系のかく乱、地球温暖化などの環境の変化による生物多様性の4つの危機が顕在化している[1]。平成 26（2014）年に生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第4版」では、「このまま損失が継続し、生態系がある臨界点を超えた場合、生物多様性の劇的な損失とそれに伴う広範な生態系サービスの低下が生じる危険性が高い」こと、また、令和2（2020）年に公表された同概況第5版では、「将来の世代に残す遺産をめぐり、人類は分かれ道に立っている。生物多様性はこれまでにない速さで失われており、この損失を推し進めている圧力も強くなっている」ことが指摘されている。

国の動向

国は、令和5（2023）年3月、生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030 年ネイチャーポジティブ」を掲げ、その実現のためのロードマップとして「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定した。本戦略では、「2030 年ネイチャーポジティブ」を達成するために、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための戦略と行動計画を具体的に示した。

特に、本戦略では、ネイチャーポジティブの実現、30by30 の達成には、民間主体の取組の促進が不可欠であるため、自然共生サイトの認定を始めとした民間等の自主的な取組を促進することが重要である[2]としている。

なお、国では、自然共生サイトの認定を法制化し、民間等が生物多様性を保全・創出する優れた活動を国が認定する制度等を設ける「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（以下「生物多様性増進活動促進法」という。）を令和7（2025）年4月に施行した。

また、生物多様性の損失によって、クマ類は、分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生など、人とのあつれきが深刻化しており、令和5（2023）年度には過去最多の出没及び人身被害が発生した。

今後も、分布拡大地域における個体数の更なる増加に伴い、人身被害が増加するおそれがあることから、国では、令和6（2024）年4月に四国の個体群を除くクマ類を指定管理鳥獣に指定した。

その後、国は、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民等の安全の確保の下で銃猟を可能とする「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）の一部を改正する法律」を令和7（2025）年4月に公布した。

本県の現状と課題

本県は、北海道に次ぐ全国2位の森林面積を有し、「三陸復興国立公園」と「十和田八幡平国立公園」の2つの国立公園をはじめ、2つの国定公園、7つの県立自然公園が存在するなど、全国に誇れる優れた自然環境に恵まれており、人間と自然との共生が図られ、日常生活の中でも身近に自然にふれあうことができる環境にある。こうした豊か

1 生物多様性国家戦略 2012-2020（平成 24 年 9 月）

2 第六次環境基本計画（令和 6 年 5 月）

で多様な自然環境の中で、森林生態系の食物連鎖の頂点に立つイヌワシや、早池峰山の固有種であるハヤチネウスユキソウなどの希少野生動植物をはじめ、我が国に生息・生育する植物・昆虫類の約3割、哺乳類の約4割、鳥類の約5割の種が生息・生育している。

一方、人間の社会経済活動と生物多様性は密接に関係しており、生物多様性の危機の多くは、人間と自然との関わりが原因となって発生している。本県においても、開発による自然環境の消失や、農山村の過疎化と担い手の減少による荒廃農地の発生や里山の手入れ不足、外来生物の侵入、地球温暖化の影響といった、野生動植物と人間との共生関係を含む生物多様性の4つの危機にさらされている。例えば、シカやイノシシ、ツキノワグマなどの野生動物の増加、生息域の拡大により、農林業被害や人身被害が発生している。また、ヨーロッパザラボヤによる養殖ホタテガイの被害やマツノザイセンチュウによる松くい虫被害、気温の上昇による高山植物の分布適域の面積縮小や植生変化などが危惧されている。

生物多様性保全の意義

生物の多様性は、飲料水や食料の供給、気候の安定、文化・芸術など様々な恵みを人間にもたらす源泉であるとともに、人間のみならず、全ての生物の生存基盤である。それはまた、食物連鎖や生態系の中の「つながり」と、同じ種であっても少しずつ異なる個体や地域に特有の自然環境などの「個性」から成り立っている[1]。長い進化の歴史によりつくり上げられてきた「つながり」と「個性」は、様々な恵みを通じて、人間の「いのち」と「暮らし」を支えている。私たち自身がこの「つながり」と「個性」が織りなす生物多様性の一部であり、それなくして私たちの「いのち」と「暮らし」は一日たりとも成り立たない。

本県の豊かな自然環境を次の世代に確実に引き継いでいくためには、県民一人ひとりが身近な問題として生物多様性を意識し、行動につなげていくことが不可欠であることから、野生動植物の生息・生育調査を継続的に実施し、生物多様性に関する情報を提供することにより、各主体の取組での活用を促すなど、生物多様性を社会全体に浸透させていく[2]必要がある。

（5） 環境リスク

公害の歴史と環境行政の出発点

人間の社会経済活動が生み出す様々な排出物や廃棄物が、環境の復元力を超える環境負荷を与えるとき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染など人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼす公害を発生させる。昭和の高度経済成長期に工業化や都市化が進み、四大公害に代表されるように、全国各地で大気汚染や水質汚濁が深刻化した。これら公害問題に対応するため、昭和40（1960～70）年代に環境法令が整備されるとともに、昭和 46（1971）年に環境庁(現環境省)が発足し、本県でも同年に岩手県公害センター（現岩手県環境保健研究センター）を設置し、環境保全対策に取り組んできた。

環境は、大気・水・土壌・生物などの総体が良好な状態に保たれることによって、その恵みを私た

1 生物多様性国家戦略 2012～2020（平成 24 年９月）

2 生物多様性国家戦略 2012～2020（平成 24 年９月）

ちにもたらす。人間の生存基盤である大気・水・土壌の汚染・汚濁を防止することは、環境行政の出発点であり、県民の生活環境を保全するため、今後も、関係法令等に基づく対策を着実に推進する必要がある。

国の現状と課題

世界では、急速な経済成長を遂げている途上国で未だ深刻な大気汚染や水質汚濁に直面しているほか、先進国でも化学物質による汚染が発覚するなど常に環境リスクに苛まれている。国内では、現在、大気中の**硫黄酸化物**[1]や**窒素酸化物**[2]の濃度は改善の傾向がみられる一方で、広域的な移流の影響があるとされる**光化学オキシダント**[3]や**微小粒子状物質（PM2.5）**[4]への対応など大気環境の課題がある。また、工場や工事現場などから油や有害物質が河川に流れ込む水質事故や、**トリクロロエチレン**[5]等の有害物質の漏えいによる地下水の汚染が毎年のように確認されている。こうした状況を踏まえ、国は、大気、水質等に係る環境基準の設定や見直しを進めるとともに、環境法令の改正等による規制強化を図っている。

本県の現状と課題

本県の大気環境は、二酸化窒素をはじめとする大気汚染物質の環境基準をおおむね達成しているが、微小粒子状物質などの濃度上昇が時期によっては観測されており、引き続き、大気汚染物質の状況を監視する必要がある。水環境は、公共用水域の水質汚濁の代表的な指標である **BOD**[6]（又は **COD**[7]）の環境基準をおおむね達成しているが、引き続き、工場排水や生活排水等の汚濁防止対策を進めるとともに、公共用水域や地下水の水質監視を継続していく必要がある。また、人の健康や生態系の保全をより一層図るために、環境中の未規制物質による汚染物質のモニタリングや水生生物の保全に係る環境基準項目の監視を行う必要がある。

なお、近年社会的関心が高まっている有機フッ素化合物（PFAS）に関しては、科学的知見や規制動向等を注視しながら、県内の検出状況の把握を進めるとともに、県民に対し適切な情報を提供し、不安の解消を図る必要がある。

ひとたび公害が発生すると、自然環境を元の状態に回復させるには、多くの人々の努力と長い年

---

1 **硫黄酸化物**：石油等の硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる物質で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

2 **窒素酸化物**：石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、人の呼吸器に影響を与えるほか、光化学オキシダントを生成する物質の一つとなる。

3 **光化学オキシダント**：工場や自動車等から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線により光化学反応を起こし生成されるオゾンや PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の酸化性物質の総称

4 **微小粒子状物質（PM2.5）**：大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 2.5 マイクロメートル以下のものをいい、肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器疾患やぜんそく等の原因となると考えられている。

5 **トリクロロエチレン**：金属部品の脱脂洗浄などに用いられる有機塩素系溶剤で発がんや神経系への影響が懸念されている。

6 **BOD（Biochemical Oxygen Demand）**：生物化学的酸素要求量。有機物による水質汚濁の指標のひとつ。河川について水域類型ごとに環境基準値が設定されている。

7 **COD（Chemical Oxygen Demand）**：化学的酸素要求量。有機物による水質汚濁の指標のひとつ。湖沼や海域について水域類型ごとに環境基準値が設定されている。

月が必要となる。北上川は、かつて旧松尾鉱山からのヒ素や鉄を含んだ強酸性の坑廃水が流入したため、著しく黄濁し魚のすめない「死んだ川」と呼ばれたが、昭和 57（1982）年の新中和処理施設の本格稼働により清流を取り戻し、「母なる川」として生まれ変わった。しかしながら、この北上川の清流を維持するためには、坑廃水処理を 24 時間 365 日休むことなく確実に実施していかなければならない。

私たちは、こうした北上川の清流化対策の歴史を記憶にとどめ、本県の大気や水環境等の質の維持向上を図り、将来にわたり豊かな環境を守り育んでいく必要がある。

環境リスクと私たち

かつての環境汚染は、特定の地域や特定の企業活動によって引き起こされる公害が中心であった。現代の環境汚染は、私たちの便利で快適な暮らしを支える大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動から引き起こされるものが多い。例えば、工場や自動車の排出ガス中に含まれる窒素酸化物や炭化水素は、太陽の紫外線により光化学反応を起こし、光化学オキシダントを生成する。また、気候変動による水温上昇や日常生活で発生する生活排水は、アオコや赤潮の一因となる。環境汚染を防ぐためには、環境汚染の加害者でもあり被害者でもあり得る私たち一人ひとりが、環境に配慮した持続可能なライフスタイルを選択するとともに、それを促す仕組みを地域全体でつくり上げていくことが必要である。

（6） 環境教育

環境問題の当事者として

気候変動への対応、健全な資源循環、生物多様性の保全をはじめとした環境問題は、人間の社会経済活動と密接に関係している。私たちは、いつでも自分自身が環境問題の原因をつくる加害者となり得ると同時にその被害者にもなる。こうした状況からの脱却を図るためには、私たち一人ひとりがそのことに気づき、何らかの行動を起こしていくことが重要である。

平成 31（2019）年1月に行った「県の施策に関する県民意識調査」によると、自然に恵まれていると感じている人の割合は 79.4%と、調査項目の中で一番高くなっている。一方、地域の自然環境が守られていると感じている人の割合は 49.2%にとどまっている。県民は、自然の恵みを実感しつつも、地域の自然環境を守るための取組が必ずしも十分に行われていないと感じていることが示唆されている。

経済のグローバル化が進み、世界の相互依存が深まる中で、私たちは、自らの社会経済活動を通して、地球温暖化、廃棄物の増加、自然環境や生物多様性の喪失など地球規模の課題に関わりを持っている。環境のもたらす恵みを将来世代まで引き継いでいくためには、これらの課題に日々の暮らしを通じて密接に関わっている私たち自身が、その解決のために自ら動き出す必要がある。

持続可能な開発のための教育

平成 25（2013）年のユネスコ総会において、「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が採択された。ESD は、地球上で起きている様々な問題が、遠い世界で起きていることではなく、自分の生活に関係しているということを意識づけ、身近なところから行動を開始し、実生活や社会の変容へ

つなげる学習・教育活動である[1]。また、国では、平成 28（2016）年に「我が国における『ESD に関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画」を策定し、GAP が定める優先行動分野に沿って取組を進めており、平成 30（2018）年度から段階的に実施されている新学習指導要領の基盤となる理念として ESD を位置づけている。

また、SDGs の達成年である 2030 年に向けて、ESD の更なる取組を促すため、令和元（2019）年の第 74 回国連総会において、ESD の行動拡大を求める新たな国際的枠組み「持続可能な開発のための教育：SDGs 達成に向けて（ESD for 2030）」の決議が採択された。ESD は、質の高い教育に関する SDGs の達成に不可欠な要素であり、全ての教育段階において、ESD の更なる取組が求められている。

国の動向

国は、令和3（2021）年5月に国内における ESD を推進するため、「第2期 ESD 国内実施計画」を策定した。

その後、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）に基づく、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を令和6（2024）年5月に改定した。改定された基本方針[2]では、環境教育の目的として、「気候変動等の危機に対応するため、個人の意識や行動変容と組織や社会経済システムの変革を連動的に支え促すこと」が位置づけられた。

本県の現状と課題

本県では、これまで、環境教育の推進に当たり、環境学習交流センターを拠点として、県民「自らが学ぶ」という視点を重視した「環境学習」に取り組んできた。そこでは、県民一人ひとりが、人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、よりよい環境の保全及び創造活動に自ら取り組めるように、体系的に学習を進めることを目指している。また、学校教育においては、豊かな自然・文化等を探究する学習や地域活動への積極的な参加による地域課題の解決を図る学習の推進、高等学校における総合的な探究（学習）の時間などを通じた探究活動の充実など、持続可能な社会の担い手として地域課題の解決に貢献する人材の育成を図っている。今後の環境学習等の取組においては、学校教育や企業等による事業・環境保全活動との連携も図りながら、これまで以上に ESD や SDGs との関連を踏まえたものとしていく必要がある。

私たちの社会経済活動の基盤となる環境が持続可能なものとなるよう、あらゆる主体が自発的に活動することで、行動は協働へと深化し、個人の意識や行動変容にとどまらず、組織や社会全体の変革に発展する。気候の安定、健全な資源循環、生物多様性などの持続可能な環境を、現在世代のみならず、将来世代の財産として認識し、その価値を棄損することなく守り育み、確実に引き継いでいくことが、今、求められている。

---

1 文部科学省・日本ユネスコ国内委員会「ESD（持続可能な開発のための教育）推進の手引き」（平成 28 年 3 月）

2 このほか、持続可能な社会の実現に向けて、学校を始めとした様々な機会において質の高い環境教育等を実践するため、例えば、環境教育において特に重視すべき方法として、①体験活動を通じた学びの実践、②多様な主体同士の対話と協働を通じた学びの実践、③情報通信技術(ICT)を活用した学びの実践の３点を掲げている。

2 今後の環境施策の展開の基本的な方向

（1） 環境・経済・社会の一体的な向上

地域が抱える複合的課題

地域が抱える諸課題は、環境、経済、社会の各側面で密接に関係しており、様々な原因により一つの課題が発生し、逆に、一つの原因から様々な課題が発生するなど、ある種の複合性を有している[1]。

例えば、地域経済の低迷という課題を、地域経済循環の観点からみると、①人口や企業数の減少による投資需要の減少、②人口減少による消費の減少、③都市のスポンジ化や中心市街地の空洞化による市街地の商業効率の低下、④労働生産性の低さによる所得分配率の低迷、⑤電気や重油等のエネルギー代金の支払いによる域外への資金流出など、様々な原因により発生していると考えられる。

また、例えば、「都市のスポンジ化」は、①道路や下水道など社会資本の老朽化と維持管理費の増加、②地域コミュニティの機能低下や生活の利便性の低下、③水道事業やバス事業者の経営環境の悪化、④まち並みの連続性や統一感が失われた景観、⑤交通における自動車利用の増加など様々な課題を生み出す原因となる。

環境による経済・社会課題の解決

一方で、気候変動、資源循環、生物多様性などの環境問題は、人間の社会経済活動の総体が原因となって発生することから、環境問題の解決のための取組が、経済・社会の課題解決にも資する。

例えば、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入拡大などの気候変動対策は、エネルギー代金の支払に伴う地域外への資金流出を防ぐだけでなく、省エネ設備・再エネ設備導入に伴う資金需要の拡大、地域内のエネルギー自給率の向上、再生可能エネルギーの地域外への販売による外貨の獲得など地域経済の活性化にも資する。

また、公共交通機関の利用促進や都市のコンパクト化は、運輸部門における二酸化炭素排出量の減少につながると同時に、自動車から徒歩や自転車への転換による人々の健康増進、商店街のにぎわい創出や魅力創造による域内消費の増加、インフラの維持管理に係る社会的コストの低減など社会的課題の解決にも資する。

環境・経済・社会の一体的向上

環境・経済・社会の諸課題は相互に関連しており、そうした複合的な課題を解決するに当たっては、健康・余暇、家族・子育て、教育、居住環境・コミュニティ、安全、仕事・収入、歴史・文化、社会基盤、参画といった県の政策分野における関連施策との連携を図り、環境・経済・社会を一体的に向上させるような施策を検討することが必要である。そのため、本計画では、従来の分野別の環境施策に加えて、環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策を検討し、特定の施策が複数の異なる課題を一体的に解決するような、相互に関連し合う施策体系を設定する。

---

1 中央環境審議会「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築」（平成 26 年 7 月）

（2） 環境を通じた「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人として取り残さない」を理念として、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処するため、2030 年までに実現すべき世界の共通目標である。SDGs は幅広い範囲を対象とした、包括的で人間中心的な 17 のゴールと 169 のターゲットによって構成されており、経済成長、社会的包摂、環境保護という持続可能な開発の3つの次元を統合する「人間と地球のためになすべきこと」のリストでもある。SDGs の実現に向けて行動を起こすことは、全ての人々が尊厳のある暮らしとより大きな豊かさを共有することにつながり、お互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現にも直結するものである。

SDGs と環境問題

SDGs の 17 のゴールを見ると、水・衛生、エネルギー、持続可能な生産と消費、気候変動、海洋資源、陸域生態系等のゴールは、特に環境との関わりが深くなっている。17 のゴール及びゴールに関連づけられたターゲットは、統合され不可分で、持続可能な開発の三側面、すなわち経済、社会及び環境を調和させるものとされており、一見、環境との関わりが薄いように思われるゴールにも環境が大きく関係するものが見られる[1]。

例えば、経済的課題である「雇用」のターゲットでは、「世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導のもと、持続可能な消費と生産に関する 10 カ年計画枠組に従い、経済成長と環境悪化の分断を図る」と明記されており、資源効率の向上による環境と経済の好循環を実現することが重要とされている。また、社会的課題である「貧困」では、ゴールを達成するためのターゲットの一つとして、「2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に対する暴露や脆弱性を軽減する」と明記されており、気候変動に対する適応施策を進めることが、ゴールの達成に深く関わることを示している。SDGs の各ゴールは、各分野の包括的な目標を示すと同時に、その実現に当たっては、各々の目標の相互関連を通じた分野横断的なアプローチを必要としている。

環境を通じたＳＤＧｓの達成

SDGs は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に一体的に取り組むことにより持続可能な社会を目指すものである。また、SDGs は、一つの行動によって複数の課題を一体的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、環境施策を通じて、経済・社会の諸課題を解決する役割が求められている。環境、経済、社会の課題をバランスが取れ、一体的に解決するという SDGs の考え方は、本計画が目指す方向と同じである。本計画では、各施策と SDGs のゴールを関連づけ、既存の取組や枠組みの中に「持続可能な開発」の視点を組み込んでいくことで、持続可能性を主流化（メインストリーミング）し、各施策が経済・社会的視点から持続可能であるとともに、環境的視点からも持続可能であることを目指す。

---

1 環境省「平成 29 年版環境白書」

SDGs と イノベーション

SDGs の達成に向けては、科学技術**イノベーション**[1]が大きな役割を果たす。IoT で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されるとともに、AI の膨大なビッグデータの解析により、必要な情報が必要な時に提供されることで、ロボットや自動走行などの技術も活用され、これまでになかった新たな価値が産業や社会にもたらされる。こうしたイノベーションは、経済成長に伴うエネルギー需要の増加と温室効果ガス排出量の削減や、高齢化への対応とそのための社会的コストの抑制など、経済的発展と環境・社会課題の解決のニ律背反（トレードオフ）を解消し、逆に相乗効果（シナジー）をもたらす統合的解決により、人間中心の社会（**Society5.0**[2]）の実現に寄与するものである。これは、包括性と多様性を重視しながら経済・社会・環境の統合的向上を目指すSDGsの達成にも通じる。こうした最先端技術を各施策に積極的に活用し、ライフスタイル・ワークスタイル、産業、まちづくりといったあらゆる観点からイノベーションを創出することにより、経済・社会・環境課題の同時解決を図り、SDGs を踏まえた持続可能な社会を実現することが求められる。

持続可能性と 幸福

持続可能な開発は、「将来世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」と定義される。環境は人間の社会経済活動の基盤であり、その環境が地球規模で悪化しつつある現状を踏まえると、この定義に加え、「現在及び将来の世代の人類の繁栄が依存している地球の生命維持システムを保護しつつ、現在の世代の要求を満足させるような開発」と言い換えることもできる[3]。現在、私たちは、地球規模の健康の脅威、頻繁かつ甚大な自然災害、天然資源の減少、生物多様性の喪失、気候変動など社会経済活動の基盤となる環境面で大きな課題に直面しており、こうした課題が経済・社会の発展に制約を及ぼしつつある。2030 アジェンダにおいて、持続可能な開発のための不可欠な必要条件とされるあらゆる形態の貧困を撲滅するためには、持続可能な経済・社会の前提条件である環境課題を解決し、現在及び将来の世代の幸福に不可欠な地球の生命維持システムを保護していかなければならない。

環境配慮の視点のない経済・社会活動も、経済・社会的視点のない環境保全も、もはや持続可能ではない。持続可能な開発は、県民の幸福を守り育てようとする「いわて県民計画（2019～2028）」の考え方に相通じるものであり、環境施策を通じて、幸福を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を岩手県から広げていく必要がある。

---

1 **イノベーション**：モノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

2 **Society5.0**:狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」のことで、第５期科学技術基本計画で我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

3 Griggs, D.et al. (2013) Sustainable development goals for people and planet, Nature, 495: 305-307

（3）「温室効果ガス排出量の 2050 年実質ゼロ」を目指した取組の推進

気候変動と持続可能性

持続可能な社会の実現に向けて最も重要な課題は、SDGs のゴールの一つである気候変動対策である。2030 年アジェンダにおいて、「気候変動は我々の時代の最大の課題の一つであり、その悪影響は全ての国の持続可能な開発を達成するための能力を根底から覆す」と記載されているように、気候変動対策は、他の SDGs の達成を左右し得る要素[1]である。そのため、環境を通じた SDGs の達成に向けて、気候変動以外の SDGs のゴールとの相互関連を踏まえ、他のゴールの達成も考慮した横断的視点で気候変動対策を進めていく必要がある。

「IPCC 第6次評価報告書・統合報告書」によると、1850～1900 年を基準とした世界の平均気温は 2011 年から 2020 年に 1.1℃の温暖化に達し、2021 年 10 月までに発表された各国の削減目標では、21 世紀中に温暖化が 1.5℃を超える可能性が高いことが示されている。一方で、10 年間での大幅な急速かつ持続的な緩和と適応行動の加速的な実施により、人間及び生態系が受ける気候変動に関連する将来の損失と損害が低減させることができると推測されている。世界では既に、2050 年までの脱炭素の実現を目指す動きが広がっており、国においても、令和2（2020）年 10 月、温室効果ガス排出量を 2050 年までに全体としてゼロにする脱炭素社会を目指すことを宣言している。本県は、将来予想される気候変動による甚大なリスクを回避・軽減するため、世界の脱炭素化に地域から貢献するとともに、パリ協定の理念とも合致する温室効果ガスの低排出型の地域経済社会を構築するとの決意のもと、温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量の均衡に向けた長期的な目標と施策の方向を示していきたい。そのため、本県は、温室効果ガス排出量を 2050 年[2]までに実質ゼロとすることを目指す。それに向けて、2030 年度までに温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 57%削減するとともに、再生可能エネルギーによる電力自給率を 66%まで高めることとし、本計画に掲げる施策の方向に基づき、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」に掲げる各種施策を実施し、目標達成に向けて取り組む。

2050 年実質ゼロの相乗効果

気候変動と持続可能な開発は密接につながっている。「1.5℃特別報告書」では、地球温暖化が 1.5℃に抑えられ、他の SDGs の要素との相乗効果をもたらす一体的な解決が図られれば、持続可能な開発に対する気候変動の悪影響は大きく回避されることが示されている。持続可能な開発は、地球温暖化を 1.5℃に抑えることに役立つ社会システムの変革を可能にすることも明らかにされている。気候変動対策として温室効果ガス排出量の 2050 年実質ゼロを目指すことは、本計画が目指す持続可能な社会の実現に寄与するものであり、エネルギー、産業・経済、交通・運輸、まちづくり、農林業など、各分野にわたる施策を総合的に推進していく。

---

1 環境省「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年６月）

2 第２次岩手県地球温暖化対策実行計画においては、2050「年度」実質ゼロの記載としているが、本計画においては、国際的枠組みや国の目標とその方向を同じくするものとして 2050「年」実質ゼロとしている。

3 本県の環境施策が目指す将来像と施策体系

（1） 本県の環境施策が目指す将来像

本県における様々な環境・経済・社会の課題の現状や、環境をめぐる国内外の動きを踏まえ、本県の環境施策が目指すべき将来像を次のとおり掲げる。

多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて

○ 「多様で優れた環境と共生する」

本県の多様で優れた環境を守り、地域資源として最大限に活用しながら、環境保全と私たちの暮らしを両立させる。

そこでは、森・里・川・海のつながりや良好な大気・水環境が維持され、生物の多様性や地域固有の生態系が確保されているとともに、持続可能な利用を通じて自然との共生が図られている。また、バイオマス等の再生可能エネルギーの利用や各種エコツーリズムの推進等により、自然に対する人間の適切な働きかけが行われ、里地里山等に人が戻ることで、自然と調和した人々の暮らしや文化が保全されている。

○ 「脱炭素で」

将来予想される気候変動による甚大なリスクを回避・軽減し、環境を通じて SDGs を達成するため、温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との均衡を実現することにより、本県の温室効果ガス排出量を 2050 年までに実質ゼロとすることを目指し、パリ協定の目標達成に地域から貢献するとともに、温室効果ガスの低排出型の地域経済社会を構築する。

そこでは、日常的な省エネルギーの徹底や多様な再生可能エネルギーの最大限の活用などにより、環境への負荷が極限まで低減しているとともに、3R を基調とした事業活動や生活様式が定着した循環型の地域経済社会が構築されている。また、持続可能な経済に資する脱炭素経営や投資活動が一般化し、できるだけ少ない資源・エネルギー量で、より多くの付加価値が生み出され、環境負荷の低減と経済の好循環が実現している。

気候変動に対する多様な適応策が普及することにより、脱炭素が実現してもなお一定程度は避けられない気温上昇等の気候変動による被害が最小限にとどまっている。

○ 「持続可能ないわて」

人口減少が見込まれる中、持続的な発展とゆとりある生活をもたらす優れた環境を守り育て、将来の世代に引き継ぐため、多様な主体によるパートナーシップのもと、県民一人ひとりが環境・経済・社会の一体的な向上に向けた取組を実践する。

そこでは、太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスや、地中熱・温泉熱など本県の多様で豊富な再

生可能エネルギー資源を最大限活用することにより、電気や重油等のエネルギー代金の県外や海外への流出が削減され、その分、県内の消費や投資に回ることにより、地域内で資金が循環し、持続可能な地域経済が実現している。また、地域資源を生かした持続可能な地域づくりを支える人材が豊富になり、都市と農山漁村が地域資源を補完し合う広域的なネットワークが構築されている。さらに、コンパクトな都市形成と一体となった公共交通ネットワークの形成により、中心市街地が活性化し、徒歩や自転車移動等が増加することで健康寿命が延びるとともに、住宅や施設の既存ストックの有効活用等による持続可能なまちづくりが進んでいる。

こうした本県が目指す将来像は、地域資源を最大限活用し、自立・分散型の社会を形成することにより、地域で資源を循環させることが適切なものはなるべく地域で循環させるとともに、より広域で資源を循環させることが適切なものは循環の環を広域化させることにより、地域の特性に応じた最適な規模で地域資源を補完し合うなど、県内各地に、環境・経済・社会の一体的向上による持続可能で重層的な循環型の地域づくりを目指すものであり、国の「第五次環境基本計画」で掲げられている「**地域循環共生圏**[1]」の考え方と方向性を同じくするものである。

また、国の「第六次環境基本計画」では、「循環」と「共生」を実現し、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展ができる循環共生型の社会こそが我々が目指すべき持続可能な社会の姿とし、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全を通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現できるよう取り組んでいくこととしている。

これは、県民の幸福を守り育てようとする「いわて県民計画（2019～2028）」の考え方に相通じるものであり、環境施策を通じて、幸福を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を岩手県から広げていくことは、国が掲げる「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現することと、その方向性を同じくするものである。

本計画では、この将来像を本県が目指すべき姿（ゴール）として掲げ、そこに至る道筋として、2030 年度までに取り組むべき環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向を定める。

（2） 施策体系

本県の環境施策が目指す将来像を実現するため、本計画では、今後の環境施策の展開の基本的な方向を踏まえながら、2030 年度までに取り組む施策の柱として、本県の環境・経済・社会の複合的課題に対応する「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と、本県の環境の保全及び創造を支える基本的な施策である「環境分野別施策」の2つの施策領域を設ける。

その際、本県の環境施策が目指す将来像を踏まえ、各施策分野において目指す姿を明らかにした上で、その実現に向けて 2030 年度までに取り組むべき施策の基本的な考え方を示すとともに、本計画の進捗状況についての全体的な傾向を把握するため、主要な指標として、各施策分野の目

---

1 **地域循環共生圏**：各地域が地域資源を最大限活用し、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し合いながら、環境・経済・社会の一体的向上による持続可能な地域づくりを目指す考え方

指す姿を見据えた施策の全体的な達成状況とその結果としての環境の状況を示す総合的指標を設定する。

○ 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

本県が直面する環境・経済・社会の複合的課題に対応するため、「環境×経済」、「環境×農林水産業」、「環境×防災」など、環境分野を超えた他の分野と連携した次の3つの施策分野を掲げ、環境・経済・社会を一体的に向上させるための横断的施策の方向を示す。

1 地域資源の活用による環境と経済の好循環

本県の地域資源を最大限活用することにより、環境を良くして経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという環境と経済の好循環を実現する。

2 自然と共生した持続可能な県土づくり

社会経済活動の基盤として、快適でうるおいのある生活環境と豊かな自然に育まれた歴史・文化が共存し、気候変動に対する強靭性を有した持続可能な県土づくりを進める。

3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現

人々の日常生活に環境行動等が広く浸透し、自然とのふれあいを通じた持続可能なライフスタイル・ワークスタイルによる健康で心豊かな暮らしを実現する。

これらの横断的施策には、一見すると環境に関係のないように見える施策もあるが、取組の前提条件や効果をみると、自然環境の恵みや豊かさを活用している、エネルギー・資源の効率的利用につながるなど、環境の保全が前提となるものや環境に良い効果をもたらすものがある。こうした点に「気づき」を得ることも、環境・経済・社会の一体的向上に資するものであり、本計画の役割の一つである。

なお、本施策分野の総合的指標については、横断的施策が環境・経済・社会の一体的向上を目指すものであることを踏まえ、環境と社会経済の関係を端的に表し、施策の効果を総体的に示すと考えられる指標を設定し、当該指標を向上させることを目標とするとともに、計画の進行管理に際して、毎年度の値を把握することにより施策の全体的な達成状況を把握するモニタリング指標とする。

○ 環境分野別施策

本県の環境の保全及び創造を実現する基本的施策として、以下の5つの施策分野を掲げる。

1 気候変動対策
2 循環型地域社会の形成
3 生物多様性の保全・自然との共生
4 環境リスクの管理
5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進

本県の環境施策は、昭和 46（1971）年に制定された旧「岩手県公害防止条例」に基づく水・大気・土壌の汚染・汚濁の防止を主眼とした公害対策から始まり、我が国及び世界の環境問題の変化を受けて、気候変動対策、廃棄物対策、生物多様性の保全、環境教育など、その対象分野を広げ、関係法律や国の計画を踏まえ、また、第2次計画が定める総合的かつ長期的な施策の方向に基づき、各分野における県の計画を策定し、対策を進めてきた。

これらの環境施策は、本県の環境の保全及び創造を支える基本的な施策であると同時に、環境・経済・社会の一体的向上を環境面から実現する基盤となる施策であり、今後も着実に推進していく必要がある。

なお、本施策分野の総合的指標については、分野ごとに総合的かつ代表的な指標を設定し、目標については 2030 年度までに達成すべき数値目標を設定する。

上記8つの施策分野は、内容として重複する部分もあるが、各分野が課題の因果関係を通じて重なり合うことから、1つの施策の実施がより多くの複合的課題の解決につながる相乗効果（シナジー）が期待される。また、逆に、これらの施策の中には、一見すると両立させることが困難で、1つの施策が別の施策の効果を低減させる二律背反（トレードオフ）の関係にあるとみられるものもある。施策のトレードオフを極力回避し、シナジーを最大限に引き出すためには、各施策の相互関係を踏まえ、他の施策の効果も考慮するなど横断的な視野を持つことにより、複数の課題の一体的な向上を追求することが重要である。

そのため、複数の課題を一体的に解決するという SDGs の考え方を活用し、各施策を SDGs の 169 のターゲットに関連づけるとともに、施策の実施に当たっては、当該施策に直接関連するターゲット以外のいずれのターゲットとの一体的な向上が重要であるかを念頭におきつつ、異なるターゲットを有機的に連動させて実施していく。

第2章　環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

横断的施策で掲げる総合的指標と施策の柱

【総合的指標】

施策分野	指標名	現状	目標（2030 年度）
1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	炭素生産性（温室効果ガス排出量 1トン当たりの県内総生産）	327 千円/トン（2017 年度）	向上を目指す
2 自然と共生した持続可能な県土づくり	快適に暮らせる生活環境に関する満足度	23.5%（2019 年度）	上昇を目指す
	災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度	24.4%（2019 年度）	上昇を目指す
3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	自然に恵まれていると感じている人の割合	78.9%（2019 年度）	上昇を目指す
	住まいに快適さを感じている人の割合	47.6%（2019 年度）	上昇を目指す

【施策分野と施策の柱】

施策分野	施策の柱	関連する SDGs
1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	①持続可能な生産と消費を可能にするグリーンな経済システムの構築	
	②地域資源を活用した自然共生型産業の振興	
	③都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり	
	④豊かな環境づくりに資する科学技術の振興	
2 自然と共生した持続可能な県土づくり	①快適で魅力あるまちづくりの推進	
	②自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用	
	③気候変動リスクを踏まえた防災・減災	
3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	①環境にやさしく健康で質の高い生活の推進	
	②森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実	

Ⅰ 地域資源の活用による環境と経済の好循環

目指す姿（本施策分野が目指す将来像）

○ 持続可能な経済に資する企業経営や投資活動が一般化し、脱炭素型の製品・サービスの需要と供給が拡大し、企業の競争力の向上と県内経済の成長が図られ、環境負荷の低減と経済の好循環が実現している。

○ 地域の自然、エネルギー、産業、文化、風土などの豊かな資源を将来にわたって持続的に活用することにより、地域産業の付加価値向上による経済と地域の活性化が図られている。

○ 地域資源を生かした持続可能な地域づくりを支える人材が豊富になり、地域内で資金が循環しているとともに、都市と農山漁村が地域資源を補完し合う広域的なネットワークが形成されている。

○ 豊かな環境づくりに資する研究開発が進み、県内経済の成長に貢献している。

総合的指標（目指す姿を見据えた 2030 年度までの施策の達成状況を示す指標）

地域資源の活用による環境と経済の好循環の実現を目指し、より少ない炭素投入量でより高い付加価値を生み出すよう、次の指標を設定する。

指標名	現状	目標（2030 年度）
炭素生産性（温室効果ガス排出量 1トン当たりの県内総生産）	327 千円/トン(2017)	向上を目指す

【基本的な考え方】

パリ協定により長期にわたる継続的な取組が必要とされる気候変動対策は、いわば「約束された市場」である[1]。省資源・省エネルギー、再生可能エネルギーなどの環境保全対策は、新たな投資と消費の需要を生み、イノベーションを誘発する。そのため、企業経営における環境配慮を促し、環境関連産業の育成を図り、環境負荷の少ないグリーン製品の市場拡大を促すとともに、こうした企業の取組を後押しするため、資金の流れを環境分野にシフトする**環境金融**[2]の拡大を図る。

環境と調和した農林水産業を推進することにより、農林水産資源の持続可能な利用や安全・安心な農林水産物の提供のみならず、資源・エネルギーの効率的利用や生物多様性の確保などの環境保全を図る。また、県産木材等の利用促進に向けた新たな需要や販路の拡大に取り組むとともに、優れた自然を活用した観光産業の振興や各種ツーリズムの推進など地域資源を最大限に活用し、地域産業の付加価値向上を図る。

こうした地域の取組を支える人材と資金を確保するため、都市と農山漁村など地域のつながりを

---

1 中央環境審議会地球環境部会「長期低炭素ビジョン」（平成 29 年３月）

2 **環境金融**：環境に配慮した金融であり、金融市場を通じて環境への配慮に適切な誘因を与えることにより、企業や個人の行動を環境配慮型に変えていくメカニズムを指す。

生かしたネットワークづくりを進めるとともに、地域の低炭素化に向けた市町村等と連携した計画づくりや金融機関と連携した資金調達を促進する。

多様な自然と共生した脱炭素で持続可能な社会を実現していくため、最先端の技術開発に加え、今ある優れた技術の社会実装に向けた普及のための研究開発を進める。

【施策体系】

施策の柱	
（1） 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	脱炭素経営の推進
	環境関連産業の育成・集積
	環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大
	環境に配慮した金融
	エネルギーや資源の地域循環
	循環型経済の構築に向けた新たなビジネス形態の促進
（2） 地域資源を活用した自然共生型産業の振興	環境と調和した農林水産業の推進
	豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興
	優れた自然を活用した観光産業の振興
	自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進
	自然資本を活用した地域産業の付加価値向上
（3） 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり	地域資源を活用した都市と農山漁村の連携・交流
	人づくりによる地域づくり
	市町村や金融機関と連携した低炭素な地域づくり
（4） 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興	豊かな環境づくりに資する研究開発の推進
	産学官共同研究等の推進
	環境分野における海外との交流や環境の保全に関する研究の推進

【施策の方向】

（１） 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

（脱炭素経営の推進）

・ SDGs 時代にふさわしい企業経営を促進するため、企業が SDGs に取り組むに当たって活用できる各種登録・認定制度の取得を促進する。

・ 環境マネジメントシステムを導入する事業所などを認定する「いわて地球環境にやさしい事業所（通称「いわて脱炭素化経営企業等」）」認定制度の普及に向けて、認定取得のインセンティブを高める取組を進めるとともに、認定取得を通じて脱炭素経営に積極的に取り組む事業者が評価されるような環境整備に取り組む。

・ **ISO14001**[1]や**エコアクション 21**[2]などの**環境マネジメントシステム**[3]の導入、環境報告書等を通じた環境コミュニケーションの推進により、企業経営における環境負荷の低減に向けた取組を促進する。

・ 企業において省エネや環境保全等の脱炭素経営に取り組むことができるよう、省エネ等の取組の中心となる人材を養成するセミナー等の実施により、企業における人材育成等の取組を支援する。

（環境関連産業の育成・集積）

・ 環境関連技術の産業化を目指す中小企業等の研究開発や事業化等の取組を技術面から支援する。

・ 地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進や環境関連産業の創出と育成を図る。

・ 優良な産業廃棄物処理業者の育成、事業者の3R+Renewable（リニューアブル［再生可能資源に置き替える］）の取組の支援や再生資源利用製品の利用促進等により、優良な事業者による循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に資する新たなビジネスモデルの構築や拡大を促進する。

・ 水素ステーションや **FCV**[4]等の水素関連製品等の普及促進に向けた機運の醸成や化石燃料からの燃料転換等に意欲ある事業者への支援に取り組むとともに、水素関連ビジネスの創出・育成に向けて、事業者向けセミナー等の実施により、水素関連技術に必要な知識・技能を有する人材育成等の取組を推進する。

---

1 ISO14001：ISO（国際標準化機構）が定める国際規格のうち、環境負荷低減のためのマネジメントシステムを指す。

2 エコアクション 21：環境省が策定した我が国独自の環境マネジメントシステムで、「PDCA サイクル」により、事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めている。

3 環境マネジメントシステム：組織や事業者が、環境に関する方針や目標を自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいくための組織内の体制や手続き等の仕組みをいう。

4 FCV（Fuel Cell Vehicle）：燃料電池自動車。水素を燃料として車載し、水素を空気中の酸素と化学反応させて燃料電池により発電を行い、電気を使ってモーターを駆動させて走る自動車をいう。

（環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大）

・ 環境負荷の小さい製品等への需要の転換を図るため、岩手県グリーン購入基本方針に基づき、県が率先してグリーン製品等の購入を推進するとともに、市町村、事業者、県民等に対して、グリーン購入に関する情報を積極的に提供する。

・ 公共施設等における県産木材の利用を促進するため、県が率先して木材利用を推進するとともに、関係団体との連携による県産木材を活用した優良な施工事例のPRや、建築士・建築施工技術者等の木造設計技術の向上支援に取り組む。

・ 持続可能な社会の実現に向けて、環境に配慮したエコ商品や開発途上国の労働者の生活改善を目指す**フェアトレード**[1]商品の購入など人・社会・地域・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）を推進するため、県民や事業者に対して、情報の提供や啓発を行う。

（環境に配慮した金融）

・ 省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入における初期投資の負担軽減を図るため、低利融資等の支援や地域におけるESG投資等の普及拡大に向けた取組を推進する。

（エネルギーや資源の地域循環）

・ 事業所における省エネルギー性能の高い設備・機器の導入や効率的なエネルギー管理の支援などにより、エネルギー生産性の向上を促進する。

・ 地域における再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーシステムの構築支援等を通じ、エネルギーの地産地消を促進することにより、地域のエネルギー収支の改善を図る。

・ 地域資源の好循環に向け、再生可能エネルギー由来の水素等の利活用を推進する。

・ 林地残材等を木質バイオマスエネルギーとして活用するなど未利用木材資源の有効活用を通じ、地域のエネルギー収支の改善、林業振興、地域活性化につなげる。

・ 家畜排せつ物、下水汚泥などバイオマス資源のリサイクルやエネルギー利用を促進することにより、再生可能資源の地域での循環利用を進める。

（循環型経済の構築に向けた新たなビジネス形態の促進）

・ 原材料や部品を含む全ての生産段階における資源投入量を抑制する「省資源型ものづくり」や廃棄物等となった場合の適正なリユース（再使用）・リサイクル（再生利用）、処分が簡単に行える設計を行うなどの環境に配慮した製品づくりの促進、その購入についての啓発活動など生産活動や消費行動における循環型経済の構築に寄与する取組を推進する。

・ 市町村や商店街をはじめとする多様な主体の連携による、まちのにぎわい創出を図るため、消費者ニーズの多様化へ対応したキャッシュレス化やシェアリング・エコノミーなどの仕組みの利活

---

1 **フェアトレード**：開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す貿易の仕組み

用を促進する。

（2） 地域資源を活用した自然共生型産業の振興

（環境と調和した農林水産業の推進）

・ 安全・安心な産地づくりによる消費者の信頼や評価向上に向け、環境保全型農業の取組を推進する。

・ **農業生産工程管理**（**GAP**[1]）の取組を推進するため、農業協同組合等の関係機関・団体と連携し、指導スキルの向上に取り組むとともに、認証を取得した先進経営体をモデルとした取組手順や改善事例を活用することにより、他の農業者の認証取得を支援する。

・ 森林資源を持続的に利用していくため、再造林や間伐等の森林整備を促進する。

・ 漁業資源の持続的な利用を図るため、漁業法に基づく資源管理と併せ、漁業者の自主的な資源管理の取組を推進する。

・ 市町村の地産地消計画の策定及び実践を支援し、産直による学校給食や医療・福祉施設等への食材供給などによる農林水産物の域内消費拡大に取り組む。

・「岩手県海区未来につなぐ美しい海計画」に基づく漁業協同組合の漁場環境保全活動など、関係団体等との連携による漁場環境の保全に取り組む。

・ 土壌診断に基づく適正施肥量の把握と堆肥の利用により、化学肥料使用量の低減を誘導する。

・ 病害虫抵抗性品種の導入や、天敵や微生物農薬等を活用した総合的防除技術の普及により、化学合成農薬に過度に頼らない病害虫防除を促進する。

・ 農林水産物に対する野生鳥獣被害を防止するため、猟銃・わなによる有害捕獲や積雪に強い恒久電気さくの設置、情報通信技術（ICT）の活用、地域全体での被害防止活動の取組を推進する。

（豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興）

・ 県営の公共施設・県公共工事において県産木材等の率先利用に努めるとともに、品質・性能の確かな木材製品の供給体制の整備や木材加工事業者と工務店等のマッチングの促進、商談会を活用した新たな販路開拓等により、本県の木材産業の振興を図る。

・ 公共施設や産業分野等への木質バイオマスボイラーの導入を促進するとともに、地域の未利用間伐材等の安定供給体制の構築など、木質燃料の安定的かつ継続的な供給に向けた取組を促進する。

・ 県産木材の新たな需要を創出し、販路拡大を図るため、アカマツ **CLT**[2]等の実用化や、広葉樹資源を活用した木材製品の商品化に向けた技術開発、県内製材事業者等と県内外の木材製

---

1 農業生産工程管理（**GAP**）：農業者自らが、栽培準備から出荷・調製までの各段階で、記録、点検・評価により、食品安全、環境保全、労働安全等を改善する生産工程管理手法

2 CLT（Cross Laminated Timber）：ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料であり、建築の構造材のほか、土木用材、家具などにも使用される。

品取扱事業者とのマッチング支援などの取組を推進する。

（優れた自然を活用した観光産業の振興）

・ 三陸復興国立公園や三陸ジオパーク、十和田八幡平国立公園等の豊かな自然と地域の文化、歴史等を組み合わせたエコツーリズムの観光メニューづくりや観光人材の育成など、体験型観光の促進を図る。

・ 国立公園などの自然、温泉、公共交通などの交通ネットワーク、商工業施設、農林水産業施設、歴史的建造物、スポーツ・レジャー施設、郷土食や民俗芸能などの文化、郷土史などの知識や伝統技術などを有する人材等の地域資源について、住民生活や地域産業との調和を図りながら、観光資源としてその価値を創造するとともに、広く発信し、活用する。

・ 本県の豊かな温泉資源の保護と適正利用を図る。

（自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進）

・ グリーン・ツーリズムやファームステイ等による交流人口の拡大に向け、地域の交流活動をコーディネートする組織の活動を支援するとともに、体験型教育旅行の受入拡大に向けた取組を進める。

・ 本県の豊かな自然を生かしたスポーツアクティビティを活用した観光コンテンツの磨き上げや、これを生かしたスポーツツーリズムなどの売り込みを行う。

・ 地域の特色ある「食」を核に、多様な歴史や文化等と融合したフードツーリズムを展開する。

・ 各種ツーリズムの推進において廃校施設を有効に活用していくため、全国における活用事例を情報共有するとともに、市町村における取組を支援する。

・ 魅力ある農山漁村の形成を図るため、農道の保全対策計画を作成する市町村への支援・指導や計画的な保全管理、汚水処理施設等の生活基盤の整備を促進する。

（自然資本[1]を活用した地域産業の付加価値向上）

・ 生産者や商工業者等による「地域ぐるみ」の6次産業化を推進するため、県産農林水産物を活用した発信力のある特産品開発や料理メニューの提供を促進するとともに、「いわて地域資源活用・地域連携サポートセンター」の専門家等を活用しながら、担い手の掘り起こしや育成に取り組み、6次産業化等の裾野の拡大を図るほか、農商工連携等を深化させ、付加価値を高めながら消費までつないでいく**バリューチェーン**[2]の構築に向けた取組を促進する。

・ 地域の立地条件等を生かして生産された、特長ある農林水産物を活用した特産品等の開発、販路の開拓・拡大など農山漁村ビジネスの取組を促進する。

---

1 自然資本：自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方であり、森林、土壌、水、大気、生物資源など自然によって形成される資本（ストック）をさす。

2 バリューチェーン：（農林水産物の）生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎ合わせ、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくる取組

・ **テロワール**[1]視点による地域の「食」に係るストーリーや、品質やおいしさ等に関する情報を発信するとともに、生産者と消費者・実需者とのコミュニケーション・交流を図る取組を進める。
・ 自然公園等における外国人も含めた観光客の利用促進を図るため、多言語化したPR映像等を活用し、自然の魅力などの情報発信を積極的に行うとともに、標識等の整備に取り組む。
・「岩手ならでは」を求めて来県する外国人観光客等のニーズに応える、豊かな自然環境や歴史文化、魅力ある生産者等の地域資源を活用した「食」や「体験」の充実に向けた取組を進める。
・ 地域の多彩な農林漁家の生活体験、食文化などの地域資源や、地域の歴史的文化財や民俗芸能などの伝統文化を活用した観光コンテンツの磨き上げや売り込みを行う。

（3） 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり

（地域資源を活用した都市と農山漁村の連携・交流）

・ 自然・文化・風土など、地域の特色ある資源を活用し、都市と農山漁村との連携と交流を促進する。
・ 河川流域における水と緑を守り育てる環境保全活動の促進に向けて、上流地域及び下流地域の県民相互の交流及び連携を支援する。

（人づくりによる地域づくり）

・ 持続可能な社会づくりの担い手を育むことを目指し、**環境学習交流センター**[2]等による普及啓発や、子どもの環境学習の支援及び自然等を生かした体験活動の機会の提供などに取り組む。
・ 三陸ジオパーク活動を担う人材を育成するため、三陸ジオパーク推進協議会や教育機関などの関係機関と連携して、ジオパーク授業を実施するとともに、ガイド講習会などの開催を促進する。

（市町村や金融機関と連携した低炭素な地域づくり）

・ 地域における省エネルギーや再生可能エネルギーの導入を推進するプロジェクトが、国や市町村、地域の金融機関等と連携しながら、地域の環境保全や経済・社会への配慮事項等を踏まえて行われるよう、その事業化や資金調達に向けた取組を支援することにより、地域の経済・社会的課題と環境課題の同時解決につなげる。

（4） 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興

（豊かな環境づくりに資する研究開発の促進）

・ 環境浄化や有害物質無害化、廃棄物の減量化・リサイクル、 環境負荷低減等につながる研究開発を促進する。

---

1 **テロワール**：農作物等にその土地特有の性格を与える土壌、気候、地形、農業技術等の要素

2 **環境学習交流センター**：平成 18 年４月に県が設置した環境学習拠点施設で、環境情報の収集提供、環境学習支援、環境保全活動の支援等を行っている。

・ 環境に配慮した土づくり・補給型施肥等の施肥技術、総合的防除管理技術、森林保護技術、木材加工技術、バイオマスエネルギー利活用技術等の開発を推進する。
・ 本県の地域特性を踏まえた再生可能エネルギー由来水素等の利活用モデルの実証事業の導入を推進する。
・ 産学官連携の取組等により、**リモートセンシング技術**[1]を活用した効率的な施肥など、環境負荷の軽減にも寄与する「**スマート農業**[2]」技術の開発と普及を推進する。
・ **地理情報システム**（**GIS**[3]）や情報通信技術（ICT）等の先端技術を活用した「**スマート林業**[4]」の取組を推進する。
・ 情報通信技術（ICT）や省力化機器の導入等による、養殖生産の効率化や収益性向上に向けた「**スマート水産業**[5]」の取組を推進する。
・ ドローン物流の実用化は、積載率の低い非効率的な輸配送を無人航空機で代替することにより、二酸化炭素排出量の削減に貢献することから、これまで実施したドローン物流の実証実験等の成果を踏まえ、ドローンを活用した物流システムモデルの県内市町村への展開に取り組む。

（産学官共同研究等の推進）

・ 環境に関する科学技術の研究に当たっては、岩手大学、岩手医科大学、岩手県立大学、国立環境研究所等の県内外の研究機関との連携・共同研究を推進する。
・ 特に、三陸沿岸には、東京大学大気海洋研究所国際・地域連携研究センター、北里大学海洋生命科学部附属三陸臨海教育研究センター、岩手大学三陸水産研究センター、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所等の大学・試験研究機関が多数立地し、海洋に関する最先端の調査研究を行っていることから、これらの大学・研究機関を核としたいわて海洋研究コンソーシアムでの活動を通じて、海洋に関する研究機関の連携を推進するとともに、その研究成果が海洋環境の保全に活用されるよう支援に取り組む。
・ 「**グリーンILC**[6]」の理念を取り入れた国際リニアコライダー（ILC）計画を推進するため、産学官の連携により、ILC施設から生じる排熱の有効活用などの共同研究に取り組む。

---

1 リモートセンシング技術：「物を触らずに調べる」技術。様々な種類があるが、人工衛星に専用の測定器（センサー）を載せ、森林伐採、砂漠化、農作物（水田）の状況など地球を調べる（観測する）ことを衛星リモートセンシングという。

2 スマート農業：ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代農業を指す。

3 地理情報システム（GIS）：地図や地形データ、航空・衛星写真などの空間情報と、地理的な位置に関連する様々なデータを統合的に扱うことができる情報システムをいう。

4 スマート林業：情報通信技術（ICT）等を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代林業を指す。

5 スマート水産業：情報通信技術（ICT）等を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代水産業を指す。

6 グリーン ILC：再生可能エネルギーに由来する電力を可能な限り利用し、施設からの排熱回収や、関連施設の木造化等により、ＩＬＣを通じた持続可能なエコ社会を目指す考え方

（環境分野における海外との交流や環境の保全に関する研究の推進）

・ 環境に関する国際共同研究を推進するため、海外の研究機関との交流を図る。

・ 環境リスクの詳細な把握とその低減につなげるため、国内外の研究機関等と連携・協力して、環境の保全に関する研究を推進する。

～いわてのウェルビーイング事例～１　地域資源の活用による環境と経済の好循環

（１）　環境×観光（三陸ジオパークと三陸鉄道、みちのく潮風トレイルの連携）

三陸ジオパークは、東日本大震災津波から2年後の 2013（平成 25）年に日本ジオパークに認定されました。青森県八戸市～岩手県沿岸～宮城県気仙沼市までの3県 16 市町村をエリアとする日本一広大なジオパークです。

三陸ジオパークはこれまで、三陸鉄道株式会社と連携し、三陸ジオパークの見どころであるサイトを三陸ジオパーク認定ガイドの案内で巡る企画列車「三鉄ジオトレイン」を実施しているほか、三陸ジオパークのエリアと重なるみちのく潮風トレイルと連携し、ジオパークとトレイルの相互の魅力を発信するシンポジウムを共同で開催するなど、地域資源としての活用促進に向けた取組を進めてきました。

さらに令和7（2025）年度からは、「三鉄ジオトレイン」の企画として、みちのく潮風トレイルを歩きながら、トレイルルートやジオパークのサイトの保全・清掃活動を合わせて行うツアーを実施しており、地域資源の活用だけでなく保全の取組も連携して実施しています。



三鉄ジオトレイン



三陸ジオパークシンポジウム

（２）　環境×産業・観光（未利用資源を地域資源に活用したジビエの取組）

近年増え続けているニホンジカは、農作物に大きな被害を与えており、各地域においてその被害を食い止めるための捕獲が行われています。

捕獲したシカを地域の財産として有効活用するため、ジビエの食肉加工施設を整備し、ジビエを活用した加工食品の開発・販売、革製品や小物などクラフト商品の販売のほか、ハンターの育成やジビエツーリズムにおける観光資源としてのシカの活用など、地域資源として地元を盛り上げる活動が県内各地で展開されています。

今後も、未利用資源を地域資源として活用した新しい取組を推進していきます。





事業者が主体的に活動している「いわてジビエ」の取組

2 自然と共生した持続可能な県土づくり

目指す姿（本施策分野が目指す将来像）

○ 親水空間や緑地、汚水処理施設等の整備が進み、快適でうるおいのある生活環境が築かれている。

○ 美しい景観や歴史的なまち並みが保全され、人々から大切にされるとともに、日々の暮らしの中で親しまれている。

○ 歴史的・文化的環境の保全について、住民が主体となった保全の取組が展開されるとともに、誇るべき地域固有の資産として地域の活性化に生かされている。

○ 自然環境が有する多様な機能を活用した持続可能で魅力ある県土づくりが進んでいる。

○ 農林水産業や生態系、沿岸域など気候変動の影響を受けやすいあらゆる分野で、将来の気候リスクを考慮した取組が行われている。

総合的指標（目指す姿を見据えた 2030 年度までの施策の達成状況を示す指標）

自然と共生した持続可能な県土づくりを目指し、快適で魅力あるまちづくりや気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策の推進により、生活環境や災害に強い県土に関する県民満足度が高まるよう、次の指標を設定する。

指標名	現状	目標（2030 年度）
快適に暮らせる生活環境に関する満足度[注]	23.5%(2019)	上昇を目指す
災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度[注]	24.4%(2019)	上昇を目指す

［注］ 県の施策に関する県民意識調査

【基本的な考え方】

高度経済成長期に集中的に整備したインフラの老朽化などにより、社会経済活動の基盤となる自然環境や社会インフラの維持管理が困難になるおそれがある。県民参加による環境保全活動を促進するとともに、県民生活や産業活動を支える重要な基盤である**水インフラ**[1]の適切な維持管理を推進し、水資源の循環利用を促進する。

水と緑のうるおいある空間や良好な景観、自然と調和した歴史的文化的環境やそれらを背景にした生活文化は、快適で豊かな暮らしを実現するための基盤となることから、環境との共生を軸にした安らぎのある地域づくりを推進する。

都市のスポンジ化や市街地の空洞化、高齢化など都市を取り巻く環境や都市サービスの基盤が変化しており、住宅や施設の既存ストックの有効活用や適切な維持管理、住民の足となる交通手段

1 水インフラ：貯留から利用、排水に至る過程において水の利用を可能とする施設全体を指すものであり、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等をいう。

の確保や地域コミュニティ機能の維持を図るため、市町村等と連携し、ハード・ソフト両面において持続可能なまちづくりに向けた取組を推進する。

災害時の強靭性確保は、県土のストックとしての価値を向上させる。災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に向けた広域的な連携・協力体制の確保や、自立・分散型エネルギーシステムの構築、自然環境が有する多様な機能を活用した防災・減災対策を進める。また、気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害に備えるため、効果的な適応策を推進し、県土の強靭化を図る。その検討に当たっては、適応策自体が環境に負荷を与えるものとならないよう環境の保全に配慮することや、目的や地域特性に応じて生態系を活用した適応策などの自然環境が有する多様な機能も活用することにより、防災と環境保全の両立を図る。

【施策体系】

施策の柱	
（1） 快適で魅力あるまちづくりの推進	健全な水循環
	水インフラの適切な維持管理等の推進
	水と緑のうるおいのある空間の確保
	良好な景観の形成
	持続可能なまちづくり・地域づくり
（2） 自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用	歴史的・文化的環境の保全と活用
	環境と共生する生活文化の継承と創造
（3） 気候変動リスクを踏まえた防災・減災	気候変動の影響への適応の推進
	災害に備えた土地利用
	グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災の推進
	平時から災害時まで一貫した安全の確保

【施策の方向】

（１） 快適で魅力あるまちづくりの推進

（健全な水循環）

・ 森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、海岸漂着物の円滑な処理、県民等の参加による河川や海岸等の保全などの取組を進めるとともに、各地域での水と緑を守り育てる環境保全活動の活発化に向けた取組を推進する。

・ 森林や農地・農業用水等の地域資源の保全等により水源のかん養を図る。

・ 都市公園の植栽等を適切に維持管理し、雨水浸透機能の確保を図る。

（水インフラの適切な維持管理等の推進）

・ 老朽化が進む農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る保全管理を推進するため、農業水利施設の機能診断に基づく補修・更新を進めることで、水資源の循環利用を促進する。

・ 地域の産業を支える水インフラとして、北上川をはじめとする水資源を生かし、良質な工業用水の安定供給を行う。

・「新いわて水道ビジョン」に基づき、給水人口や給水量が減少しても水道事業が健全かつ安定的に運営されるよう地域の状況や見通しを踏まえた広域連携の取組を推進するとともに、水源から蛇口に至る総合的な水質管理の実現に向けた助言や指導、災害時の給水機能確保に向けた水道施設の耐震化促進、発災時の危機管理体制の強化等に取り組む。

・「いわて汚水処理ビジョン 2025」に基づき、地域の実情に合わせて、下水道等の汚水処理施設の計画的な整備・点検を促進するとともに、汚水処理施設の役割や必要性等について普及啓発を図る。

（水と緑のうるおいのある空間の確保）

・ うるおいと安らぎのあるさわやかな公共空間を創出するため、道路や港湾等の公共空間における緑地帯や植樹帯の適切な維持管理を推進する。

・ 森から海までの生態系を連結させる川の自然度を高め、生物の生息・生育・繁殖環境や川が織りなす安らぎのある景観などに配慮した「多自然川づくり」により、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進する。

（良好な景観の形成）

・ 住民や市町村との協働により、地域の景観の保存や活用を推進する。

・ 無電柱化や屋外広告物の規制など、より良い景観を形成するための取組を推進する。

・ 子どもが地域の景観の魅力や個性を考える景観学習の取組を通じて、次世代の景観づくりの担い手の育成を図る。

（持続可能なまちづくり・地域づくり）

・ 市町村との連携により適正な土地利用を図りながらコンパクトな都市形成を促進するとともに、都市交通の円滑化や快適な都市空間の創出に資する都市計画道路の整備や市街地の無電柱化などにより、魅力あるまちづくりを推進する。

・ 地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」に基づき、広域バス路線や鉄道路線の維持・確保に取り組む。

・ 市町村におけるコミュニティバスの運行等による地域内交通の改善や再編などの取組に対する支援を通じて、住民のニーズに対応した持続可能な公共交通ネットワークの構築を促進する。

・ 持続可能な地域コミュニティづくりに向けて、住民自らが地域課題の解決に取り組む地域運営組織や、「**小さな拠点**[1]」の形成を促進する。

・「さらなる省エネ性能」を持ち、県産木材の活用などの「岩手らしさ」を考慮した「岩手型住宅」の普及促進を図る。

・ 空き家の流通を促進するため、関係団体と連携した空き家に係る相談体制の整備など、空き家対策を推進する。

・ 公共施設等の維持管理や整備に当たっては、省エネルギー化や立地条件等を踏まえた再生可能エネルギーの導入の検討、環境に配慮した資材の選定、施設の長寿命化による建設廃棄物の発生抑制など、環境負荷の低減を図る。

（2） 自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用

（歴史的・文化的環境の保全と活用）

・ 文化財の確実な保存を図るため、文化財の管理状況の把握を徹底し、修理や保管施設の改善、記録保存の措置を行うなど、文化財の特性や地域の実情を踏まえた適切な取組を実施する。

・ 未指定の文化財を含めた保存・活用のため、悉皆的な調査や文化財の研究活動を実施し、新たな文化財の掘り起こしやその価値の磨き上げを進める。また、それらの成果を地域住民と共有するための取組や環境の整備を推進する。

・ 文化財の保護（保存と活用）を持続的なものとするため、地域住民や民間団体など、多様な主体による文化財の魅力発信等の活用事業を推進する。さらに、文化財の活用を地域づくりの一環として位置づけ、様々な分野との連携により、多様な人材交流や経済活動を創出し、地域の活性化に貢献する。

・ 市町村に対し、国等の各種支援制度の情報提供を行うとともに、文化遺産を活用した取組事例等の情報提供を行いながら、市町村の地域活性化の取組を支援する。

・ 関係機関等と連携を図りながら、世界遺産である「平泉」、「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の保存管理と活用の取組を行うとともに、「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録に向けた取組を推進する。

---

1 **小さな拠点**：地域住民が主体となって、従来の集落の範囲や単一では続けていくことが難しい活動や事業を組み合わせていくことで、地域を維持していくための仕組み

・ 歴史的構造物等をはじめとする本県の歴史・文化についての理解促進を図るため、ホームページやイベントで広く国内外に情報を発信する。
・ 無電柱化や屋外広告物の規制など歴史的なまち並みを保全するための取組を推進する。

（環境と共生する生活文化の継承と創造）

・ 自然を活用する知恵や物を大切にする生活様式から生まれた伝統工芸等の環境と共生する生活文化の継承と創造を図る。
・ 伝統工芸産業の更なる振興に向けて、ライフスタイルの変化を見据えた新商品開発や、展示販売会等を通じた新たな購買層の開拓などにより事業者の経営力向上を支援する。

（3） 気候変動リスクを踏まえた防災・減災

（気候変動の影響への適応の推進）

・「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」に基づき、岩手県気候変動適応センター[1]による気候変動の影響に関する情報の収集・整理・分析を行うとともに、環境の変化に対応した新たな水稲品種の育成や、自然災害に備えた河川改修や海岸保全施設の整備、気温上昇に伴う健康リスクの増大への対応など、効果的な適応策を推進する。
・ 防災・減災対策について、河川改修や海岸保全施設の整備とともに、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の取組、土地利用のコントロールや森林による保水力の活用等、気象災害のみならず、感染症や熱中症等をも含めた複合リスクへの対応など、効果的な適応策を推進する。

（災害に備えた土地利用）

・「国土利用計画岩手県計画」に基づき、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制等に加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、施設や居住等のより安全な地域への誘導を図るとともに、公共施設について、建て替えなどの機会を捉え、中心部等で、かつ、災害リスクの低い場所への立地を促進し、災害時の機能を確保する。

---

1 岩手県気候変動適応センター：「気候変動適応法」に基づき、地域における気候変動適応を推進するため、気候変動の影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点

（グリーンインフラ[1]や生態系を活用した防災・減災[2]の推進）

・ 河川が有する生物の生息、生育、繁殖環境の保全・創出や洪水災害の軽減を図るため、河道の拡幅や築堤等の河川改修を行うに当たっては多自然川づくりを推進する。

・ 森林の整備や環境に配慮した治山事業により、荒廃森林の復旧及び山地災害の未然防止に取り組む。

・ 海岸防災林の再生を進めるとともに、機能の早期発現に向けて、適切な管理に取り組む。

（平時から災害時まで一貫した安全の確保）

・ 平時から災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理及び減量化に向けた体制の構築を推進し、災害発生時においても生活環境を保全し、公衆衛生が確保できるよう取組を進めるとともに、エネルギー回収拠点や防災拠点となることも見据えた廃棄物処理施設の整備を促進する。

・ 自立・分散型エネルギーとして、住宅や事業所等への太陽光発電設備等の導入を促進することにより、災害時にも必要なエネルギーを迅速に供給する体制を構築し、脱炭素化と併せて県土の強靱化を推進する。

・ 災害時にも対応できる動く蓄電池として活用可能なプラグインハイブリット車、電気自動車、燃料電池自動車の導入を促進する。

・ 平時から事業者における化学物質の適正管理や排出削減を促進するとともに、使用状況を把握することにより、災害時にも速やかに環境調査を行い、環境汚染の最小化や住民の健康被害防止を図る。

---

1 グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

2 生態系を活用した防災・減災:グリーンインフラのうち特に防災・減災に注目し、生態系が有する多様な機能を生かして災害に強い地域をつくるという考え方。例えば、遊水効果を持つ湿原の保全・再生や、多様で健全な森林の整備による森林の国土保全機能の維持などの取組を指し、防災対策と生物多様性を調和させた気候変動対策の新たなアプローチとされている。

～いわてのウェルビーイング事例～２　自然と共生した持続可能な県土づくり

環境×河川（多自然川づくり・流域治水プロジェクト）

社会経済活動の基盤として、快適でうるおいのある生活環境と豊かな自然に育まれた生態系や歴史・文化が共存・共生し、気候変動に対する強靭性を有した持続可能な県土づくりを進める必要があります。

このため、県では、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」により、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進しています。



元町川（自然な河岸・水際部の形成）（葛巻町）



安家川（河畔林の保全）（岩泉町）

また、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等への対応に当たっては、従来の河川管理者が主体となった河川整備等に加え、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策、「流域治水」への転換が必要です。

現在、本県の全ての水系において「流域治水協議会」を設置し、流域の関係者との連携を図るとともに、令和 6（2024）年 10 月には国、県、市町村、民間企業等のそれぞれの対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を策定して流域治水を推進しています。

なお、流域治水を進めるに当たっては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを推進し、関係機関と連携の下、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献することとしています。

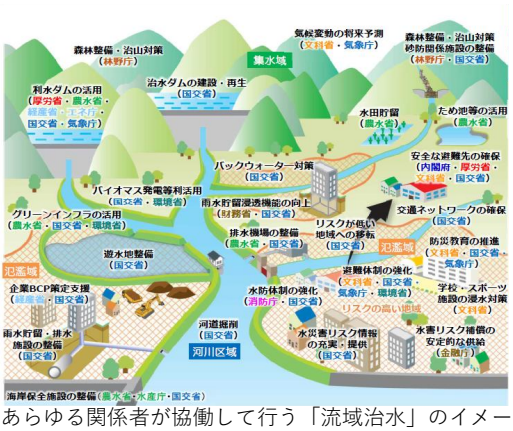

あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」のイメージ

出典：国土交通省 HP

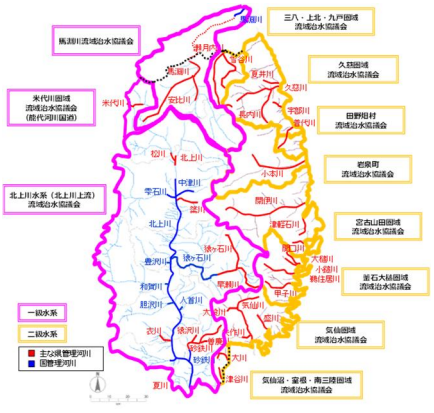

県内の流域治水協議会設置状況

3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現

目指す姿（本施策分野が目指す将来像）

○ 日常生活の中に省エネルギーや省資源・3Rなどの環境行動が広く浸透し、環境負荷の少ない製品・サービスが消費者に選ばれている。

○ 住まいや移動、職場環境など日々の暮らしにおける環境負荷の低減や気候変動による健康影響への適応が図られると同時に、健康増進やワーク・ライフ・バランスが確保されている。

○ 環境への配慮や自然とのふれあいを通じた健康で心豊かなライフスタイルやワークスタイルが実現し、それが魅力となって移住者や定住者が増加している。

総合的指標（目指す姿を見据えた 2030 年度までの施策の達成状況を示す指標）

環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現を目指し、自然とつながる質の高いライフスタイルの充実により、自然の豊かさや住まいの快適さに関する県民満足度が高まるよう、次の指標を設定する。

指標名	現状	目標（2030 年度）
自然に恵まれていると感じている人の割合［注］	78.9%（2019）	上昇を目指す
住まいに快適さを感じている人の割合［注］	47.6%（2019）	上昇を目指す

［注］ 県の施策に関する県民意識調査

【基本的な考え方】

持続可能な社会を実現するためには、県民一人ひとりがエネルギー、資源の問題を我が事として捉え、具体的な行動に移すことを促していくことが重要である。

環境に配慮したライフスタイルやワークスタイルは、環境負荷の低減以外にも多様な効果をもたらす。県産材を活用した断熱性の高い住まいは、環境負荷の低減のみならず、快適性の向上やヒートショック予防による健康寿命の延伸のほか、県内の林業振興につながる。徒歩や自転車、クールシェアスポットの利用は、移動や各家庭での冷房機器の使用に伴う二酸化炭素の削減とともに、健康増進等も期待できる。また、ICT の活用によるテレワークの導入拡大は、仕事と育児・介護の両立のみならず、通勤や出張に伴う二酸化炭素の削減につながる。

温泉の利用、ペットなど動物とのふれあい、自然活動体験、生活の中で感じる木のぬくもりと心地よさなど、森・里・川・海につながるライフスタイルが定着することは、健康で心豊かな暮らしの基盤になるとともに、テレワークの導入拡大とあいまって、県外からの移住希望者にとっての本県の魅力となる。

豊かな自然が私たちの生活、経済を支えていることを踏まえ、健康で心豊かな暮らしの実現を目指し、住まいや移動、職場環境などの環境負荷の低減を進めるとともに、人と人、人と自然とのつな

がりを強めるための施策を展開し、森・里・川・海につながる岩手らしいライフスタイルの充実を図る。

【施策体系】

施策の柱	
（1） 環境にやさしく健康で質の高い生活の推進	気候変動による健康影響への適応の推進
	持続可能なライフスタイルと消費活動
	県産木材を活用した低炭素で健康な住まい
	徒歩・自転車移動等による二酸化炭素の削減と健康寿命の延伸
	環境負荷の低減につながるテレワークなど働き方改革等の推進
	「新・湯治」等による健康寿命の延伸
	人と動物の共生を目指したペットの適正飼養及び動物愛護思想の普及啓発の推進
（2） 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実	自然体験活動等の推進
	森・里・川・海の保全・再生に貢献する地方移住等の促進
	新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成

【施策の方向】

（１） 環境にやさしく健康で質の高い生活の推進

（気候変動による健康影響への適応の推進）

・ 夏季の気温上昇に対応するため、クールシェアスポットについての県民への普及促進を図るほか、熱中症特別警戒情報への対応、市町村によるクーリングシェルターの設置を促進する。

・ 岩手県蚊媒介感染症対策行動計画によるデング熱等の予防対策、蚊媒介感染症等の予防、熱中症予防の普及啓発と注意喚起に取り組む。

・ 呼吸器系・循環器系疾患への影響が懸念される大気汚染物質の高濃度時の注意喚起等に取り組む。

（持続可能なライフスタイルと消費活動）

・ SDGs のゴール 12「つくる責任 つかう責任」の理念を踏まえ、県民一人ひとりの日常的な消費行動が、人・社会・地域・環境に影響を与えることを消費者・生産者がともに認識し、消費と生産の双方を持続可能なものとすることを目指すエシカル消費等に関する取組を推進する。

・ 障がいのある人の支援につながる商品やフェアトレード商品の選択、エコバッグの持参、省エネルギーの取組など、人・社会・地域・環境へ配慮した消費行動（エシカル消費）や食品ロス削減等についての普及啓発を図り、持続可能な社会に向けて消費者や事業者の自主的な行動を促進する。

・ 省エネルギー家電やエコカーへの買換え、住宅の省エネルギー化、荷物の再配達削減に向けた取組などの環境に配慮した製品・サービスの選択は、家計や防災、健康、労働環境にも良い影響を与えるという認識を広めることにより、温室効果ガスの排出削減に向けた自主的かつ具体的な行動を促す県民運動を展開する。

・ 3R+Renewable（リニューアブル［再生可能資源に置き替える］）を基調としたライフスタイルやビジネススタイルを促進するため、市町村と連携しながら、県民参加型の取組を進める。

・ モノのライフサイクル全体を通じて資源を循環させる循環経済の構築に向けて、「無駄なものは買わない」、「物を持たず身軽に必要な時だけ使う・体験する」、「社会や環境に良いモノやサービスを選択する」、「モノを長く大切に使う」など資源循環に配慮した消費行動を促進する。

・ 本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスの削減に向けて、家庭等における食品の食べ切り、使い切りや外食時の適量な注文等による食べ残しの削減、食品の生産・製造、流通、販売等の各段階における食品関連事業者の食品ロス削減の徹底について普及啓発を行うなど、消費者、事業者の各主体による取組を促進する。

（県産木材を活用した低炭素で健康な住まい）

・「さらなる省エネ性能」を持ち、県産木材の活用などの「岩手らしさ」を考慮した「岩手型住宅」の普及促進を図る。

・ 岩手の地域性を反映した岩手型住宅に取り組む事業者を岩手型住宅賛同事業者として募集

し、その取組を広く周知する。

・ ヒートショック防止等の健康維持増進、介助や介護の在宅ケアへの配慮等、高齢者が生涯にわたり健康で活動的に生活できる高齢者向け住宅の供給を促進する。

（徒歩・自転車移動等による二酸化炭素の削減と健康寿命の延伸）

・ 日常生活や通勤時等における歩行数の増加を促す取組や、都市部及びその周辺部における自転車利用を促進するための環境整備を通じて、運動習慣の定着を図ることにより健康寿命の延伸を促進するとともに、移動に伴う温室効果ガスの削減や交通における混雑緩和にもつなげる。

（環境負荷の低減につながるテレワークなど働き方改革等の推進）

・ 働き方改革の取組を推進するため、サポートデスクを設置し企業からの相談にきめ細かく対応するとともに、補助制度等により県内各企業等の取組を支援する。また、情報通信技術（ICT）の利活用等、中小企業が行う経営力強化や生産性の向上などの取組を支援する。

・ フレックスタイム制度や時差通勤の導入など仕事と子育ての両立を支援する取組を行う企業の表彰・認証などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援するとともに、自動車交通需要の分散による環境負荷の低減にもつなげる。

（「新・湯治」[1]等による健康寿命の延伸）

・ 本県の豊かな温泉資源の保護と適正利用を推進し、温泉資源の持続可能な利用と有効活用を促進することを通じて、温泉の公共的利用の増進を図るとともに、温泉がもたらす心身のリフレッシュによる健康寿命の延伸にもつなげる。

・ 自然、温泉、郷土食や民俗芸能などの文化等の地域資源について、住民生活や地域産業との調和を図りながら、観光資源としてその価値を創造するとともに、周遊ルートを構築するなどして国内外に広く情報発信し、活用していく。

（人と動物の共生を目指したペットの適正飼養及び動物愛護思想の普及啓発の推進）

・ 動物は、人々の心に潤いと喜びを与え、地域社会や県民の生活を豊かにする大切な存在であることから、人と動物が共生する社会の実現を目指し、動物の所有者による適正飼養を推進するとともに、動物愛護思想の普及啓発を図る。

（2） 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実

（自然体験活動等の推進）

---

1 **新・湯治**：多様な自然、歴史・文化、食など様々な魅力が詰まった温泉地の新しい過ごし方として、平成 29 年 7 月に環境省の有識者会議により提言された提案。多くの人が温泉地で地域資源を楽しみ、滞在を通じて心身がリフレッシュされ、温泉地を多くの人が訪れることで、温泉地のにぎわいを生み出していくことを目指している。

・ 子どもたちの成長と学びを支えるため、青少年の家などの社会教育施設等を活用した自然体験活動や、都市公園や森林学習施設等における自然とのふれあい、教育振興運動と連携した自然体験等への参加など本県の豊かな自然を生かした体験活動の機会の提供に取り組む。

（森・里・川・海の保全・再生に貢献する地方移住等の促進）

・ 移住希望者が、豊かな自然環境や環境負荷の少ない快適な生活環境など岩手の魅力を知り、岩手で暮らしたくなるよう、ホームページや SNS、情報誌等の活用などによる訴求力の高い情報発信や、首都圏に設置している移住と就職の一元的な相談窓口の機能強化など、岩手への移住のための情報提供や相談支援の充実を推進する。

・ 農林水産業など各分野の人材確保の取組と連携した移住希望者への情報発信や農山漁村への移住・定住等を見据えた都市と地域住民の交流・連携活動の促進など、本県の魅力あふれる農山漁村づくりに貢献する地方移住のための取組を推進する。

（新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成）

・ 消費地を開拓して県産木材等の新たな需要を掘り起こすため、国内外を視野に入れた販路拡大を進める。

・ 消費者から信頼・支持されるブランド形成に向けた取組や岩手県産であることを明らかにする産地認証制度の普及を進める。

・ 次代を担う児童や生徒が森林や林業について学ぶことを通じて、県産木材の温もりや心地よさ、木材利用の意義等の理解を醸成するための取組への支援を進める。

～いわてのウェルビーイング事例～３　環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現

環境×健康×観光（自転車活用推進計画・広域サイクリングルート）

持続可能な社会を実現するためには、県民一人ひとりがエネルギー、資源の問題を我が事として捉え、具体的な行動に移していくことが重要であり、自動車から環境負荷が少なく、健康増進にも寄与する自転車への移動手段の転換を図ることなどが求められます。

このため、県では、令和3年3月に策定した「岩手県自転車活用推進計画」において「自転車通勤の促進」を掲げ、自転車通行空間等の整備を推進するとともに、省エネキャンペーンなどの広報啓発等を通じ、自転車通勤を促進しています。



自転車通行空間の整備

さらに県では、同計画に基づき自転車の活用を通じた観光振興を図るため、令和6年 3 月に広大な県土を生かした「広域サイクリングルート」を決定しました。

このサイクリングルートは、4ルートが設定されており、4ルートを合わせて県内 33 市町村を全て通過し、各ルートのテーマに沿った様々な観光スポットを巡ることができます。

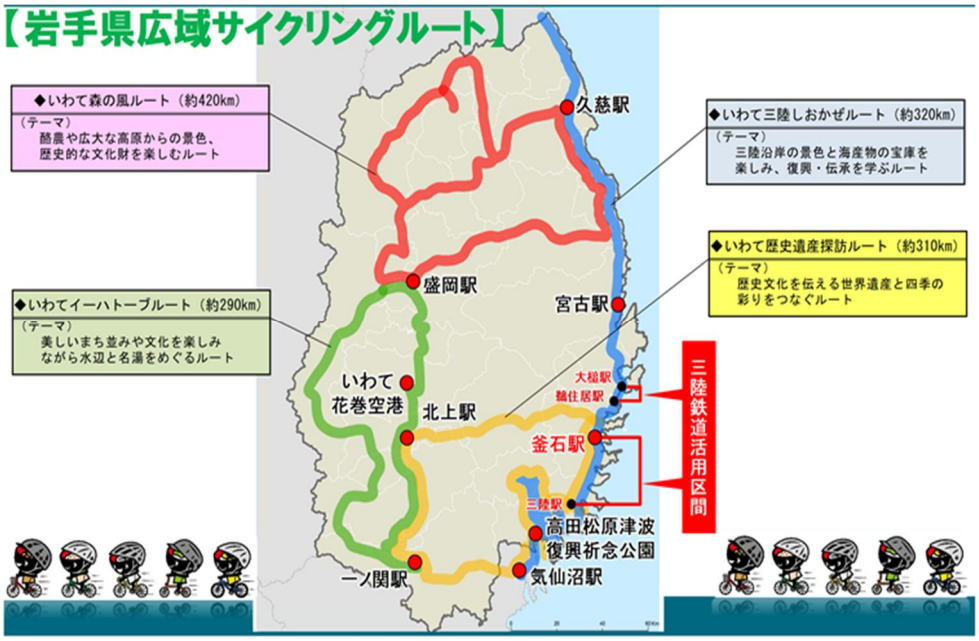

環境分野別施策で掲げる総合的指標と施策の柱

【指標】

施策分野	指標名	現状	目標（2030 年度）
1 気候変動対策	温室効果ガス排出削減割合（2013 年度比）	16.6%（2017 年度）	57%
	再生可能エネルギーによる電力自給率	34.4%（2019 年度）	66%
2 循環型地域社会の形成	一般廃棄物のリサイクル率	16.4%（2023 年度）	23%
	産業廃棄物の再生利用率	60.6%（2018 年度）	61%
3 生物多様性の保全・自然との共生	イヌワシつがい数	27 ペア（2019 年度）	29 ペア
	自然公園ビジターセンター等利用者数	420 千人（2010～19 年度平均）	470 千人
4 環境リスクの管理	河川・湖沼・海域の BOD 等環境基準達成率	98.2%（2019 年度）	99.1%
	大気中の PM2.5 等環境基準達成率	100%（2019 年度）	100%
5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進	環境学習交流センター利用者数	49,789 人（2019 年度）	50,000 人
	水生生物調査参加率（参加者数）	6.9%（4,272 人）（2013～19 年度平均）	7%（3,100 人）

【施策分野と施策の柱】

施策分野	施策の柱	関連する SDGs
1 気候変動対策	① 省エネルギー対策の推進	
	② 再生可能エネルギーの導入促進	
	③ 適切な森林整備等による吸収源対策の推進	

	④ 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応	
2 循環型地域社会の形成	① 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（3R）+Renewable の推進	
	② 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築	
	③ 廃棄物の適正処理の推進	
3 生物多様性の保全・自然との共生	① 生物多様性の保全・増進	
	② 自然とのふれあいの促進	
	③ 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	
4 環境リスクの管理	① 大気環境の保全	
	② 水環境の保全	
	③ 土壌環境及び地盤環境の保全	
	④ 騒音・振動・悪臭対策の推進	
	⑤ 化学物質の環境リスク対策の推進	
	⑥ 監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応	
	⑦ 放射性物質による影響の把握等	
	⑧ 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進	
	⑨ 北上川清流化対策の推進	
5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進	① 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進	
	② 環境に配慮した行動・協働の推進	

1 気候変動対策

目指す姿（本施策分野が目指す将来像）

○ 省エネルギー性能に優れた設備や機器、再生可能エネルギーを導入した住宅が普及するとともに、健康にも配慮した快適で便利なくらしが実現している。

○ 再生可能エネルギーの導入が進み、市町村等の自立・分散型エネルギーシステムが構築され、災害にも強い、快適で安全・安心な地域社会が形成されている。再生可能エネルギーの需給関係を通じた地域のつながりや新たな産業の創出により、地域社会や経済が活性化し、持続的な脱炭素社会を実現している。

○ 森林整備の必要性に対する理解や木材資源の利活用が進むとともに、本県の豊かな森林の適切な管理が行われ、さらに、海藻などを二酸化炭素吸収源とする「ブルーカーボン」の増大に貢献する藻場が再生・造成される等、森林、藻場等の持つ二酸化炭素吸収源としての機能が持続的に発揮されている。

総合的指標（目指す姿を見据えた 2030 年度までに達成すべき目標）

脱炭素社会の実現を目指し、温室効果ガス排出量の削減と再生可能エネルギーの導入促進が図られるよう、次の指標を設定する。

指標名	現状	目標（2030 年度）
温室効果ガス排出削減割合（2013 年度比）	16.6%(2017)	57%

（目標の考え方） 温室効果ガス排出量の 2050 年実質ゼロを見据え、省エネルギーの推進等による削減を 40%、再生可能エネルギーの導入による削減を7%、森林等吸収源対策による温室効果ガス吸収量を 10%と見込み、全体で 57%削減することを目指す。

指標名	現状	目標（2030 年度）
再生可能エネルギーによる電力自給率	34.4%(2019)	66%

（目標の考え方） 再生可能エネルギーの事業計画等を踏まえ、2030 年度までに 66%を目指す。

【基本的な考え方】

温室効果ガス排出量の 2050 年実質ゼロを見据え、省エネルギーの徹底した推進と再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策等の推進により、2030 年度までに温室効果ガス排出量を 57%削減する。

省エネルギー対策については、家庭部門では、断熱等性能等級6又は7を満たす「ZEH+住宅」の普及を促進するとともに、太陽光発電設備等の多様な再生可能エネルギー設備の導入に向けた

支援を行う。また、産業部門では、エネルギー性能の高い設備・機器の導入や効率的なエネルギー管理を促進する。運輸部門では、環境に配慮した自動車使用を促進するとともに、新たなエネルギーインフラとしての社会的価値にも着目した**電動車**[1]への転換を図る。

再生可能エネルギーの導入促進については、災害時にも対応できる自立・分散型エネルギーシステムを構築するとともに、初期費用の負担軽減や自然環境への配慮に取り組みながら、太陽光、風力、地熱、中小水力等の再生可能エネルギーの導入を促進するほか、木質バイオマスや畜産バイオマスなど県内の豊富なバイオマスエネルギー資源、温泉熱等の地域性の高い再生可能エネルギー熱の利活用を推進することにより、地域で生み出したエネルギーを地域で利用する取組を進める。

これらの徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの導入拡大により温室効果ガス排出量の削減を図りつつ、間伐や伐採跡地への再造林などの適切な森林整備のほか、ブルーカーボンの増大に貢献する藻場の再生・造成や、土壌への炭素貯留効果が認められているバイオ炭[2]の農地施用等の森林整備以外の吸収源対策を推進する。

さらに、これらの温室効果ガス排出削減対策と併行して、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」に基づき、気候変動により今後予測される被害を回避し軽減するための適応策を推進する。

また、県は、本県全体の普及促進を重視しつつ、自らの事務及び事業に関して、温室効果ガス排出量の 2050 年実質ゼロを見据えた取組を率先して実施する。

【施策体系】

施策の柱	
（1） 省エネルギー対策の推進	エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換
	事業活動における脱炭素化の推進
	自動車交通における低炭素化の推進
	低炭素なまちづくり
	二酸化炭素以外の温室効果ガス排出抑制対策の促進
（2） 再生可能エネルギ	自立・分散型エネルギーシステムの構築

1 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリット車

2 バイオ炭：「燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物」と定義された炭のこと。バイオ炭の原料になるバイオマスとしては木材、家畜ふん尿、草本、もみ殻、木の実、下水汚泥などがある。炭には土壌改良効果があり、原料によっては、土壌の透水性、保水性、通気性といった物理性を改善するほか、酸性土壌をアルカリ性に矯正したり、リンなどの栄養素を供給したりする効果がある。（令和７年４月農林水産省作成「バイオ炭の農地施用をめぐる事情」から引用。）

ーの導入促進	地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進
	水素等の利活用推進
（3） 適切な森林整備等による吸収源対策の推進	適切な森林整備の促進
	木材資源の有効利用の促進
	森林整備以外の吸収源対策の推進
（4） 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応	

【施策の方向】

（1） 省エネルギー対策の推進

（エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換）

・ 全県的な団体・機関で構成する温暖化防止いわて県民会議を中心として、県民、事業者、地方公共団体等の各主体が温室効果ガスの排出削減に向けた具体的な行動に取り組む県民運動を展開する。

・ 断熱等性能等級6又は7を満たす「ZEH+住宅」など、省エネルギー性能を備えた住宅の普及を推進する。

・ 家電製品や給湯器などの購入や買換えにおいて、省エネルギー性能やランニングコスト等のメリット、購入支援制度の情報提供などを通じて、高効率な省エネルギー機器の選択を促進する。

・ 家庭における太陽光発電設備等の多様な再生可能エネルギー設備導入に向けた支援を行う。

・ 家庭のエネルギー使用量を把握し、適切な省エネルギー手法を情報提供することにより、エネルギー消費量の少ないライフスタイルへの転換を促進する。

・ 不必要な容器包装の削減等のリデュースやリユースをこれまで以上に進め、人や社会、環境に配慮した消費行動による持続可能なライフスタイルへの転換を進める。

・ 児童等が環境学習を通じて学んだことを、家庭における省エネルギーの実践に生かしていくための取組を推進する。

・ **地球温暖化防止活動推進センター**[1]や**地球温暖化防止活動推進員**[2]、地球温暖化対策地域協議会と連携して、日常生活における温室効果ガスの排出削減に向けた普及啓発、相談対応・

---

1 地球温暖化防止活動推進センター：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止のための活動を行う NPO 法人等を知事が指定するもので、地球温暖化防止に向けた普及啓発、相談対応・助言、調査・分析を行う。

2 地球温暖化防止活動推進員：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地域の地球温暖化の現状や地球温暖化対策に関する知識の普及、地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者を知事が委嘱している。

助言、調査・分析に取り組む。

（事業活動における脱炭素化の推進）

・ エネルギー性能の高い設備・機器の導入や効率的なエネルギー管理を促進する。

・ 一定規模以上の事業者について、温室効果ガス排出削減に向けたエネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備・機器の自主的かつ計画的な導入を促進する。

・ 地球温暖化防止活動推進センター等による事業者向けの啓発・広報活動等と連携し、温室効果ガス排出量の削減に意欲的な事業者の取組をベストプラクティスとして横展開を図ることにより、事業者の自主的な取組を促進する。

・ 廃棄物の3Rの取組を更に推進し、ごみ排出量の削減を図る。また、なお残る廃棄物等の処理に当たっては、廃棄物エネルギーの効率的な回収の推進に向けた助言を行うほか、廃棄物処理施設が災害時にも地域のエネルギーセンターとしても機能するよう、市町村や関係事業者等と連携してエネルギーの効率的な回収を行う施設の普及を図る。

・ 県、市町村など公共部門において、グリーン購入基本方針の中に環境配慮契約に係る取組を盛り込む等、率先して温室効果ガス排出削減のための取組を進める。

（自動車交通における低炭素化の推進）

・ 駐停車時におけるアイドリングストップ、燃費を向上させるやさしい発進等のエコドライブの普及など、環境に配慮した自動車使用を促進する。

・ 環境負荷の低減のほか、蓄電・給電機能の活用などエネルギーインフラとしての社会的価値にも着目した電動車への転換を、自家用車のほか商用車においても促進する。

・ 電動車の利便性を向上させ、その普及促進を図るため、「岩手県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」等に基づき、充電器の整備を促進する。

・ 道路渋滞や交差点での混雑を解消・緩和するため、道路整備等を推進する。

・ 物流事業者について、物流の効率化に向けた自主的かつ計画的な取組を促進する。

・ 船舶や鉄道利用による貨物輸送へのモーダルシフトを促進する。

（低炭素なまちづくり）

・ 建築物の省エネルギー化、インフラ施設の省エネルギー化・長寿命化を推進する。

・ 街路等の緑化による環境にやさしいまちづくりを促進する。

・ 都市機能が集積した持続可能で環境負荷の小さいコンパクトなまちづくりを促進する。

・ 県、沿線等市町村等で構成される利用促進協議会などを通じて、マイレール意識を醸成するなど、**モビリティ・マネジメント**[1]の活用により、県民意識の変化を促しながら地域公共交通の利便性の向上や利用拡大を促進する。

---

1 モビリティ・マネジメント：直接、個人に対して移動方法に関する各種情報（環境への影響や健康との関連、公共交通の便利な使い方など）を提供して、主にクルマ利用から公共交通利用に誘導する交通施策

・ 事業所への通勤や商業施設等への来客の自動車から公共交通機関や自転車への交通転換に向けた、事業者の自主的かつ計画的な取組を促進する。
・ 自動車利用から自転車利用への転換に向け、「岩手県自転車活用推進計画」に基づく自転車通行空間の整備など、自転車の利用促進のための取組を推進する。

（二酸化炭素以外の温室効果ガス排出抑制対策の促進）

・「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」の適正な運用により、フロン類の排出抑制及び適正処理に向けた取組を推進する。
・ メタン、一酸化二窒素等について、国等の対策とその効果をみながら、関係団体等と連携し、発生排出抑制対策を促進する。

（2） 再生可能エネルギーの導入促進

（自立・分散型エネルギーシステムの構築）

・ 災害にも対応できる自立・分散型エネルギーシステムの構築に向けて、住宅や事業所等への太陽光発電設備と蓄電池の導入や、燃料電池やコージェネレーションなどによる天然ガス（都市ガス）**の高度利用**[1]を促進するとともに、市町村等による自立・分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組を支援する。
・ 地域の再生可能エネルギーの導入促進に向けて、市町村が地方公共団体実行計画を策定するための技術的な助言や情報提供その他の必要な支援を行う。
・ 再生可能エネルギーの導入の牽引を図るため、企業等による本県の再生可能エネルギーの環境付加価値の活用に向けた取組を支援する。
・ 県有施設に再生可能エネルギーを最大限導入し、エネルギーの地産地消を推進する。

（地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進）

・ 初期費用の負担軽減や自然環境への配慮に取り組みながら、太陽光、風力、地熱、中小水力等の再生可能エネルギーの導入を促進する。
・ 市町村等との連携による事業化の支援や地熱に関する理解の促進に向けた取組を実施する。
・ 波力発電システムの技術開発・実証事業に向けた取組支援や洋上風力発電の実現に向けた取組を推進する。
・ 再生可能エネルギーの適正な導入に向けて、送配電網の強化や、地域、環境に配慮した制度改善等について国に働きかけるなどの取組を推進する。
・ 環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を図るため、環境影響評価制度や土地関係に係

---

1 天然ガスの高度利用：都市ガスの主な原料である天然ガスは、熱源としての効率性が高く、化石燃料の中で温室効果ガスの排出が最も少ないなど、発電において中心的な役割を果たしている。また、国では、熱と電気を効率的に供給するコージェネレーションシステムや水素源としての利用など利用形態の多様化により、天然ガスシフトを促進することとしており、脱炭素社会を実現するまでの主力エネルギー源の一つとして期待されている。

る各種規制・制度の適切な運用を図りつつ、関係機関と連携して、自然環境に配慮した発電事業の適正な実施に向けた取組を推進する。

・ 県民、事業者や団体等を対象としたセミナー等を開催し、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進や、関連産業の創出、育成に取り組む。

・ 木質バイオマスや畜産バイオマスなど県内の豊富なバイオマスエネルギー資源の利活用を促進する。

・ 温泉熱や**地中熱**[1]など多様な未利用エネルギーの利用を促進する。

・ **排出量取引**[2]、**グリーン電力証書**[3]、**カーボン・オフセット**[4]など脱炭素社会の構築を促す制度等の活用促進を図る。

・ 関連産業への地元企業の参入に向けた支援など再生可能エネルギーによる地域経済の好循環に向けた取組を促進する。

・ 下水汚泥等によるバイオマス熱や廃棄物処理に伴う排熱など多様なエネルギー資源の活用を促進する。

（水素等の利活用推進）

・ 本県の地域特性を踏まえた再生可能エネルギー由来水素等の利活用モデルの実証事業の導入を推進する。

・ 水素ステーションや FCV 等の水素関連製品等の普及促進に向けた機運の醸成や導入に意欲のある事業者への支援に取り組む。

・ 水素関連ビジネスの創出・育成に向けた人材育成等の取組を推進する。

・ 水素に関する理解の促進に向けた自治体・事業者向けセミナー等の開催やイベント等を活用した普及啓発に取り組む。

（3） 適切な森林整備等による吸収源対策の推進

（適切な森林整備の促進）

・ 森林の持つ多面的機能を高度に発揮できるよう間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成

---

1 地中熱：浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーで、地下 10～15mの深さになると、年間を通じて温度変化が見られなくなる。夏場は外気温度よりも地中温度が低く、冬場は外気温度よりも地中温度が高いことから、この温度差を利用した効率的な冷暖房等を行うことができる。

2 排出量取引：温室効果ガスの排出枠を設定された企業が、自ら削減する方法に加えて、企業間で排出枠の取引を行うことにより、柔軟に排出削減を行うことができるようにする手法をいう。

3 グリーン電力証書：グリーン電力（太陽光、風力、小水力発電等）の「環境価値」を第三者機関が認定し、取引可能な証書として発行したものをいう。

4 カーボン・オフセット：二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方

を促進する。

・ 伐採跡地への再造林を進めるとともに、**針広混交林**[1]など多様な森林の整備を促進する。

（木材資源の有効利用の促進）

・ 公共施設・公共工事や住宅等への県産木材等の活用を促進する。

・ 木材の利用技術や加工技術の向上により、木材の有効利用を促進する。

・ 林地残材等を木質バイオマスエネルギーとして活用するなど、未利用木質資源の有効活用を促進する。

・ 森林資源を活用した排出量取引等の普及と事業者の制度参加を促進する。

（森林整備以外の吸収源対策の推進）

・ 海藻などを二酸化炭素吸収源とする「ブルーカーボン」の活用に向けた機運醸成や「ブルーカーボン」の増大に貢献する藻場の再生・造成に取り組む。

・ 実証事業を通じたバイオ炭施用等による二酸化炭素削減の取組を促進する。

（4） 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応

・「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」に基づき、岩手県気候変動適応センターによる気候変動の影響に関する情報の収集・整理・分析を行うとともに、環境の変化に対応した新たな水稲品種の育成や、自然災害に備えた河川改修や海岸保全施設の整備、気温上昇に伴う健康リスクの増大への対応など、効果的な適応策を推進する。

・ 国の専門機関等と連携し、気候変動とその影響に関する情報の収集や提供等を行う。

・ 県民、事業者、市町村等を対象に、気候変動適応に関するセミナー等を開催し、理解促進に取り組む。

---

1 針広混交林：針葉樹と広葉樹がまじりあった天然林に近い状態の森林を指し、森林の水源かん養機能等の公益的機能が高度かつ安定的に発揮できる森林とされる。

2 循環型地域社会の形成

目指す姿（本施策分野が目指す将来像）

○ 廃棄物の発生が可能な限り抑制され、資源の循環利用（再使用・再生利用）が徹底した社会が確立されている。

○ 災害に強く、循環利用が考慮された持続可能な廃棄物処理体制が構築されている。

○ 廃棄物の適正処理が確保され、良好な生活環境が維持されている。

総合的指標（目指す姿を見据えた 2030 年度までに達成すべき目標）

資源の循環利用が徹底した社会の実現を目指し、廃棄物の再生利用が進むよう、次の指標を設定する。

指標名	現状	目標（2030 年度）
一般廃棄物のリサイクル率	16.4%(2023)	23%

（目標の考え方） 2023 年時点で東北1位であるものの、全国平均（19.5%）を下回っていることから、2030 年度までに国の基本方針で示された全国の数値目標と同水準の増加（+6.5%）を目指す。

指標名	現状	目標（2030 年度）
産業廃棄物の再生利用率	60.6%(2018)	61%

（目標の考え方） 2018 年時点で国の基本方針で示された全国の数値目標（2020 年に 56%）を上回っており、引き続き全国より高い水準の維持を目指す。

【基本的な考え方】

一般廃棄物は、平成 25（2013）年度以降、3Rの定着などにより減少傾向となっている。さらに、県民一人1日当たりの排出量も減少傾向で推移し、直近の令和5（2023）年度では 857 グラムと過去最少となっており、令和5年度の全国平均 918 グラムも下回っている。

一方で、リサイクル量は 62 千トンと平成 20（2008）年度の 86 千トンに比べ減少傾向が続いており、リサイクル率（ごみ全体に占めるリサイクル量の割合）も 16.4%と東北6県では最も高いものの、全国平均（19.5%）を下回っている。そのため、3R+Renewable（リニューアブル［再生可能資源に置き替える］）を基調とするライフスタイルに転換されるように、県民への3R+Renewable（リニューアブル［再生可能資源に置き替える］）の重要性に関する一層の普及啓発、一般廃棄物の処理の有料化を始めとするごみ減量化策等について、市町村や事業者をはじめとした多様な主体と連携した取組を推進する。

産業廃棄物は、復興関連工事の減少等に伴い平成 26（2014）年度以降減少傾向にあり、令和5（2023）年度は 2,205 トンとなったが、減少幅は小さくなっており、震災前よりもいまだ高い水

準で推移していることから、事業者の産業廃棄物の減量化に係る普及啓発や支援等を推進する。

建設分野では、建設廃棄物の発生抑制や現場内での再利用、分別・再資源化に取り組むとともに、下水処理で発生する汚泥の有効活用に向けた取組を継続する。

人口減少が見込まれる中で、災害に強く持続可能な廃棄物処理体制を構築するため、処理コスト等を踏まえ、地域の実情にあった検討を行う。また、「いわてクリーンセンター」の埋立終了時期が近付いており、次期最終処分場の整備を進める。

不法投棄などの不適正処理は、監視・指導の強化などにより早期発見、早期解決が図られてきており、引き続き事業者の廃棄物の適正処理を促進する取組を継続する必要がある。

【施策体系】

施策の柱	
（1） 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（3R）+Renewable の推進	一般廃棄物の抑制及び適正な処理の推進
	産業廃棄物の抑制及び適正な処理の推進
	海岸漂着物対策
（2） 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築	
（3） 廃棄物の適正処理の推進	

【施策の方向】

（1） 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（3R）+Renewable の推進

（一般廃棄物の抑制及び適正な処理の推進）

・ 3R+Renewable（リニューアブル［再生可能資源に置き替える］）の推進に当たっては、地域特性や今後の少子高齢化の進行などを踏まえ、廃棄物処理体制の最適化を図るとともに、資源循環の徹底、低炭素社会や自然共生社会との統合的アプローチに基づく地域循環共生圏を目指す。

・ モノのライフサイクル全体で徹底的な資源循環が図られるよう、適正なリサイクルを進めるために必要な情報や市町村ごとのごみの排出及び処理の実態について、県民等が分かりやすいように情報提供する。

・ 市町村に対し、一般廃棄物処理の有料化をはじめとするごみ減量化策や廃棄物処理における熱回収などについて助言や支援を行う。また、県民等への廃棄物等の発生抑制を第一とした3R+Renewable の更なる普及啓発により、ゼロエミッション（ごみの排出のない）地域社会を目指し、市町村の持続可能なごみ処理体制の確保に努める。

・ 容器包装、家電、自動車など多種多様な製品を構成する有用資源の循環利用が図られるよう、

各種リサイクル法に基づく回収等を促進する。

・ レジ袋有料化を踏まえ、「マイバッグを持ち歩きレジ袋を断る（リフューズ）」、「物を大切にし修理する（リペア）」などを3R+Renewable（リニューアブル［再生可能資源に置き替える］）に加えた生活様式についても県民とともに考えながら、ごみの排出量削減に更に取り組んでいく。

・ 海に流出するプラスチックを削減するため、内陸地域と沿岸地域が一体となって、3R+Renewable（リニューアブル［再生可能資源に置き替える］）の推進やごみ等の投棄及び水域への流出の防止を図るなど、日常生活や事業活動によって発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制に係る施策を推進する。また、海洋ごみ（プラスチック）の回収・処理を推進する。

・ 感染症に係る感染性廃棄物等の処理に当たり、一般家庭や関係事業者に対し、適切な排出方法や処理方法などの情報提供や助言を行う。

（産業廃棄物の抑制及び適正な処理の推進）

・ モノのライフサイクル全体での徹底的な資源循環を目指し、廃棄物のリデュース・リユースをこれまで以上に進めるとともに、環境配慮設計や持続可能な調達、再生資源の利用拡大等廃棄物減量化に係る普及啓発の充実を図る。

・ 地域の産業構造や廃棄物の排出動向等について分析を行うとともに、県内における産業廃棄物処理の最適化や新たな環境ビジネスの創出を支援する。

・ 3R+Renewable（リニューアブル［再生可能資源に置き替える］）を推進するビジネスモデルを普及するため、資源回収の技術開発や新素材の製造、市場形成調査等の取組を支援する。また、県が自ら率先して岩手県再生資源利用認定製品をはじめとするリサイクル製品を利用するほか、関係主体と連携しながら、開発された新たなモノやサービスの利用拡大を推進する。

・ リサイクル事業者をはじめとした各主体に対し、廃棄物処理法その他の各種リサイクル関係法等に基づく指導や普及啓発を行いながら、適正なリサイクルが促進されるよう支援する。

・ 多様な主体によるパートナーシップのもと、徹底的な資源循環を実現するための取組を支援するとともに、循環型地域社会の形成のために必要な人材を育成する。

・ 家畜排せつ物の堆肥化による作物生産での利用や、海藻残さ・カキ殻等の漁業系廃棄物の堆肥化や土壌改良剤等への活用などバイオマス資源の有効活用を促進する。

・ 農業用廃プラスチックや廃**FRP船**[1]など、廃棄物の適正処理を推進する。

・ 公共工事に伴い発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材などの建設廃棄物（建設副産物）の再資源化を促進する。

・ 流域下水道で発生する汚泥の建設資材への有効利用を推進するとともに、リン資源などの肥料等への有効利用を検討することにより、県内で発生する汚泥について資源循環を促進する。

---

1 **FRP 船**：FRP（ガラス繊維強化プラスチック）を材料として使用している船舶

（海岸漂着物対策）

・ 容器包装に係る分別収集及び3Rの推進や、ごみ等の投棄の防止、ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止対策の推進により、日常生活や事業活動によって発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制を図る。

・ 海洋プラスチックごみについて、ポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底するとともに、使い捨てのプラスチック製容器包装・製品のリデュース等によるプラスチック類の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制等を図る。

・ 生分解性プラスチック等代替製品への転換等により、環境負荷の低減を促進する。

・ 海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制に向けて、海岸の環境保全等に関する環境学習や消費者教育を推進する。

・ 地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海岸漂着物対策の実施状況等について積極的かつ効果的な周知を図る。

（2） 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築

・ 平時においては、人口減少による廃棄物の発生量の減少、廃棄物処理や資源循環の担い手の不足等に対応しつつ、地域の実情に応じた廃棄物処理体制について、市町村等に技術的支援を行う。

・ 一般廃棄物処理施設については、災害時においても安定的に廃棄物処理を行うとともに、エネルギー回収拠点や防災拠点となることも見据えた施設の整備を促進する。

・ 災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理できる体制を確保するため、市町村の体制整備や人材育成に係る支援、関係団体との連携の構築を推進する。

・ 公共関与によって整備した「廃棄物処理センター」を活用し、廃棄物処理に対する県民の信頼の醸成と適正処理を一層推進する。

・ 産業廃棄物処理に対する県民の信頼の醸成と適正処理の一層の推進等を図るため、「いわてクリーンセンター」の後継となる公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備に取り組む。

（3） 廃棄物の適正処理の推進

・ 不法投棄や不適正処理をなくすため、排出事業者や処理業者に対する監視・指導を徹底するとともに、効率的な監視・指導により早期発見、早期対応を図る。

・ 排出事業者や廃棄物処理業者に対する研修会の開催等により適正処理を推進するとともに、電子マニフェストの普及啓発等を通じ、優良事業者を育成するなど、産業廃棄物の適正処理を一層推進する。

・ 優良認定制度の活用や排出事業者の意識改革などにより、良貨が悪貨を駆逐する競争環境の整備に取り組み、循環分野における環境産業全体の健全化及び振興を図る。

・ **PCB**[1]廃棄物の「PCB 特別措置法施行令」で定める期限内の適正処理を進めるため、保管事業者等への監視・指導を徹底する。
・ 家畜排せつ物について、畜産経営者の環境保全意識の啓発を図るとともに、野積み、素掘り等の不適切な管理に対する監視・指導を徹底する。
・ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案については、不法投棄の原因者等に対する徹底した責任追及や事案の教訓を後世に伝える取組を進める。

1 PCB（ポリ塩化ビフェニル）：人工的に作られた、主に油状の化学物質で、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

3 生物多様性の保全・自然との共生（生物多様性地域戦略）

目指す姿（本施策分野が目指す将来像）

○ 森や里、川、海の優れた自然環境が適切に保全されるとともに、生物の多様性や地域固有の生態系が確保され、人と野生動植物が共生している。

○ 優れた景観や自然環境を有する自然公園、身近な自然とのふれあいの場である森林公園や都市公園等が適切に保護・管理され、野外レクリエーションの場、環境を学ぶ場として多くの県民に親しまれ、利用されている。

○ 環境に配慮した農林水産業の展開や、環境と調和した農地等の利用により、森林、農地、海岸の環境保全機能が持続的に発揮されている。

総合的指標（目指す姿を見据えた 2030 年度までに達成すべき目標）

生物多様性の保全と自然とのふれあいの促進を目指し、食物連鎖や生態系のつながりが保たれ、また、優れた自然の風景地の利用者が増えるよう、次の指標を設定する。

指標名	現状	目標（2030 年度）
イヌワシつがい数	27 ペア（2019）	29 ペア

（目標の考え方） 全国的に繁殖数が減少しており、全国有数のイヌワシの繁殖地である本県においても低い状況が続いていることから、本県のイヌワシのつがい数を過去5か年の最も高い数値で維持していくことを目指す。

指標名	現状	目標（2030 年度）
自然公園ビジターセンター等利用者数［注］	420 千人（2010～19 平均）	470 千人

（目標の考え方） 2010～2019 年度（東日本大震災津波の発災後の 2011、2012 年度を除く。）の年間平均利用者数の水準を維持し、インバウンドや他県利用を含めて自然とのふれあいの機会を確保していくことを目指す。

［注］ 自然公園ビジターセンター等：県内の自然公園内のビジターセンター、総合休憩所及びふるさと自然公園センターの計8施設

【基本的な考え方】

本県の多様で優れた自然環境を守り、次世代に引き継いでいくため、原生的なものから身近なものまで、それぞれの質に応じて体系的に保全するとともに、県土の秩序ある開発のため、自然環境の保全と開発の適切な調整を図る。

自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現に向けて、多様な主体と連携して県内の生物多様性を増進する活動を支援する。

多様な動植物が生息・生育できる環境を確保するため、森・里・川・海の流域全体の健全な生態系を維持するほか、水源かん養や県土保全等の公益的機能を持つ健全な森林整備、国の日本型

直接支払制度に対応した生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援、荒廃農地の発生防止対策を推進する。また、震災後、湾口防波堤などの復旧等も踏まえ、沿岸域の水質等のモニタリングや藻場・干潟の保全を推進し、防災と環境保全の両立を図る。

本県は野生動物が身近に生息しているが、人間とのあつれきも生じており、野生鳥獣の増加と生息域の拡大による農林業被害や人身被害が発生していることから、あつれき解消に向け、野生動物と人との適切な距離感を保ちつつ、地域個体群の安定的な維持を図りながら、個体数管理や被害防止対策を進める。また、狩猟者の高齢化などにより狩猟による個体群調整や有害鳥獣捕獲業務への支障が危惧されていることから、狩猟者の確保と育成を進めるほか、近年、ツキノワグマの市街地等への出没が増加し、人身被害の増加が危惧されていることから、関係機関と連携したクマ市街地出没時の体制を構築する。さらに、農業や水産業への被害拡大や生態系への影響が懸念されている外来生物の駆除を適切に進める。

自然公園や都市公園、森林公園等の整備やエコツーリズムの推進、温泉の保護と適正利用の推進による自然とのふれあいを促進する。

人間の生存に必要な食料や生活資材を供給する農林水産業は、人間に身近な自然環境を形成し、多様な生物種が生育・生息する上で重要な役割を担っている。農山漁村の過疎化と担い手の減少は、農業、林業、水産業が行われる地域の持続的な管理に支障を来たし、農林水産業が創り、守ってきた地域の生物多様性に悪影響を与えることが懸念される。農林水産業と生物多様性は密接に関係しており、生物多様性保全の視点も取り入れた良好な生産環境を維持した持続的な農林水産業の振興を図ることが重要である。そのため、農地、森林、藻場・干潟などの持つ多面的機能を維持・増進させる取組を推進することにより環境保全機能の向上を図る。また、陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての河川や海岸の保全を図るほか、気候変動等の影響による大規模災害に対応するため、生態系に配慮した災害に強い県土づくりを進める。

【施策体系】

施策の柱	
（１） 生物多様性の保全・増進	多様な自然環境の保全・増進
	多様な動植物が生息・生育できる環境の確保
	野生動植物との共生の推進と鳥獣被害の抑制
	外来生物による生態系等に係る被害の防止
	生物多様性を増進させる県民参加型の自然環境保全活動の促進
（２） 自然とのふれあい	自然公園等の整備の推進及び利用の促進

の促進	都市公園や森林公園等の整備の推進及び利用の促進
	里山など身近な自然環境の整備・保全の推進
	エコツーリズムの推進
	三陸ジオパークに関する取組の推進
	温泉の保護と安全・安心な利用の推進
（３） 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	農地や森林の多面的機能の維持・増進
	多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進
	様々な海の生き物の産卵・生育の場となる藻場・干潟の保全活動の促進
	陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての河川・海岸の保全
	生態系に配慮した災害に強い県土づくり

【施策の方向】（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策）

（１） 生物多様性の保全・増進

（多様な自然環境の保全・増進）

・ 優れた自然環境を有する**自然環境保全地域**[1]及び優れた自然の風景地である自然公園について、社会的諸条件の変化に対応した適切な区域等の見直しを行うとともに、区域内の開発行為等の規制、監視等により適正な保全管理を推進する。

・ 生物多様性増進活動促進法に基づく市町村や企業等による生物多様性の増進活動を促進するため、必要な支援体制を構築するとともに、諸制度や自然共生サイトの登録状況等について、情報発信・普及啓発を図る。

・ 本県の自然環境の自然度に応じた保全の方向性を示した「岩手県自然環境保全指針」等に基づき、県民及び事業者の理解と協力のもと、自然環境の保全に配慮した開発行為等を要請する。

・「岩手県自然環境保全条例」、「岩手県環境影響評価条例」等に基づき、大規模開発と自然保護の適正な調整を図る。

・ 希少野生動植物の現状や動向の把握等により生物多様性の保全を推進するほか、地域の環

1 **自然環境保全地域**：自然環境保全法及び自然環境保全条例に基づき、高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林、野生生物の生息地等のうち、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域をいう。

境保全活動を通じた生物多様性に関する理解の促進のための普及啓発に取り組む。

（多様な動植物が生息・生育できる環境の確保）

・ 森川海の流域全体の健全な生態系を維持し、県民と自然が共生できる環境をつくり出すため、流域ごとに策定する流域基本計画に基づき、地域の県民、事業者、民間団体との連携・協働のもと、森林、河川、海岸等における多様な自然環境の保全と生態系ネットワークの形成を図る。

・ 生物多様性の保全など公益的機能を持つ健全な森林が守られるよう、県民の支援や参画による森林整備などの取組を進める。

・ 生物多様性の保全など森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、間伐、再造林の森林整備を促進する。

・ 生物多様性保全に配慮した環境保全型農業の推進等により、河川や海の保全等を図る。

・ 荒廃農地の発生防止・再生利用を図るため、農業委員会等による農地利用の最適化の取組を進めるほか、農業の生産条件が不利な中山間地域においては、地域のニーズに合わせてきめ細かな基盤整備を推進する。

・ 河川が有する生物の生息、生育、繁殖環境の保全・創出を図るため、多自然川づくりを推進する。

・ 生物多様性の維持と持続的な海面利用を図るため、沿岸域の水質等のモニタリングを継続的に実施する。

・ 生物多様性に富み、水生生物の生育の場や、水質浄化等の多面的機能を有する藻場・干潟の保全を図る。

（野生動植物との共生の推進と鳥獣被害の抑制）

・ 鳥獣保護区等の指定により、野生鳥獣の生息地の適正な保護を図る。

・ 野生動植物の実態把握のための調査・研究を推進する。

・ 野生動物（ツキノワグマ・シカ・イノシシ等）による人身被害、農林業に係る被害、生活環境被害を防止するため、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく緩衝帯の整備等による人と野生動物との棲み分けや個体数管理、被害防除対策等を総合的に推進する。

・ 鳥獣保護管理法の改正に伴う市街地等での銃によるクマ等捕獲の実施に向けたマニュアルの改定、市街地出没時対応訓練の実施等、銃による捕獲実施のための体制構築を推進する。

・ 野生鳥獣の増加と生息域の拡大による農林業被害への対応について、人口減少や高齢化を踏まえた生息調査や被害防除対策等の取組を進める。

・ 有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保・育成や、鳥獣保護管理のためのコーディネーター等の発掘、活用等を図る。

・ 地域の動物病院等と連携した傷病鳥獣救護体制の確保や、鳥獣保護に係る普及啓発の充実に取り組む。

・ 野生鳥獣肉に含まれる放射性物質濃度の測定を行い、その結果について県民等に分かりや

すく情報を提供する。
・「いわてレッドデータブック」により、絶滅が危惧される野生動植物の状況を明らかにしながら、開発行為等において生息・生育環境の保全など自然保護への配慮を要請する。
・「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき捕獲・採取規制や流通監視等を行い、指定希少野生動植物の適切な保護を図る。
・ 早池峰地域の高山植物保護のための防鹿柵の設置など、関係機関との連携により、絶滅のおそれのある種やイヌワシなどの地域的に個体数の減少が認められる種の生息・生育地の保全・整備を図る。

（外来生物による生態系等に係る被害の防止）
・ 各種野生動植物の生息・生育調査等を基に、外来生物リストを作成し、優先すべき防除対象を整理するほか、県民への普及啓発を行う。
・ 自然公園等におけるオオハンゴンソウ等の外来生物の防除と拡散の防止に努めるとともに、自然公園保護管理員やグリーンボランティア等による外来生物の監視や防除に取り組む。
・ 特定外来生物などが地域の生態系や農林水産業等に及ぼす被害や、その効果的な防除方法に関する情報収集及び県民への普及啓発を行い、地域が主体となった防除活動の拡大を図る。
・ 松くい虫被害の拡大を防ぐため、市町村との連携により、効果的な防除対策を実施するとともに、樹種転換や更新伐などによる伐採木の利用を通じて、病害虫被害を受けにくい健全な森林づくりを促進する。
・ 養殖ホタテガイへ大量に付着するヨーロッパザラボヤ（外来種）の付着を軽減するための調査・研究を継続する。

（生物多様性を増進させる県民参加型の自然環境保全活動の促進）
・「いわてレッドデータブック」により、絶滅が危惧される県内の希少野生動植物に関する生息・生育実態の情報を発信し、保護意識の啓発や保全活動を推進する。
・ 有害鳥獣や外来種の県内における生息・生育実態と、それにより引き起こされている問題について、情報を発信し、生物多様性への理解や保全活動への参加を促進する。
・ 県民や事業者の参画により、多様な生物が生息・生育する森・里・川・海の保全と整備を推進する。
・ グリーンボランティアとの協働による自然保護活動や関係機関、民間団体とのパートナーシップによる自然環境の保全を推進する。
・ 地域団体、狩猟団体、大学、事業者等が連携した鳥獣の保護管理や被害防除対策を促進する。
・ 生物多様性増進活動促進法に基づく市町村や企業等による生物多様性の増進活動を促進するため、必要な支援体制を構築するとともに、諸制度や自然共生サイトの登録状況等について、

情報発信・普及啓発を図る。

（2） 自然とのふれあいの促進

（自然公園等の整備の推進及び利用の促進）

・ 自然公園保護管理員の配置やグリーンボランティア等との協働により、自然公園内の植生の再生や踏み付けなどで裸地化した植生の回復など生物多様性の保全を図るとともに、パトロールや利用者のマナー啓発・指導等を行い、自然環境の適切な保護管理と安全・安心な利用を推進する。

・ ビジターセンターの情報提供環境の整備を図るとともに、インバウンドに対応した登山道等の案内・誘導標識の多言語化等、国や関係機関と連携して、自然公園における情報発信の充実を図る。

・ 三陸復興国立公園の利用の促進に向け、みちのく潮風トレイルや三陸ジオパークなどの取組と連携し、イベント情報の発信に取り組む。

・ 老朽化した遊歩道等の自然公園施設を計画的に再整備するほか、火山性ガスが観測されている栗駒山登山道について、安全対策を推進する。

・ 貴重な高山植物が多数生育し、三陸ジオパークのサイトにもなっている早池峰山について、自然環境の変化等の継続的な把握に努めるとともに、関係機関や民間団体、グリーンボランティア等とのパートナーシップのもと、我が国を代表する環境にやさしい山づくりのための総合的な取組を展開する。

（都市公園や森林公園等の整備の推進及び利用の促進）

・ 身近な自然とのふれあいを確保するため、都市公園や「県民の森」などの森林公園等を整備し、適切に維持管理するとともに、利用促進を図る。

（里山など身近な自然環境の整備・保全の推進）

・ 身近な森林の環境を保全するため、地域住民等による森林整備活動を促進する。

（エコツーリズムの推進）

・ 十和田八幡平国立公園、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパークなどの優れた自然環境や、地域の食、歴史、文化を体験するエコツーリズムを推進する。

（三陸ジオパークに関する取組の推進）

・ 住民等への普及啓発を推進し、ジオパークを活用した地域振興が図られるよう、三陸ジオパーク推進協議会などの関係機関と連携して、講習会・学習会等の開催を促進する。

・ 三陸ジオパーク活動を担う人材を育成するため、三陸ジオパーク推進協議会や教育機関などの関係機関と連携して、ジオパーク授業を実施するとともに、ガイド講習会などの開催を促進する。

・ 国内外との交流人口の拡大を図るため、分かりやすいジオストーリーの発信や多言語化された案内板・パンフレット等の整備、交流イベントの開催等に取り組む。

（温泉の保護と安全・安心な利用の推進）

・「温泉法」に基づく許可等の適正な運用や温泉の湧出量、成分等の定期的な調査等により、保養や療養のために利用されている温泉資源の適切な保護と安全・安心な利用を推進する。

（3） 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上

（農地や森林の多面的機能の維持・増進）

・ 地球温暖化防止や生物多様性の保全を図るため、環境負荷を低減する生産技術の導入を推進するとともに、農業者、地域住民及び消費者が一体となった、環境保全型農業の取組を推進する。

・ 市町村や関係団体との連携を図りながら、森林整備を促進するほか、森林ボランティアの活動促進などを通じて森林の環境保全機能の向上を図る。

・ 山林の多面的機能の発揮や山村地域の維持・活性化を図るため、里山林の整備・活用に取り組む地域住民等で構成する活動組織の活動を支援する。

・ 生産者をはじめ、若者や女性といった地域住民など多様な主体の参画・連携により、農地や水路等の地域資源の保全を図るための地域共同活動を促進する。

・ 森林が有する多面的機能を発揮させるため、地域における多様な活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を促進する。

（多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進）

・ 水源かん養等の機能の維持・増進を図るため、**複層林**[1]や針広混交林など多様な森林の整備を促進する。

・ 水源のかん養や災害の防止、**保健休養**[2]等の様々な機能を有する保安林の計画的な配備と適切な管理を図る。

（様々な海の生き物の産卵・生育の場となる藻場・干潟の保全活動の促進）

・ 藻場・干潟が有する水産資源の維持・培養、水質浄化、生物多様性確保などの多面的機能を発揮させるため、漁業者等が行う藻場・干潟の保全活動を支援する。

（陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての河川・海岸の保全）

・ 侵食等によって貴重な海浜や周辺環境が損なわれないよう、自然環境の保全にも配慮した海

---

1 **複層林**：複数の林冠（林の最上を覆う枝葉の層）で構成される森林を指す。

2 **保健休養**：森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃（あい）、ばい煙等のろ過機能を指す。

岸保全施設の整備や海岸保全のための取組、海岸の背後にある松林等の保全、住民やNPO等と連携した漂流ごみ等の処理を推進する。

・「いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度」により、県が管理する河川、海岸において地元自治会等が行う清掃や美化等のボランティア活動を支援する。

・「岩手県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、本県の海岸の良好な景観や海洋資源を保全し、持続可能な社会を形成していくため、海岸漂着物等の円滑な処理や効果的な発生抑制を図る。

（生態系に配慮した災害に強い県土づくり）

・ 森林の整備や環境に配慮した治山事業により、荒廃した森林の復旧等を図り土砂流出の災害を防ぐなど、自然環境と調和を図りながら災害に強い森林づくりに取り組む。

・ 土砂災害に対する安全度の向上等を図るため、透過型砂防堰堤等の整備に取り組む。

4 環境リスクの管理

目指す姿（本施策分野が目指す将来像）

○ 環境基準を満たすとともに、安全で安心できるきれいな大気や静かな環境の中で、豊富な水の恩恵を受けながら、県民生活が営まれている。

○ 化学物質による環境汚染が防止されているとともに、化学物質に関する県民の理解が深まり、安全・安心な県民生活が営まれている。

○ 有害な化学物質等について、適切な監視、測定や指導等により、適正な管理や使用が行われ、水や大気等の安全性が守られている。

○ 環境影響評価制度等に基づく基準が遵守され、大規模な開発事業等における環境への影響の回避や低減が図られている。

総合的指標（目指す姿を見据えた 2030 年度までに達成すべき目標）

環境リスクが管理され、安全安心な県民生活が営まれている将来像を目指し、環境負荷低減に向けた取組の推進により、良好な大気・水環境が保全されるよう、次の指標を設定する。

指標名	現状	目標（2030 年度）
河川・湖沼・海域の BOD 等環境基準達成率[注 1]	98.2%(2019)	99.1%

（目標の考え方） 現状において環境基準達成率の過去最高値が 99.1%であることから、この水準を維持することを目指す。

指標名	現状	目標（2030 年度）
大気中の PM2.5 等環境基準達成率[注 2]	100%(2019)	100%

（目標の考え方） 現状において環境基準達成率が 100%であることから、引き続きこの水準を維持していくことを目指す。

［注 1］ BOD 等：BOD（生物化学的酸素要求量）及び COD（化学的酸素要求量）

［注 2］ PM2.5 等：二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）

【基本的な考え方】

本県の良好な大気や水環境を維持・保全するため、事業所への立入検査等により、排出基準等の遵守について適切な指導を行う。

地下水の水質監視により、市街地等の土壌汚染の早期発見に努めるとともに、汚染が確認された地域において汚染土壌が適切に管理又は処分されるよう監視・指導を行う。

騒音に係る苦情件数は横ばいとなっていることから、市町村と連携しながら、騒音・振動の発生防止に向けた指導や普及啓発を行う。

化学物質の環境リスク対策を推進するとともに、大気、公共用水域等の監視・測定を行う。

県内の空間線量は、平成 25（2013）年6月以降、全地点において国の除染基準を下回っているが、汚染状況重点調査地域の指定が解除されていないことから、引き続き、放射線による影響等について正しい知識の普及啓発を行う。

大規模な開発事業等による環境の悪化を未然に防止し、良好な環境を保全していくため、環境影響評価制度の適切な運用を図るとともに、「国土利用計画岩手県計画」等に基づき適正な土地利用を促進する。

【施策体系】

施策の柱
（1） 大気環境の保全
（2） 水環境の保全
（3） 土壌環境及び地盤環境の保全
（4） 騒音・振動・悪臭対策の推進
（5） 化学物質の環境リスク対策の推進
（6） 監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応
（7） 放射性物質による影響の把握等
（8） 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進
（9） 北上川清流化対策の推進

【施策の方向】

（1） 大気環境の保全

・ 大気の汚染状況を把握するため、大気測定局における常時監視や、ベンゼン等の有害大気汚染物質の濃度測定（モニタリング）を実施する。また、工場・事業場に対する立入検査を実施し、窒素酸化物、硫黄酸化物や、トルエン等の**揮発性有機化合物（VOC）**[1]等の排出基準の遵守、ばい煙の自主測定の徹底等を指導する。

・ 光化学オキシダント及び微小粒子状物質の常時監視を行い、濃度上昇に伴う注意報等の発令や注意喚起を適切に実施する。

・ 石綿（アスベスト）含有建材が使用されている建築物等の解体等工事について指導を徹底す

1 揮発性有機化合物（VOC）：大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物で、代表的な物質として、ベンゼン、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどがある。

ることにより、周辺への石綿粉じんの飛散防止に取り組む。[1]

・ アイドリングストップ等の啓発活動などにより、自動車排出ガスの排出抑制に取り組む。

・「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」の適正な運用によりフロン類の排出抑制及び適正処理を図るとともに、**オゾン層**[2]保護についての普及啓発に取り組む。

（2） 水環境の保全

・ 水環境の状況を把握するため、公共用水域や地下水の水質監視を実施するとともに、環境基準の達成に向けて、汚濁源への対策を総合的に実施する。また、工場・事業場に対し、適正な排水処理施設の設置及び維持管理の徹底により排水基準を遵守するよう、監視・指導する。

・ 水質汚濁や利水の状況などを考慮し、必要に応じて環境基準の類型の見直しや未指定水域への類型指定を行い、公共用水域の水質の維持を図る。

・「いわて汚水処理ビジョン 2025」に基づき、地域の実情に合わせて、下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、浄化槽等の汚水処理施設を計画的に整備・点検するとともに、汚水処理施設の役割や必要性等について普及啓発を図る。

・ 浄化槽の維持管理に関する検査を徹底するなど、浄化槽による水質の保全の確保を図る。

（3） 土壌環境及び地盤環境の保全

・ 有害物質使用特定施設等への指導の徹底により、土壌・地下水汚染の未然防止に努める。また、県による地下水の水質監視や有害物質使用事業者による土壌又は地下水の汚染状態の測定等の徹底により、土壌・地下水汚染の早期発見に努める。

・ 土壌汚染状況調査により土壌汚染が判明した場合は、区域指定を行い、土地の利用状況等のリスクに応じて、土地の所有者等に対し必要な措置を指導する。また、指定区域から搬出される汚染土壌について、不適正処理による環境汚染が生じないよう、汚染土壌処理業者等を監視・指導する。

・ 地下水の大量利用等による地盤沈下が懸念される場合においては、地下水位等のモニタリングを速やかに実施できる体制を整備する。

（4） 騒音・振動・悪臭対策の推進

・ 規制地域内における工場・事業場からの騒音・振動について、基準を遵守するよう指導する各市町村に対し技術的な支援を行う。また、日常生活及び騒音規制区域外で生じる騒音についても、市町村と連携しながら、発生防止に向けた啓発活動を実施する。

・ 自動車等の交通に起因する騒音・振動について、市町村との連携を図りながら実態把握に努

---

1 大気汚染防止法が改正され、規制対象建材の拡大、事前調査の信頼性の確保、罰則の強化など、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策が一層強化されている。

2 **オゾン層**：大気中のオゾンは成層圏（約 10～15 ㎞上空）に約 90%存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層という。オゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護している。

めるとともに、関係機関と情報を共有し、環境基準の達成に向けた対策を促進する。

・ 高速自動車道や新幹線鉄道による高速交通騒音について、関係市町村や沿線各県と連携し、周辺環境への影響を把握するとともに、関係事業者等に対し改善を働きかけるなど、騒音の低減に向けた取組を促進する。

・ いわて花巻空港発着の航空機について、継続して騒音実態調査を実施し、騒音対策が必要な場合は、航空会社に対し低騒音型の航空機の導入や騒音を低減する運航等を働きかけるほか、必要に応じて周辺民家等の防音工事を行うなど、総合的な騒音対策を実施する。

・ 悪臭について、苦情が継続している工場・事業場を有する市町村に対し技術的な支援を行うとともに、人間の臭覚を用いてにおいの程度を評価する臭気指数による規制方法の導入を促進するなど、悪臭公害の防止を図る。

（5） 化学物質の環境リスク対策の推進

・ 化学物質の環境リスク管理や環境情報の提供・普及のための有力な手法である**PRTR（環境汚染物質排出・移動登録）制度**[1]の適切な運用を図る。

・ 講演会やシンポジウムの開催、科学的知見や規制動向を踏まえた適切な情報提供、**リスクコミュニケーション**[2]等により化学物質とその環境リスクに係る理解の促進を図るとともに、排出量の削減、より安全な代替物質への転換など、工場・事業場が行う化学物質の自主的な管理の改善を促進する。

・ 人の健康の保護や生態系の保全を図るため、未規制物質や有害化学物質等による環境汚染状況の実態調査や研究を推進する。

・「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」等により排出規制の対象となっている有害化学物質については、引き続き関係法令に基づく事業者への規制・指導を徹底する。

・「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境調査や事業場等への立入調査を実施し、排出実態の把握や発生抑制対策の指導等を実施する。

（6） 監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応

・ 大気常時監視測定局の適正配置、機器の計画的な更新等により、監視体制の維持に努める。

・「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」において新たに設定された監視項目にも速やかに対応できるよう、分析機関における必要な検査・分析機器の整備を推進するとともに、測定体制の充実を図る。

・ 監視・測定結果について、県民や事業者が分かりやすいように情報提供を行う。

・ 監視・測定技術の蓄積、水準の確保のため、県及び市町村の人材育成を図る。

---

1 ＰＲＴＲ制度：環境汚染のおそれがある化学物質について、工場・事業場が環境への排出状況や廃棄物としての移動量を把握してその結果を行政に報告し、行政がそれを広く公表する仕組みをいう。

2 リスクコミュニケーション：化学物質等によるリスクを効果的に低減するため、事業者、住民、行政、専門家等の関係者が情報を提供しあって共有し、意見交換を行うことにより、相互理解を図ることをいう。

・ 大気環境、水環境等に関する調査・研究の充実を図る。また、県内外の試験研究機関との研究交流を図りながら、必要に応じて産学官の共同研究を推進する。
・ 公害苦情等の適切かつ迅速な解決に向けて、県や市町村における情報の集積・共有化を図る。

（7） 放射性物質による影響の把握等

・ 県内の空間線量率のモニタリングのほか、土壌や海水など環境中に含まれる放射性物質濃度の測定を行い、その結果について県民等に分かりやすく情報を提供する。
・ 除去土壌の処分について、国の動向を踏まえ、国、市町村等と連携して取り組む。
・ 放射線に関する正確な情報を広く提供し、放射線影響等に関する正しい知識の普及啓発を行う。
・ 放射性物質汚染廃棄物等の処理に向け、市町村等への技術的支援等を行う。

（8） 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進

・ 大規模な開発事業が環境の保全に十分に配慮して実施されるよう、環境影響評価制度を適切に運用にするとともに、必要に応じて制度の見直しを行う。
・ 環境影響評価に係る環境の保全や技術的事項に関する情報を県民、事業者、市町村等に提供する。
・「岩手県土地利用基本計画」に基づいて、県土の適正な土地利用を図る。

（9） 北上川清流化対策の推進

・ 旧松尾鉱山から排出される坑廃水の中和処理の確実な実施及び中和処理を恒久的に継続していくための各種工事等の実施により、北上川の清流化対策を推進する。
・ 環境汚染問題への意識を啓発するため、北上川清流化対策の取組やその歴史を広く県民へ周知する。
・ 旧松尾鉱山跡地の森林回帰と北上川水源のかん養を図るため、NPO等による植樹活動などの支援を行う。

5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進（環境教育等行動計画）

目指す姿（本施策分野が目指す将来像）

○ 県民が環境問題について理解を深め、自らの問題として捉え、自発的に活動することにより、持続可能な社会づくりに取り組んでいる。

○ 県民、NPO、企業、行政等の協働により、環境に配慮した行動が日常生活や事業活動の場で実践されている。

総合的指標（目指す姿を見据えた 2030 年度までに達成すべき目標）

持続可能な社会の実現を目指し、あらゆる主体による自発的な環境保全活動が活発に行われるよう、次の指標を設定する。

指標名	現状	目標（2030 年度）
環境学習交流センター利用者数	49,789 人（2019）	50,000 人

（目標の考え方） センターの主たる利用者である児童、生徒の数が減少傾向にある中で、Web を活用した講座の開催など、多様な手法による環境学習の取組を進め、過去最高値であった 2019 年度の 49,789 人と同水準を維持していくことを目指す。

指標名	現状	目標（2030 年度）
水生生物調査参加率（参加者数）	6.9%（2013～19 平均） （4,272 人）	7% （3,100 人）

（目標の考え方） 人口減少に伴い児童数の減少が見込まれる中、参加者数が全国2位及び3位であった 2013～2019 年度の平均参加率 6.9%と同水準を維持していくことを目指す。（参加率は参加者数／児童数、下段は参加者数（参考値））

【基本的な考え方】（環境教育及び協働取組の推進に関する基本的な事項及び重要な事項）

本県では地域住民が主体となり、河川等の環境保全活動や水生生物調査等の環境学習が行われているほか、環境学習の拠点施設である環境学習交流センターや地球温暖化防止活動推進センターにより環境学習の機会が提供されている。

平成 30（2018）年6月に改正された「環境教育等促進法」に基づく基本方針では、今後の学びの方向性として地域や民間企業の「**体験の機会の場**[1]」の活用が示されており、本県の優れた自然を活用した体験学習を一層推進するとともに、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験や、異なる文化や慣習等に触れる生活体験などを幅広く促進していく必要がある。また、様々な場、主体、世代、地域、施策等をつないで、効果的に環境学習を推進する。

---

1 **体験の機会の場**：民間の土地・建物の所有者等がその土地・建物を自然体験活動などの体験活動の場として提供するもので、環境教育等促進法に基づき知事が認定を行う。

平成29（2017）年3月に告示された小・中学校の新学習指導要領では、前文及び総則に、「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲げられている。学校における環境学習は、教育活動の全体を通じて、児童・生徒の発達の段階に応じて実施するとともに、各教科間の関連に配慮しながら進める必要がある。

さらに、令和6（2024）年5月に改訂された基本方針では、環境教育の目的として、「気候変動等の危機に対応するため、個人の意識や行動変容と組織や社会経済システムの変革を連動的に支え促すこと」が位置づけられたところであるが、環境保全活動の担い手の高齢化や、次代の取組を担う人材の確保等が課題となっていることから、関係機関と連携して環境人材の育成に取り組む。

県民の環境に配慮した行動に対する意識は高く、省エネ行動を実施している県民の割合は高水準を維持していることから、引き続き、市町村等と連携・協力しながら、県民参加型の取組を進める。また、地球規模で汚染が懸念される海洋ごみ等について企業の関心が高まっていることから、環境保全活動等の取組を協働で推進し、企業の環境に配慮した行動・協働を促進する。

県として環境に配慮した物品の購入や、二酸化炭素排出の少ない電動車の導入を積極的に進めるとともに、県民、NPO、大学等の研究機関、民間団体及び市町村等と相互に連携・協力して地域における環境保全活動を促進するとともに、環境情報の整備と提供・広報の充実を図る。

これらの持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進及び環境に配慮した行動・協働の推進に当たっては、SDGs や世界の環境問題などを踏まえるとともに、県民、NPO、企業、行政等の自発性を尊重し、適切な役割分担を図りながら、連携・協働の取組を推進する。

【施策体系】

施策の柱	
（1） 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進	学校における環境学習の推進
	多様で身近な環境学習機会の提供、支援
	環境人材の育成
（2） 環境に配慮した行動・協働の推進	環境に配慮した県民の行動・協働の推進
	環境に配慮した企業の行動・協働の推進
	環境に配慮した県の率先実行
	県民等の参加による環境保全取組の推進
	環境広報及び情報提供の推進

【施策の方向】（環境教育及び協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項）

（１） 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進

（学校における環境学習の推進）

・ 総合的な学習の時間や、社会、理科、家庭、技術・家庭等のカリキュラムに環境学習を位置づけるとともに、講師として地域住民、専門家等の外部の人材の活用を促進する。

・ 環境学習交流センターにおいて、学校からの訪問学習を積極的に受け入れ、環境学習の取組を支援する。

・ 環境学習のための副読本を作成、配布するなど、学校における環境学習の充実を図る。

・ 児童・生徒が環境学習を通じて学んだことを、家庭における省エネルギーの実践に生かしていくための取組を推進する。

・ 岩手大学、岩手県立大学等の関係機関と連携を図りながら、発達段階に応じた環境学習を推進する。

（多様で身近な環境学習機会の提供、支援）

・ 発達の段階に応じて、子どもたちが環境について学ぶ機会が充実されるよう、地域社会や学校、企業等が実施するエコ活動や自然観察会、水生生物調査、星空観察会等の体験的な環境学習を支援する。

・ 県民一人ひとりの郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、社会教育施設等において豊かな自然、文化、歴史等の資源をテーマとした公開講座を開催するなど、岩手ならではの学習機会の提供に取り組む。

・ 子どもたちの体験学習の場を提供するため、青少年の家などの社会教育施設等を活用した自然体験活動などの体験活動の充実に取り組む。

・ **環境アドバイザー**[1]及び地球温暖化防止活動推進員の派遣により、地域での環境学習等を支援する。

・ 環境問題に関心が高い企業等を環境学習応援隊として登録するほか、体験の機会の場の認定に係る周知等により、体験活動による環境学習を推進する。

・ 環境フォーラムの開催やポスター・作文コンクール等による普及啓発活動を推進する。

・ 環境学習交流センターにおいて、環境学習の支援や、環境保全活動の支援を実施する。

（環境人材の育成）

・ 環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員など、地域において地球温暖化対策等の環境問題の解決に取り組む人材の育成を図る。

・ 地域の環境保全活動に取り組む若者の発掘・育成に取り組むとともに、環境施策の推進に当たり若者の意見を積極的に取り入れる。

---

1 **環境アドバイザー**：地域における環境保全活動の活性化や環境保全意識の高揚に資するため、有識者や環境保全活動の実践者等の中から知事が委嘱している。

・ 三陸ジオパーク活動を担う人材を育成するため、三陸ジオパーク推進協議会や教育機関などの関係機関と連携して、ジオパーク授業を実施するとともに、ガイド講習会などの開催を促進する。
・ 岩手大学、岩手県立大学等との連携により、環境人材の育成を図る。
・ 環境フォーラムの開催等により、環境人材や企業等の交流を促進し、ネットワーク化を図りながら、地域における環境保全活動を促進する。

（2） 環境に配慮した行動・協働の推進

（環境に配慮した県民の行動・協働の推進）

・ 県民のライフスタイルや事業活動が、より省資源、省エネルギー、3R+Renewable（リニューアブル［再生可能な資源に置き換える］）や再生可能エネルギーの利用、環境にやさしい製品の購入等の環境に配慮した行動に変革するよう取組を推進する。
・ 持続可能な社会の実現に向けて県民の行動が変革するよう、東北地方環境パートナーシップオフィスや、東北地方 ESD 活動支援センター等と連携して、ESD を推進する。
・ 住民、NPO、大学等の研究機関、事業者、行政の積極的な協力による、農地・農業用水等の地域資源を保全する取組や森林整備、道路や河川・海岸の環境美化活動、海洋ごみの回収・処理、自然環境保全活動等を促進する。

（環境に配慮した企業の行動・協働の推進）

・ 環境マネジメントシステムや環境報告、環境会計の活用など、事業活動と環境保全との関係を明らかにする取組を促進する。
・ 環境負荷の低減を図るため、従来の規制的手法に加え、工場・事業場が地域住民に環境情報を発信し相互理解を図る「環境コミュニケーション」を関係機関と協働して推進する。
・ 気候変動や海洋ごみ等の環境問題に関心をもつ企業と協働して、環境保全活動の取組を推進する。

（環境に配慮した県の率先実行）

・「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」に基づき、岩手県エコマネジメントシステムを実施し、一事業者として、環境負荷の低減に率先して取り組む。
・「岩手県グリーン購入基本方針」に基づき、持続可能性や原料調達における合法性に配慮した物品調達を含む、環境に配慮した物品等の購入（グリーン購入）を推進する。
・ 県公用車への電動車の導入や太陽光、風力、及び木質バイオマス等の再生可能エネルギーの導入に率先して取り組む。

（県民等の参加による環境保全取組の推進）

・ 環境学習交流センターにおいて、県民、NPO、企業、行政など様々な主体の連携を促進するためのネットワークを構築し、地域における環境保全活動を促進する。

・ 多様な主体によるパートナーシップのもと、徹底的な資源循環を実現するための取組を支援するとともに、循環型地域社会の形成のために必要な人材を育成する。
・ 流域圏の関係主体が一体となった海岸漂着物等となり得る廃棄物の発生抑制や、海洋ごみの円滑な処理などの取組を推進する。
・ 森から川を経て海に至る健全な水循環や、生物多様性の保全が図られるよう、各地域での水と緑を守り育てる環境保全活動の活発化に向けた取組を推進する。

（環境広報及び情報提供の推進）

・ 県民、事業者等の各主体が温室効果ガスの排出削減に向けた具体的行動に取り組む県民運動を展開するため、温暖化防止いわて県民会議の構成団体相互の情報共有を定期的に実施し、団体間の連携を強化するとともに、各団体の活動内容を効果的に情報発信する。
・ 環境報告書や環境広報誌の発行、フォーラム等のイベントの開催、インターネットや県・市町村広報等を通じ、環境に関する広報活動を推進する。
・ 環境保全に関する優良な事例を共有し、広く普及するため、他の模範となる取組を実施している団体・個人を表彰する。
・ 環境学習交流センターや地球温暖化防止活動推進センター等により環境情報を収集するとともに、定期的に提供する。

第4章 計画の推進・進行管理

Ⅰ 計画の推進

（1） 県による計画の実施

環境基本計画の効果的な推進を図るためには、本計画の環境・経済・社会の一体的向上という方向性をあらゆる主体が共有し、その具体化に向けて行動していくことが重要である。

そのため、県は、政策会議のほか関連する会議や関係部局間の会合等の場を通じて、この方向性に対する共通認識を深め、関係部局の緊密な連携を図り、本計画に掲げる環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。また、県の各分野の施策において、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定、実施するに当たっては、本計画の基本的な方向に沿って、環境の保全に配慮する。

また、環境問題に県境はないことを踏まえ、広域的な取組が必要な課題については、隣接県等と幅広く情報交換や連携を図ることにより、広域的な環境の保全と創造を推進する。

なお、本計画の実現に向けた施策や事業の実施に当たっては、関係法令の改正や国の計画の見直し等にも的確に対応していく。

（2） 県以外の各主体による計画の実施

環境問題は、人間の社会経済活動と密接に関連しており、社会全体で取り組むべき課題である。本計画が目指す将来像を実現するためには、社会を構成するあらゆる主体が環境問題の当事者であることを自覚し、環境課題の解決に向けた行動が経済・社会の課題解決にも資すること、また自らの行動が現在及び将来の世代にわたって地球環境等に大きな影響を及ぼすことを認識するとともに、環境保全に関して担うべき以下に例示する「役割と行動」の意義を理解し、自主的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組んでいくことが必要である。

県は、そうした各主体の自主的かつ積極的な行動を促進するため、SDGs の基本的な考え方である「**5つの P**[1]」の一つであるパートナーシップの重要性を踏まえ、広く計画内容の周知と本県の環境に関する情報の提供を行うことにより、環境・経済・社会の一体的向上という方向性の共通認識が得られるよう努めるとともに、本計画を踏まえ、県民及び事業者が自発的に取り組む環境保全活動や環境への負荷が少ない事業活動が促進されるよう、県民や事業者により組織され、環境保全に関する活動を行う民間団体等と連携し、必要な措置を講ずるほか、広域的な見地から、市町村が実施する施策の総合調整を行う。

ア 県民に求められる役割と行動の例

県民は、その日常生活と環境とのかかわり合いを認識し、本計画に示された方向性に沿いな

---

1 **5つの P**：SDGs の基本的な考え方として示されているもので、People（人間の潜在能力の発揮）、Planet（地球を破壊から守る）、Prosperity（豊かで満たされた生活の享受）、Peace（平和で公正かつ包摂的な社会）、Partnership（全ての人の参加によるパートナーシップ）の５つをいう。

がら、環境への負荷の少ない行動に自ら努めることが期待される。

① 買物

・ 環境への配慮や環境保全活動に取り組んでいる企業の製品・サービスを購入・利用する。

・ 環境に配慮した方法で生産された県産農林水産物を購入する。

・ 県産木材を使用した製品を購入する。

・ 食材は必要な分だけ購入するなど、食品ロスの削減に取り組む。

・ 使い捨てプラスチック（ストロー・スプーン等）の使用は控える。また、マイバッグ、マイボトルなどを使用する。

・ 詰め替え用や量り売りの商品を選択する。

・ 宅配便の再配達の削減に取り組む。

② 調理

・ 油や食べ残しを直接排水口に流さない。

・ 食材の賞味期限や消費期限を正しく理解し、上手に使い切るなど、食品ロスの削減に取り組む。

③ ゴミ出し

・ 物を大切にし、なるべくごみを発生させない。

・ 決められたルールを守ってごみを出す。

・ びん・缶・ペットボトル・容器包装プラスチック等の資源のリサイクルに努める。

④ 住まい

・ ZEH 水準を上回る基準の住宅の取得等に努める。

・ 適切な冷暖房温度の設定、待機電力の解消、節水に努める。

・ 断熱性能の向上や住宅用太陽光パネルの設置に努める。

・ 下水道への接続や浄化槽の設置に努める。

・ グリーンカーテンや家庭菜園など暮らしにみどりを取り入れる。

⑤ 外出

・ 過度な自動車の利用を減らし、徒歩や自転車、公共交通機関を利用する。

・ 自動車を運転する時は、エコドライブを心がける。車を買い替える時は、電動車を検討する。

・ 外食時は適量を注文して食べ残さない。

⑥ 地域活動等

・ 自然環境保全活動や自然観察会、森林づくりや藻場・干潟等の保全活動、河川海岸等の清掃活動などに参加する。

・ 自然公園等を利用する。

・ 次世代に引き継ぐ資産として地域の景観を保全する。

・ 歴史的文化的環境の保全や活用のためのボランティア活動に参加する。

・ 集団資源回収等に参加する。

⑦ 動物との共生

・ 野生動物の侵入の原因となるような餌付けは行わず、生ごみや未収穫作物等を適切に管理する。
・ 外来生物等のペットを野外に捨てずに、責任を持って飼育する。

イ 事業者に求められる役割と行動の例

事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、本計画に示された方向性に沿いながら、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等による環境への負荷の少ない事業活動に自ら努めることが期待される。

① 生産・製造段階
・ 環境、エネルギーなど今後成長が見込まれる新技術開発や製品開発に努める。
・ 原材料や生産方法を見直し、生産・製造段階の環境負荷を低減させる。
・ 農薬や化学肥料の使用量の節減、水産資源の適正な利用や管理など環境に配慮した農林水産物を生産する。
・ 県産木材の安定供給体制を構築する。
・ 木質バイオマス利用機器等を導入する。
・ 水質汚濁物質の発生を抑制する。
・ 地盤沈下をおこさないよう地下水を適正に利用する。
・ 化学物質を適正に使用・管理する。
・ 大学、試験研究機関等と連携した豊かな環境づくりに資する研究開発を進める。

② 流通段階
・ 二酸化炭素の排出削減に配慮した輸送手段を活用する。

③ 小売段階
・ 安全、安心、高品質な岩手の農林水産物や産地情報等を発信する。
・ 環境に配慮した製品・サービスの情報を発信する。
・ 商品の容器や包装の軽量化・回収・リサイクル、詰め替え用製品の販売等に取り組む。

④ 廃棄段階
・ 廃棄物等の3R やゼロエミッションに取り組む。
・ 大気汚染物質等の排出や騒音・振動を抑制する。
・ 水質汚濁物質の排出を抑制する。
・ 原材料や廃棄物等の適切な管理により土壌汚染を防止する。
・ 産業廃棄物を適正に処理する。

⑤ 共通事項
・ 温室効果ガス排出抑制等に関する計画を策定し、実施する。
・ 省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備を導入する。
・ 事業所敷地や建築物の緑化を実施する。
・ フロン使用製品を適正に管理する。

・ 事業活動に当たっては自然環境への影響をできる限り回避する。
・ 地域の環境保全活動に協力・参加する。
・ 自社の事業活動と SDGs のゴール・ターゲットを紐付けるなど企業経営に SDGs を取り入れる。

ウ 民間団体等に求められる役割と行動

NPO や各種団体など県民や事業者により組織され、環境保全に関する活動を行う民間団体は、各主体の自主的かつ積極的な取組を進めるための基盤を形成することが期待される。

そのため、 前記ア及びイに例示した求められる役割と行動を実践する県民や事業者等が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行うことが期待される。

エ 市町村

市町村は、当該市町村の地域の特性に応じて、県との連携を図りつつ、本計画に示された方向性に沿いながら、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施することが期待される。

そのため、前記ア及びイに例示した役割と行動を実践する県民や事業者が増えるよう、第2章及び第3章に掲げる施策の方向に沿って取組を進めることが期待される。

また、地域全体への普及促進を重視しつつ、自らの事務及び事業に関して、気候変動対策、資源循環及び生物多様性の保全のための措置を率先して実施することが期待される。

2 計画の進捗状況の点検

（1） 指標の設定・活用

本計画の着実な実行を確保するため、計画の進捗状況を定型的に点検する。その際、計画の進捗状況についての全体的な傾向を把握するため、各施策分野の目指す姿を見据えた施策の全体的な達成状況とその結果としての環境の状況を示す指標として各施策分野に設定した総合的指標を活用する。施策等の性質によって指標の定量化が困難である場合は、定性的な評価を行う。

また、その他の指標として、環境分野別施策について、施策の実施状況を示す施策推進指標を設定し、目標値については、原則として、当該指標を設定している既存の計画における目標値（目標年次を含む。）とし、当該計画との整合を図る。

なお、当該計画の見直しに伴い目標値が見直された場合は、その時点で、本計画の目標値を当該目標値に置き換えることとする。

（2） 個別施策の点検

第2章「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」及び第3章「環境分野別施策」について、個別施策の進捗状況の点検を行う。その際、環境分野別施策の施策推進指標のほか、個別の行政計画等における直近の点検結果を可能な限り活用する。

（3） 計画の総合的な進捗状況の点検

個別施策の点検結果を参照しつつ、総合的指標の達成状況を踏まえながら、「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」については各施策を通じた環境・経済・社会の一体的向上がどの程度進捗したかを、「環境分野別施策」については各施策を通じた目指す姿の実現がどの程度進捗したかを、それぞれ把握することに重点を置いて点検を行う。その際、それぞれの施策分野に関連する取組の優良事例等を把握する。これらの結果を踏まえ、本計画の総合的な進捗状況を点検する。

3 計画の進捗状況の点検結果の活用

計画の進捗状況の点検結果については、岩手県環境審議会に報告し、専門的見地から意見を伺うとともに、その内容を県の施策の企画立案等に活用するほか、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」第9条の規定に基づく年次報告書等に反映するなど、幅広い主体に対して情報提供を行う。

4 社会経済情勢の変化等を踏まえた目標及び施策の弾力的な対応

計画に定められた目標や、それを実現するための施策の方向については、環境施策が目指す将来像の実現に向けて、社会経済情勢の変化に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて弾力的に対応していく。

参考1「施策推進指標一覧」

分野	指標名	現状値	目標値	指標が表す環境負荷の低減の状況
気候変動対策	地球温暖化防止のための行動に努めている県民の割合※1、※2	79.9% （2021 年度）	90.0% （2026 年度）	県民の省エネ活動の普及
	いわて地球環境にやさしい事業所認定数※2	211 事業所 （2019 年度）	344 事業所 （2026 年度）	事業者活動の脱炭素化
	乗用車の登録台数に占める次世代自動車の割合※1、※2	22.7% （2021 年度）	33.7% （2026 年度）	自動車の低炭素化
	再生可能エネルギー導入量※1、※2	1,444MW （2019 年度）	2,198MW （2026 年度）	再生可能エネルギーの普及
	チップの利用量※1、※2	229,064BDt[1] （2019 年度）	231,070BDt （2026 年度）	木質バイオマスエネルギーの普及
	間伐材利用率※1、※2	42.0% （2019 年度）	44.8% （2026 年度）	間伐を通じた森林吸収量の確保
	再造林面積※1、※2	830ha （2019 年度）	1,200ha （2026 年度）	再造林を通じた森林吸収量の確保
	気候変動適応に関するセミナー等の受講者数（累計）※1、※2	117 人 （2021 年度）	480 人 （2026 年度）	気候変動適応の理解増進
循環型地域社会の形成	エコ協力店いわて認定店舗数※1	301 店舗 （2021 年度）	323 店舗 （2026 年度）	ごみの減量化やリサイクルの普及
	エコショップいわて認定店等による店頭資源回収量※3	1,542 トン （2019 年度）	2,200 トン （2025 年度）	店頭回収によるごみのリサイクル量
	事業者等の3R推進の取組に対する支援実施件数（累計）※1	118 件 （2019 年度）	161 件 （2026 年度）	事業活動における3Rの普及
	産業廃棄物の自県内処理率※1、※3	94.1% （2018 年度）	97.5% （2025 年度）	地域で発生した産廃の地域内処理

1 **BDt**：「ビーディートン」と読み、日本語では「絶乾トン」という。重量を表す単位であり、絶乾比重（含水率0%）に基づき算出された実重量を指す。

分野	指標名	現状値	目標値	指標が表す環境負荷の低減の状況
	一般廃棄物の焼却施設処理量※1	339 千トン （2020 年度）	323 千トン （2025 年度）	持続可能なごみ処理体制の確保
	産業廃棄物適正処理率※1、※3	99.6% （2019 年度）	100% （2026 年度）	産業廃棄物の適正な処理
	電子マニフェスト普及率※1	62% （2019 年度）	85% （2026 年度）	産業廃棄物の適正な管理
生物多様性の保全・自然との共生	条例指定希少野生動植物の確認数※1	16 種 （2021 年度）	16 種 （2026 年度）	生物多様性の保全
	ニホンジカの最少捕獲数※1	26,839 頭 （2021 年度）	25,000 頭 （2026 年度）	鳥獣被害の抑制
	国立公園・国定公園再整備個所数（累計）※1	3箇所 （2021 年度）	7箇所 （2026年度）	自然環境の適切な保全管理
	ジオパーク学習会等の参加者数（累計）※1	1,648 人 （2020 年度）	6,800 人 （2026 年度）	地質遺産等の知識を有する人材育成
	主要ジオサイトの観光入込客数※1	1,203 千人 （2019 年度）	1,360 千人 （2026 年度）	豊かな自然環境を活用した地域振興
	農山漁村の環境保全活動への参加のべ人数※1	125,206 人 （2021 年度）	126,700 人 （2026 年度）	農山漁村の環境保全に関する活動状況
環境リスクの管理	光化学オキシダント注意報[1]の年間発令日数※4	0日 （2019 年度）	0日 （2030 年度）	光化学オキシダントの発生状況
	有害大気汚染物質の環境基準達成率※4	100% （2019 年度）	100% （2030 年度）	有害大気汚染物質の発生状況
	汚水処理人口普及率※1	82.6% （2019 年度）	91.1% （2026 年度）	汚水処理施設の整備・普及状況

1 光化学オキシダント注意報：光化学オキシダントによる大気の汚染が著しくなり（1時間値が 0.12ppm 以上）、気象条件からその状態が継続すると認められる場合に知事が注意報を発令し、注意を呼びかける。

分野	指標名	現状値	目標値	指標が表す環境負荷の低減の状況
	排水基準適用の事業場における排水基準適合率※1	100% （2019 年度）	100% （2026 年度）	事業所の排水管理の徹底
	新中和処理施設放流水水質基準達成率※1	100% （2019 年度）	100% （2026 年度）	北上川清流対策の着実な推進
担い手の育成と協働活動の推進	水と緑を守り育てる環境保全活動数（累計）※1	965 件 （2019 年度）	3,300 件 （2026 年度）	県民参加による環境保全活動の普及
	身近な水辺空間の環境保全等に継続的に取り組む団体数※1	61 団体 （2019 年度）	67 団体 （2026 年度）	環境保全活動を担う民間団体の育成

注） ※1は「いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン政策推進プラン（令和5年度～令和8年度）」、※2は「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」、※3は「第三次岩手県循環型地域社会形成推進計画」、※4は本計画独自の目標年次及び目標値であること。

参考2「『環境教育等行動計画』関連施策一覧」

「環境教育等行動計画」における「環境教育及び協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項」については、第3章5に記載している施策に加え、第2章及び第3章に記載する以下の施策と一体的に推進する。

第3章5（1） 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進 関係	
	（多様で身近な環境学習機会の提供、支援） ・ グリーン・ツーリズムやファームステイ等による交流人口の拡大に向け、地域の交流活動をコーディネートする組織の活動を支援するとともに、体験型教育旅行の受入拡大に向けた取組を進める。（第 2 章 1（2） 32ページ） ・ 持続可能な社会づくりの担い手を育むことを目指し、環境学習交流センター等による普及啓発や、子どもの環境学習の支援及び自然等を生かした体験活動の機会の提供などに取り組む。（第 2 章 1（3） 33ページ） ・ 子どもが地域の景観の魅力や個性を考える景観学習の実施を通じて、次世代の景観づくりの担い手の育成を図る。（第 2 章2（1） 39ページ） ・ 次代を担う児童や生徒が森林や林業について学ぶことを通じて、県産木材の温もりや心地よさ、木材利用の意義等の理解を醸成するための取組への支援を進める。（第 2 章3（2） 48ページ） ・ 海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制に向けて、海岸の環境保全等に関する環境学習や消費者教育を推進する。（第3章2（1） 62ページ） ・ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案について、事案の教訓を後世に伝える取組を進める。（第3章2（3） 63ページ） ・ 身近な自然とのふれあいを確保するため、都市公園や「県民の森」などの森林公園等を整備し、適切に維持管理するとともに、利用促進を図る。（第 3 章3（2） 69ページ）
	（環境人材の育成） ・ 企業において省エネや環境保全等の脱炭素経営に取り組むことができるよう、省エネ等の取組の中心となる人材を養成するセミナー等の実施により、企業における人材育成等の取組を支援する。（第 2 章 1（1） 29 ページ） ・ 水素関連ビジネスの創出・育成に向けた人材育成等の取組を推進する。（第3章 1（2） 57 ページ） ・ 多様な主体によるパートナーシップのもと、徹底的な資源循環を実現するための取組を支援するとともに、循環型地域社会の形成のために必要な人材を育成する。（第 3 章2（1） 61 ページ） ・ 有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保・育成や、鳥獣保護管理のためのコーディネーター等の発掘、活用等を図る。（第 3 章3（1） 67 ページ） ・ 監視・測定技術の蓄積、水準の確保のため、県及び市町村の人材育成を図る。（第 3 章4（6） 75 ページ）
第3章5（2） 環境に配慮した行動・協働の推進 関係	
	（環境に配慮した県民の行動・協働の推進）

・ 県民一人ひとりの日常的な消費行動が、人・社会・地域・環境に影響を与えることを消費者・生産者がともに認識し、消費と生産の双方を持続可能なものとすることを目指すエシカル消費等に関する取組を推進する。（第 2 章3（1） 46 ページ）

（環境に配慮した企業の行動・協働の推進）

・ 企業において省エネや環境保全等の脱炭素経営に取り組むことができるよう、省エネ等の取組の中心となる人材を養成するセミナー等の実施により、企業における人材育成等の取組を支援する。（第 2 章1（1） 29 ページ）

（県民等の参加による環境保全取組の推進）

・ 住民や市町村との協働により、地域の景観の保存や活用を推進する。（第2章2（1） 39 ページ）

・ 全県的な団体・機関で構成する温暖化防止いわて県民会議を中心として、県民、事業者、地方公共団体等の各主体が温室効果ガスの排出削減に向けた具体的な行動に取り組む県民運動を展開する。（第3章1（1） 54 ページ）

・ 生物多様性の保全など公益的機能を持つ健全な森林が守られるよう、県民の支援や参画による森林整備などの取組を進める。（第3章3（1） 67 ページ）

・ 県民や事業者の参画により、多様な生物が生息・生育する森・里・川・海の保全と整備を推進する。（第 3 章3（1） 68 ページ）

・ グリーンボランティアとの協働による自然保護活動や関係機関、民間団体とのパートナーシップによる自然環境の保全を推進する。（第 3 章3（1） 68 ページ）

・ 自然公園保護管理員の配置やグリーンボランティア等との協働により、自然公園内の植生の再生や踏み付けなどで裸地化した植生の回復など生物多様性の保全を図るとともに、パトロールや利用者のマナー啓発・指導等を行い、自然環境の適切な保護管理と安全・安心な利用を推進する。（第 3 章3（2） 69 ページ）

・ 身近な森林の環境を保全するため、地域住民等による森林整備活動を促進する。（第 3 章3（2） 69 ページ）

・ 生産者をはじめ、若者や女性といった地域住民など多様な主体の参画・連携により、農地や水路等の地域資源の保全を図るための地域共同活動を促進する。（第3章3（3） 70 ページ）

・「いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度」により、県が管理する河川、海岸において地元自治会等が行う清掃や美化等のボランティア活動を支援する。（第 3 章3（3） 71 ページ）

・ 旧松尾鉱山跡地の森林回帰と北上川水源のかん養を図るため、NPO等による植樹活動などの支援を行う。（第 3 章4（9） 76 ページ）

（環境広報及び情報提供の推進）

・ 国の専門機関等と連携し、気候変動とその影響に関する情報の収集や提供等を行う。（第 3 章1（4） 58 ページ）

・ モノのライフサイクル全体での徹底的な資源循環を目指し、廃棄物のリデュース・リユースをこれまで以上に進めるとともに、環境配慮設計や持続可能な調達、再生資源の利用拡大等廃棄物減量化に係る普及啓発の充実を図る。（第 3 章2（1） 61 ページ）

・ 地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海岸漂着物対策の実施状況等について積極的かつ効果的な周知を図る。（第 3 章2（1） 62 ページ）

	・ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案について、事案の教訓を後世に伝える取組を進める。（第3章2（3） 63 ページ） ・「いわてレッドデータブック」により、絶滅が危惧される県内の希少野生動植物に関する生息・生育実態の情報を発信し、保護意識の啓発や保全活動を推進する。（第 3 章3（1） 68 ページ） ・ 有害鳥獣や外来種の県内における生息・生育実態と、それにより引き起こされている問題について、情報を発信し、生物多様性への理解や保全活動への参加を促進する。（第 3 章3（1） 68 ページ） ・ ビジターセンターの情報提供環境の整備を図るとともに、インバウンドに対応した登山道等の案内・誘導標識の多言語化等、国や関係機関と連携して、自然公園における情報発信の充実を図る。（第 3 章3（2） 69 ページ） ・ 講演会やシンポジウムの開催、インターネットによる情報提供、リスクコミュニケーション等により化学物質とその環境リスクに係る理解の促進を図るとともに、排出量の削減、より安全な代替物質への転換など、工場・事業場が行う化学物質の自主的な管理の改善を促進する（第 3 章4（5） 75 ページ） ・ 監視・測定結果について、県民や事業者が分かりやすいように情報提供を行う。（第 3 章4（6） 75 ページ） ・ 県内の空間線量率のモニタリングのほか、土壌や海水など環境中に含まれる放射性物質濃度の測定を行い、その結果について県民等に分かりやすく情報を提供する。（第 3 章4（7） 76 ページ） ・ 放射線に関する正確な情報を広く提供し、放射線影響等に関する正しい知識の普及啓発を行う。（第 3 章4（7） 76 ページ） ・ 環境影響評価に係る環境の保全や技術的事項に関する情報を県民、事業者、市町村等に提供する。（第 3 章4（8） 76 ページ） ・ 環境汚染問題への意識を啓発するため、北上川清流化対策の取組やその歴史を広く県民へ周知する。（第 3 章4（9） 76 ページ）

参考3「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策とSDGsとの関係」

				1	2	3	4	6	7
									
				あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策	地域資源の活用による環境と経済の好循環	（1）持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	脱炭素経営の推進						○
			環境関連産業の育成・集積						○
			環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大						
			環境に配慮した金融						○
			エネルギーや資源の地域循環					○	○
			循環型経済の構築に向けた新たなビジネス形態の促進	○					
		（2）地域資源を活用した自然共生型産業の振興	環境と調和した農林水産業の推進		○				
			豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興						○
			優れた自然を活用した観光産業の振興						
			自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進		○			○	
			自然資本を活用した地域産業の付加価値向上		○				
		（3）都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり	地域資源を活用した都市と農山漁村の連携・交流		○				
			人づくりによる地域づくり				○		
			市町村や金融機関と連携した低炭素な地域づくり						○
		（4）豊かな環境づくりに資する科学技術の振興	豊かな環境づくりに資する研究開発の推進		○				○
			産学官共同研究等の推進						○
			環境分野における海外との交流や環境の保全に関する研究の推進						
	自然と共生した持続可能な県土づくり	（1）快適で魅力あるまちづくりの推進	健全な水循環					○	
			水インフラの適切な維持管理等の推進					○	
			水と緑のうるおいのある空間の確保					○	
			良好な景観の形成						
			持続可能なまちづくり・地域づくり						
		（2）自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用	歴史的・文化的環境の保全と活用				○		
			環境と共生する生活文化の継承と創造						
		（3）気候変動リスクを踏まえた防災・減災	気候変動の影響への適応の推進	○		○			
			災害に備えた土地利用の推進						
			グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災の推進					○	
			平時から災害時まで一貫した安全の確保						○
	環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	（1）環境にやさしく健康で質の高い生活の推進	気候変動による健康影響への適応の推進			○			
			持続可能なライフスタイルと消費活動		○		○		○
			県産木材を活用した低炭素で健康な住まい			○			
			徒歩・自転車移動等による二酸化炭素の削減と健康寿命の延伸			○			○
			環境負荷の低減につながるテレワークなど働き方改革等の推進						○
			「新・湯治」等による健康寿命の延伸			○			
			人と動物の共生を目指したペットの適正飼養及び動物愛護思想の普及啓発の推進			○			
		（2）森・川・海とつながるライフスタイルの充実	自然体験活動等の推進				○		
			森・里・川・海の保全・再生に貢献する地方移住等の促進						
			新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成						

8	9	10	11	12	13	14	15	17
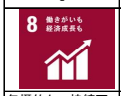							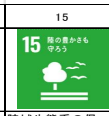	
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	各国内及び各国間の不平等を是正する	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	持続可能な生産消費形態を確保する	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
			○	○	○			○
○	○			○	○			
	○		○		○			
	○		○					
					○			
		○			○			
	○						○	
	○				○			
					○		○	
					○			
			○	○	○	○	○	
			○		○			
○	○			○	○	○		○
○	○			○	○	○		○
			○	○				
	○		○	○				
							○	
						○	○	○
							○	
							○	
							○	○
			○	○			○	○
			○	○				
							○	○
○							○	
				○				
	○				○		○	
					○	○	○	
						○		
						○		○
					○		○	
			○	○				
			○	○		○		
			○	○				
			○					
				○				
			○	○				
			○	○				
○				○			○	
				○				
				○				
				○				
				○				
				○				
				○		○	○	○
○	○							○
				○	○			
				○				○
				○				

参考4「環境分野別施策とSDGsとの関係」

				1	2	3	4	6	7
									
				あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
環境分野別施策	気候変動対策	（1）省エネルギー対策の推進	エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換				○		○
			事業活動における低炭素化の推進						○
			自動車交通における低炭素化の推進						○
			低炭素なまちづくり						○
			二酸化炭素以外の温室効果ガス排出抑制対策の促進						
		（2）再生可能エネルギーの導入促進	自立・分散型エネルギーシステムの構築						○
			地域に根差した再生可能エネルギーの導入促進						○
			水素の利活用促進						○
		（3）適切な森林整備等による吸収源対策の推進	適切な森林整備の促進						
			木材資源の有効利用の促進						○
			森林整備以外の吸収源対策の推進						
		（4）地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応		○	○				
	循環型地域社会の形成	（1）廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用（3R）+Renewableの推進	一般廃棄物の抑制及び適正な処理の推進			○			
			産業廃棄物の抑制及び適正な処理の推進			○			
			海岸漂着物対策				○		
		（2）災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築							○
		（3）廃棄物の適正処理の推進							
	生物多様性の保全・自然との共生	（1）生物多様性の保全	多様な自然環境の保全・増進						
			多様な動植物が生息・生育できる環境の確保					○	
			野生動植物との共生の推進と鳥獣被害の抑制		○				
			外来生物による生態系等に係る被害の防止						
			生物多様性に配慮した県民参加型の自然環境保全活動の促進						
		（2）自然とのふれあいの促進	自然公園等の整備の推進及び利用の促進						
			都市公園や森林公園等の整備の推進及び利用の促進						
			里山など身近な自然環境の整備・保全の推進						
			エコツーリズムの推進						
			三陸ジオパークに関する取組の推進				○		
			温泉の保護と安全・安心な利用の推進			○			
		（3）森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	農地や森林の多面的機能の維持・増進					○	
			多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進						
			様々な海の生き物の産卵・生育の場となる藻場・干潟の保全活動の促進						
			陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての河川・海岸の保全					○	
			生態系に配慮した災害に強い県土づくり						
	環境リスクの管理	（1）大気環境の保全				○			
		（2）水環境の保全				○		○	
		（3）土壌環境及び地盤環境の保全				○		○	
		（4）騒音・振動・悪臭対策の推進							
		（5）化学物質の環境リスク対策の推進				○			
		（6）監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応							
		（7）放射性物質による影響の把握等							
		（8）環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進							
		（9）北上川清流化対策の推進						○	
	持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進	（1）持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進	学校における環境学習の推進				○		
			多様で身近な環境学習機会の提供、支援				○		
			環境人材の育成				○		
		（2）環境に配慮した行動・協働の推進	環境に配慮した県民の行動・協働の推進				○	○	
			環境に配慮した企業の行動・協働の推進				○		
			環境に配慮した県の率先実行				○		○
			県民等の参加による環境保全取組の推進				○	○	
			環境広報及び情報提供の推進				○		

8	9	10	11	12	13	14	15	17
8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	各国内及び各国間の不平等を是正する	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	持続可能な生産消費形態を確保する	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
			○	○	○			○
○	○			○	○			
	○		○		○			
	○		○					
					○			
		○			○			
	○						○	
	○				○			
					○		○	
					○			
			○	○	○	○	○	
			○		○			
○	○			○	○	○		○
○	○			○	○	○		○
			○	○				
	○		○	○				
							○	
							○	○
							○	
							○	
							○	○
			○	○			○	○
			○	○				
							○	○
○							○	
				○				
	○				○		○	
					○	○	○	
						○		
						○		○
					○		○	
			○	○				
			○	○		○		
			○	○				
			○					
				○				
			○	○				
			○	○				
○				○			○	
				○				
				○				
				○				
				○				
				○				
				○		○	○	○
○	○							○
				○	○			
				○				○
				○				

参考5「用語解説」

【あ行】

ISO14001（29ページ）

ISO（国際標準化機構）が定める国際規格のうち、環境負荷低減のためのマネジメントシステムを指す。

IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change）（7ページ）

国連気候変動に関する政府間パネル。昭和 63（1988）年に世界気象機関と国連環境計画により設立された地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価等を行う国連の組織

青森県との県境で発生した産業廃棄物不法投棄事件（11 ページ）

平成 12 年5月、青森県から産業廃棄物処分業の許可を得ていた八戸市の業者が当該許可地及びその周辺土地に大規模な不法投棄を行っていたことが明らかとなり、関係者が逮捕された事案

ESG投資（12 ページ）

従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）の要素を考慮した投資で、気候変動等を念頭に置いた企業経営の長期的なリスクマネジメントや新たな収益創出の機会を評価する基準として、SDGs と合わせて注目されている。

硫黄酸化物（15 ページ）

石油等の硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる物質で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

5つのP（82 ページ）

SDGs の基本的な考え方として示されているもので、People（人間の潜在能力の発揮）、Planet（地球を破壊から守る）、Prosperity（豊かで満たされた生活の享受）、Peace（平和で公正かつ包摂的な社会）、Partnership（全ての人の参加によるパートナーシップ）の5つをいう。

イノベーション（20 ページ）

モノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

エコアクション 21（29ページ）

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムで、「PDCA サイクル」により、事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めている。

SDGs（Sustainable Development Goals）のゴールとターゲット（6ページ）

SDGs（持続可能な開発目標）の「ゴール」とは、重要項目ごとの到達先を示した地球規模レベルでの目標であり、「ターゲット」とは、ゴールを踏まえつつ、各国の置かれた状況を念頭に、各国政府が定めるもので達成時期や数値を含むなど、より具体的な到達点ないし経過点とされる。

SBT（Science Based Target）（9ページ）

パリ協定の2℃目標（世界全体の平均気温の上昇を産業革命前に比べ2℃以内とする世界共通の目標）の達成に向けて、科学的知見と整合した削減目標を設定することを推進する国際的な取組であり、企業による削減目標が、地球の気温上昇を産業革命前と比べて2℃未満に維持するために必要な脱炭素化のレベルと一致している場合に、それらの目標は「科学と整合した」ものとみなされる。

FRP 船（61ページ）

FRP（ガラス繊維強化プラスチック）を材料として使用している船舶

FCV（Fuel Cell Vehicle）（29ページ）

燃料電池自動車。水素を燃料として車載し、水素を空気中の酸素と化学反応させて燃料電池により発電を行い、電気を使ってモーターを駆動させて走る自動車をいう。

オゾン層（74 ページ）

大気中のオゾンは成層圏（約 10～15 ㎞上空）に約 90%存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層という。オゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護している。

【か行】

カーボン・オフセット（57ページ）

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方

環境アドバイザー（79ページ）

地域における環境保全活動の活性化や環境保全意識の高揚に資するため、有識者や環境保全活動の実践者等の中から知事が委嘱している。

環境学習交流センター（33ページ）

平成 18 年4月に県が設置した環境学習拠点施設で、環境情報の収集提供、環境学習支援、環境保全活動の支援等を行っている。

環境金融（27ページ）

環境に配慮した金融であり、金融市場を通じて環境への配慮に適切な誘因を与えることにより、企業や個人の行動を環境配慮型に変えていくメカニズムを指す。

環境マネジメントシステム（29ページ）

組織や事業者が、環境に関する方針や目標を自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいくための組織内の体制や手続き等の仕組みをいう。

揮発性有機化合物（VOC）（73 ページ）

大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物で、代表的な物質として、ベンゼン、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどがある。

グリーン ILC（34ページ）

再生可能エネルギーに由来する電力を可能な限り利用し、施設からの排熱回収や、関連施設の木造化等により、ILCを通じた持続可能なエコ社会を目指す考え方

グリーンインフラ（42 ページ）

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

グリーン電力証書（57 ページ）

グリーン電力（太陽光、風力、小水力発電等）の「環境価値」を第三者機関が認定し、取引可

能な証書として発行したものをいう。

光化学オキシダント（15 ページ）

工場や自動車等から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線により光化学反応を起こし生成されるオゾンや PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の酸化性物質の総称

光化学オキシダント注意報（88 ページ）

光化学オキシダントによる大気の汚染が著しくなり（1時間値が 0.12ppm 以上）、気象条件からその状態が継続すると認められる場合に知事が注意報を発令し、注意を呼びかける。

【さ行】

30 by 30（サーティ・バイ・サーティ）目標（31 ページ）

2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

2022 年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030 年グローバルターゲットの 1 つに盛り込まれた。

国ではこの新枠組を踏まえ、2023 年 3 月に新たな生物多様性国家戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定し、2030 年までのネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）実現に向けた目標の一つとして 30by30 目標を位置づけている。

CLT（Cross Laminated Timber）（31 ページ）

ひき板（ラミナ。鋸などで挽いて切った木の板）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料であり、建築の構造材のほか、土木用材、家具などにも使用される。

COD（Chemical Oxygen Demand）（15ページ）

化学的酸素要求量。有機物による水質汚濁の指標のひとつ。湖沼や海域について水域類型ごとに環境基準値が設定されている。

資源生産性（5ページ）

GDP/天然資源等投入量であり、より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に示す指標

自然環境保全地域（66ページ）

自然環境保全法及び自然環境保全条例に基づき、高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林、野生生物の生息地等のうち、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域をいう。

自然資本（32 ページ）

自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方であり、森林、土壌、水、大気、生物資源など自然によって形成される資本（ストック）をさす。

循環利用率（11 ページ）

循環利用量/（天然資源等投入量〔国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量〕＋資源利用量〔再使用・再生利用された資源量〕）であり、社会に投入される資源の全体量のうち、再使用・再生利用された資源が占める割合を表す指標

針広混交林（57 ページ）

針葉樹と広葉樹がまじりあった天然林に近い状態の森林を指し、森林の水源かん養機能等の公益的機能が高度かつ安定的に発揮できる森林とされる。

新・湯治（47 ページ）

多様な自然、歴史・文化、食など様々な魅力が詰まった温泉地の新しい過ごし方として、平成29年7月に環境省の有識者会議により提言された提案。多くの人が温泉地で地域資源を楽しみ、滞在を通じて心身がリフレッシュされ、温泉地を多くの人が訪れることで、温泉地のにぎわいを生み出していくことを目指している。

スマート水産業（34ページ）

情報通信技術（ICT）等を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代水産業を指す。

スマート農業（34ページ）

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代農業を指す。

スマート林業（34ページ）

情報通信技術（ICT）等を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代林業を指す。

生態系を活用した防災・減災（42ページ）

グリーンインフラ（前ページ参照）のうち特に防災・減災に注目し、生態系が有する多様な機能を生かして災害に強い地域をつくるという考え方。例えば、遊水効果（洪水時に河川の水の一部を一時的に貯留する効果）を持つ湿原の保全・再生や、多様で健全な森林の整備による森林の国土保全機能（土壌侵食防止、土砂崩壊防止、水かん養、大気浄化など）の維持などの取組を指し、防災対策と生物多様性を調和させた気候変動対策の新たなアプローチとされている。

Society5.0（20ページ）

狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」のことで、第5期科学技術基本計画で我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

【た行】

体験の機会の場（77ページ）

民間の土地・建物の所有者等がその土地・建物を自然体験活動などの体験活動の場として提供するもので、環境教育等促進法に基づき知事が認定を行う。

脱炭素社会（7ページ）

今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル〔炭素中立。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量と森林などによる吸収量が均衡すること。〕）を達成すること。

炭素生産性（5ページ）

GDP/炭素投入量であり、省エネや低炭素電源の利用など、より少ない炭素投入量でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に示す指標

地域循環共生圏（23ページ）

各地域が地域資源を最大限活用し、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し合いながら、環境・経済・社会の一体的向上による持続可能な地域づくりを目指す考え方

小さな拠点（40ページ）

地域住民が主体となって、従来の集落の範囲や単一では続けていくことが難しい活動や事業

を組み合わせていくことで、地域を維持していくための仕組み

地球温暖化防止活動推進員（54 ページ）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地域の地球温暖化の現状や地球温暖化対策に関する知識の普及、地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者を知事が委嘱している。

地球温暖化防止活動推進センター（54ページ）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止のための活動を行うNPO 法人等を知事が指定するもので、地球温暖化防止に向けた普及啓発、相談対応・助言、調査・分析を行う。

地中熱（57ページ）

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーで、地下 10～15mの深さになると、年間を通じて温度変化が見られなくなる。夏場は外気温度よりも地中温度が低く、冬場は外気温度よりも地中温度が高いことから、この温度差を利用した効率的な冷暖房等を行うことができる。

窒素酸化物（15 ページ）

石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、人の呼吸器に影響を与えるほか、光化学オキシダントを生成する物質の一つとなる。

地理情報システム（GIS）（34ページ）

地図や地形データ、航空・衛星写真などの空間情報と、地理的な位置に関連する様々なデータを統合的に扱うことができる情報システムをいう。

テロワール（33 ページ）

農作物等にその土地特有の性格を与える土壌、気候、地形、農業技術等の要素

電動車（53 ページ）

電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット自動車、ハイブリット車

天然ガスの高度利用（56ページ）

都市ガスの主な原料である天然ガスは、熱源としての効率性が高く、化石燃料の中で温室効果ガスの排出が最も少ないなど、発電において中心的な役割を果たしている。また、国では、熱と電気を効率的に供給するコージェネレーションシステムや水素源としての利用など利用形態の多様化により、天然ガスシフトを促進することとしており、脱炭素社会を実現するまでの主力エネルギー源の一つとして期待されている。

トリクロロエチレン（15 ページ）

金属部品の脱脂洗浄などに用いられる有機塩素系溶剤で発がんや神経系への影響が懸念されている。

【な行】

ネイチャーポジティブ（13 ページ）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

農業生産工程管理（GAP）（31 ページ）

農業者自らが、栽培準備から出荷・調製までの各段階で、記録、点検・評価により、食品安全、環境保全、農産物の品質、労働安全等を改善する生産工程管理手法。

【は行】

排出量取引（57 ページ）

温室効果ガスの排出枠を設定された企業が、自ら削減する方法に加えて、企業間で排出枠の取引を行うことにより、柔軟に排出削減を行うことができるようにする手法をいう。

バリューチェーン（32 ページ）

（農林水産物の）生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎ合わせ、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくる取組

PRTR 制度（75ページ）

環境汚染のおそれがある化学物質について、工場・事業場が環境への排出状況や廃棄物としての移動量を把握してその結果を行政に報告し、行政がそれを広く公表する仕組みをいう。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）（63 ページ）

人工的に作られた、主に油状の化学物質で、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

BOD（Biochemical Oxygen Demand）（15 ページ）

生物化学的酸素要求量。有機物による水質汚濁の指標のひとつ。河川について水域類型ごとに環境基準値が設定されている。

微小粒子状物質（PM2.5）（15ページ）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 2.5 マイクロメートル以下のものをいい、肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器疾患やぜんそく等の原因となると考えられている。

BDt（ビーディートン）（87ページ）

「ビーディートン」と読み、日本語では「絶乾トン」という。重量を表す単位であり、絶乾比重（含水率0%）に基づき算出された実重量を指す。

フェアトレード（30 ページ）

開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す貿易の仕組み

複層林（70 ページ）

複数の林冠（林の最上を覆う枝葉の層）で構成される森林を指す。

保健休養（70 ページ）

森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃（あい）、ばい煙等のろ過機能を指す。

【ま行】

マイクロプラスチック（11 ページ）

微細なプラスチック類のこと。一般に5mm 以下のものをいう。含有・吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

水インフラ（37ページ）

貯留から利用、排水に至る過程において水の利用を可能とする施設全体を指すものであり、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等をいう。

MW（メガワット）（8ページ）

「メガワット」と読み、電力を表す単位。発電設備の定格出力（設備容量）を示し、1MW=1,000kW（1,000,000W）で、1,000MW は 1,000,000kW（100 万 kW）となる。瞬時の電

力を表すものであり、実際に発電された電力量とは異なる。

モビリティ・マネジメント（55ページ）

直接、個人に対して移動方法に関する各種情報（環境への影響や健康との関連、公共交通の便利な使い方など）を提供して、主にクルマ利用から公共交通利用に誘導する交通施策

【ら行】

リスクコミュニケーション（75ページ）

化学物質等によるリスクを効果的に低減するため、事業者、住民、行政、専門家等の関係者が情報を提供しあって共有し、意見交換を行うことにより、相互理解を図ることをいう。

リモートセンシング技術（34ページ）

「物を触らずに調べる」技術。様々な種類があるが、人工衛星に専用の測定器（センサー）を載せ、森林伐採、砂漠化、農作物（水田）の状況など地球を調べる（観測する）ことを衛星リモートセンシングという。